

第2期彦根市環境基本計画および地域行動計画（素案）

目 次

第1章 基本事項

1 計画策定の背景	-----	1
2 計画の目的	-----	1
3 環境基本計画と地域行動計画の位置付けと性格	-----	3
(1) 環境基本計画と地域行動計画の関係		
(2) 2つの計画を組み合わせた理由		
(3) 市の総合発展計画、その他の計画との関連		
4 計画策定の意義	-----	5
5 計画が取り扱う環境の範囲	-----	5
6 計画の対象範囲	-----	6
7 計画の期間	-----	6

第2章 彦根市の環境の現状と課題

1 環境の現状	-----	7
2 環境についての課題	-----	1 4
3 環境についての市民の考え方	-----	1 9

第3章 基本方針

1 彦根市の環境像	-----	2 4
2 計画の理念	-----	2 5

第4章 良好的な環境の保全と創出に向けて

1 計画の基本方向と目標の体系	-----	2 6
2 施策の基本方向	-----	2 8
3 個別目標ごとの取組	-----	3 4
4 地域別の重点的取組	-----	6 3

第5章 地球環境保全のための重点行動

1 地球環境問題について -----	6 5
(1) 地球環境問題とは	
(2) 地球環境問題の性格	
(3) 複雑に絡み合う環境問題	
2 地球環境保全のために -----	6 6
(1) 今、わたしたちに求められること	
(2) 今、わたしたちにできること	
3 地球環境保全に関する基本方針 -----	6 7
4 彦根市における地球環境保全に向けた重点行動を要する実態 -----	6 9
(1) 温室効果ガスの排出量の実態	
(2) ごみ等の発生量の実態	
(3) 環境学習会等参加の実態	
5 重点行動のテーマと行動目標 -----	7 4
6 重点行動のテーマと行動 -----	7 7
7 環境コミュニケーションのためのコラム -----	8 0

第6章 計画の進行管理

1 年次報告書の作成 -----	1 0 2
2 市民環境フォーラムと環境パートナー委員会 -----	1 0 2
3 環境基本計画および地域行動計画推進本部の設置 -----	1 0 3
4 パートナーシップに基づく計画の推進 -----	1 0 4

第 1 章 基 本 事 項

1 計画策定の背景

彦根市は、平成12年度(2000年度)に彦根市環境基本計画および地域行動計画を策定し、以後10年にわたり計画の推進を図り、望ましい環境像「自然と歴史をいかし 恵みゆたかな環境をはぐくむまち 彦根」の実現に向けてさまざまな施策に取り組んできました。また、平成20年(2008年)7月7日には、低炭素社会構築都市宣言をし、温室効果ガスの削減に向けて更なる努力を続けてきました。

世界各国においても地球規模での空間的広がりや将来世代への影響という時間的広がりをもつ人類の生存基盤である地球環境問題に対するさまざまな努力が続けられています。

しかしながら、現在も地球上のいたるところで地球温暖化を始めとした、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少、酸性雨、砂漠化など地球規模でのさまざまな環境問題が深刻化し、人類と生物の共通の生存基盤そのものがゆるぎはじめています。

これらの環境問題は、これまでの資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を大量に発生させる私たちのライフスタイルが環境へ負荷を与え続け、その結果、自然界がもつ回復能力の限界を超えたことが原因となっています。私たちは、この原因についても十分理解できているはずですが、依然としてライフスタイルは環境優先とは言えず、利便性が求められ続けています。

このような問題を解決するためには、一時しのぎの方法では対処できず、社会構造の問い合わせ直しを始めとした人類の意識改革が必要であると考えます。

本市においても、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことが出来る良好な環境を保全・創出し、将来の世代に引き継いでいくため、地球環境も視野に入れた取り組みを行っていく必要があり、市民、市民団体、事業者、行政などが連携・協力を密にし、情報の共有化を図り、共通の認識のもとで、環境問題に取り組んでいくことが求められています。

よって、この10年間を統括したうえで、地球温暖化や廃棄物、化学物質など複雑かつ多様化する環境問題や社会・経済の変化に合わせ見直しを行い、市を構成するさまざまな主体が一体となって行動していくため、10年先を見据えた第二期「彦根市環境基本計画および地域行動計画」を策定することとしました。

2 計画の目的

現在の環境問題を解決するためには、地域経済や生活の質の維持との調和を図りながら、環境への過剰な負荷を見直し、循環を基調としたシステムへ転換し、持続可能な社会を築いていくことが求められており、私たちが果たすべき未来の世代に対する責任もあります。

こうしたことから、本市では、平成11年(1999年)3月、市民、市民団体、事業者そして市(行政)が共通の理念に基づき、それぞれの立場で連携しあいながら、良好な環境の保全と創出を推進するための規範となる「彦根市環境基本条例」を制定しました。

本計画は、彦根市の良好な環境の保全と創出、さらには地球環境保全に向けた長期的な目標と施策の方向性を示し、施策・事業の総合的、計画的な推進により「彦根市環境基本条例」の基本理念の具現化を図るとともに、他の本市が策定する計画に基づき実施する諸施策の環境面における調整を図っていくためのものです。

彦根市環境基本条例の理念に基づき、彦根市の良好な環境の保全と創出、さらには地球環境保全に向けた長期的な目標を定め、環境問題への取り組み方向を具体的に示すこと。

環境に関する施策の総合的体系的な整理を行い、目標の達成に向けて施策を推進していくための方向性を明らかにすること。

環境に配慮した生産・生活スタイルへの転換を促進するため、具体的な行動例・行動指針を示すこと。

計画の実効ある推進のため環境指標を定め、短期・中期の目標を設定するとともに、より具体的な目標の設定や目標達成のための具体的手法を提示すること。

すべての市民の行動により目標を達成するため、各主体の役割や取り組むべき方向を明らかにし、主体間のパートナーシップのあり方について具体的に示すこと。

彦根市環境基本計画
および
地域行動計画

3 環境基本計画と地域行動計画の位置付けと性格

(1) 環境基本計画と地域行動計画の関係

彦根市環境基本条例第11条では、「良好な環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画」として環境基本計画を策定しなければならないことを規定しています。そして、計画には「長期的な目標、施策の方向と指針、その他の重要事項を定める」こととなっています。

また、彦根市環境基本条例第13条では、「地球環境の保全に資するために、持続的発展が可能な社会の実現に向けた地域行動計画」を策定しなければならないこととしています。そして、行動計画には「地球環境保全に関する基本方針、地域目標、行動指針その他の事項を定める」こととなっています。

環境基本計画では、身近な環境や市全体の環境を良好な状態にしていくために、どのような方針で臨み、どのような施策や対策を講じていけばよいのかを明らかにします。また、そのために、それぞれの主体がどのような役割分担で取り組み、協力しあうのかについて整理します。

地域行動計画は、ローカルアジェンダとしての位置付けと、環境基本計画を実質的にすすめていく計画としての位置付けを有しています。

ローカルアジェンダの位置付けとしては、地球環境保全のために、わたしたちは何をし、どのように行動すべきなのかを体系的に整理し、具体的行動について提示します。

一方、環境基本計画を実質的にすすめていく地域行動計画の位置付けとしては、環境基本計画の中で整理され、体系化された施策や対策について、それぞれの主体が具体的に何をしていくべきのかを示します。

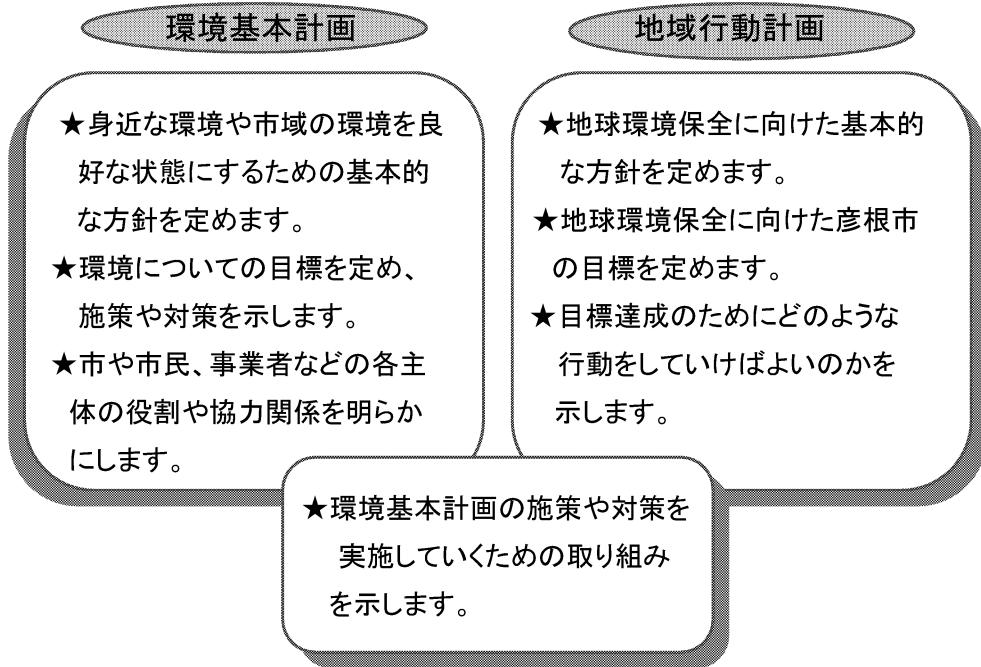
このように、ここでは環境基本計画と地域行動計画の2つの性格をもった計画を策定します。

(2) 2つの計画を組み合わせた理由

環境に関する計画は、良好な環境を築くための方策のみを示すのではなく、具体的な目標や、目標を達成していくための各主体の役割、行動の方向性、協力協働のあり方を示すことにより、実効性のある計画とする必要があります。

このために、施策の方針や方向性を明らかにした環境基本計画と具体的な行動や役割分担を明らかにした行動計画の双方を策定する必要がありますが、2つの計画は互いに関連しあっていることから、ともに関連する1つの計画として整理した方が分かりやすく、望ましいものとなります。

環境基本計画と地域行動計画



(3) 市の総合計画、その他の計画との関連

彦根市環境基本計画および地域行動計画は、彦根市総合計画および彦根市国土利用計画の理念を実現するための、環境面における基本計画、行動実践計画としての位置付けをもつものです。

また、彦根市環境条例第9条第1項では「市は自らが策定し実施する施策について、環境優先の理念の下に、良好な環境の保全と創出を図ることを旨として行わなければならない。」としており、本計画は、都市計画やその他の本市が策定する計画に基づき実施する諸施策の環境面における調整機能としての性格を有しています。

4 計画策定の意義

本市において良好な環境を保全し創出していくためには、環境の現状を把握し、課題を整理するとともに、望ましい環境像を示しながら、目標に向かって具体的な施策を推進することが必要です。

また、目標を達成するための施策や行動の推進にあたっては、市の積極的な事業展開とともに、すべての市民が環境に配慮した行動にこころがける取り組みを強める必要があります。そのためには、より具体的な行動の方向付けや指針を体系的に整理し、市民共有の計画としていかなければなりません。

また、市民・市民団体・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割を果たしながら連携し、市全体として環境優先の大きな流れを築き上げていく必要があります。

そのために、環境基本計画および地域行動計画を策定し、良好な環境の保全と創出に向けての方向性を明らかにしていくものです。

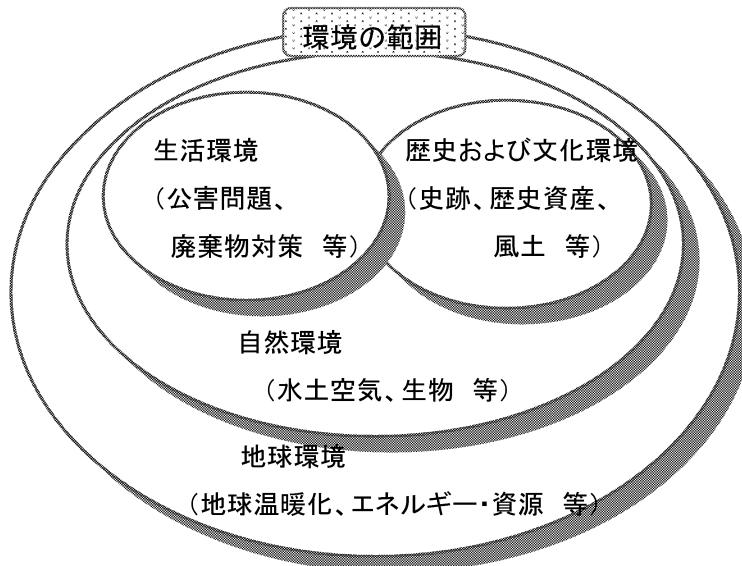
また、計画はその進行管理が重要であり、計画に基づき実施される施策等について、毎年、評価・検討を加え、その結果を次年度以降に反映させていく体制を築いていかなければなりません。

5 計画が取り扱う環境の範囲

○彦根市環境基本条例では、環境の範囲について次のように規定しています。「現在および将来の市民が健康を維持し、健全で快適かつ文化的な生活を営むことができる生活環境、自然環境ならびに歴史および文化環境をいう。」

○条例の規定を受けて、この計画の中で取り扱う環境の範囲を、生活環境(公害問題、廃棄物対策、生活空間や人の活動に関することなど)、自然環境(水土空気、生物などに関すること)、歴史および文化環境(史跡や歴史資産、地域の風土や文化と環境のかかわり)とします。

また、地球環境は自然環境のひとつであると考えられますが、計画では、大きな位置付けをもたせています。

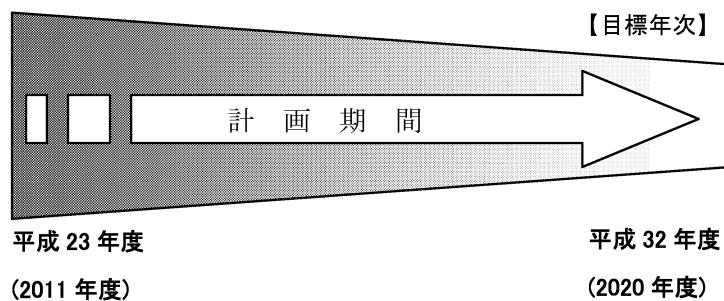


6 計画の対象範囲

彦根市全域を対象としますが、彦根市の環境は市域のみで独立して形成されている訳ではなく、周辺地域との一体性を考慮する必要があります。また、琵琶湖やその下流地域に及ぼす影響も念頭に置きながら、広域的観点を考慮して計画を策定します。

7 計画の期間

- 2050年を展望しつつ、彦根市総合計画および彦根市国土利用計画との整合を図るため、平成23年度(2011年度)から平成32年度(2020年度)までの計画とします。
- 計画は、社会情勢等の変化に対応できるよう、必要な見直しを行っていきます。
- なお、本計画では、中間目標を平成27年度(2015年度)、計画目標を平成32年度(2020年度)として設定します。



第 2 章 彦根市の環境の現状と課題

1 環境の現状

○彦根市の社会動向

地勢

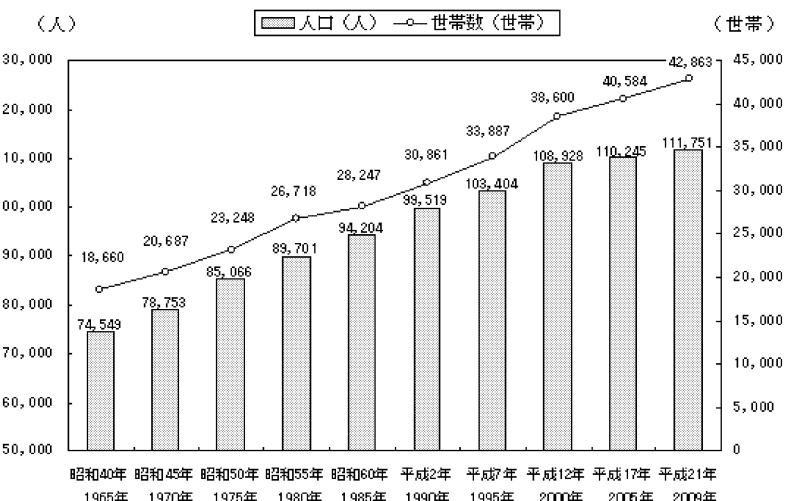
- ・本市は、昭和12年(1937年)に1町5村が合併して市制が施行され、その後、近隣2町6村を合併して、昭和43年(1968年)に現在の市域となりました。
- ・本市は、琵琶湖の東北部に位置し、平成21年(2009年)には本市を含む1市4町(愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)の間で「湖東定住自立圈形成協定」が締結されたのをはじめ、湖東における中心都市としての役割を期待されています。

彦根市(市役所)の位置……東経136° 15' 北緯35° 16'
面 積……196. 84km²
(琵琶湖の面積:98. 69km²を含む)
高 度……最高682. 2m 最低85. 6m
地 域……東西24. 24km(湖面域:1. 74km)
南北19. 14km(湖面域:6. 79km)

人口

- ・本市の人口は、平成21年(2009年)10月1日現在、111, 751人で、滋賀県内では、大津市、草津市、東近江市に次ぐ4番目の人口となっています。年齢構成別では、年少人口(0~14歳)が減少傾向、生産年齢人口(15~64歳)では、15歳~34歳で減少傾向にあり、逆に老人人口(65歳以上)は増加しています。
- ・人口増加率は、近年、0. 4%程度と伸び悩んでいますが、世帯数は1. 5%程度の伸びを示しています。

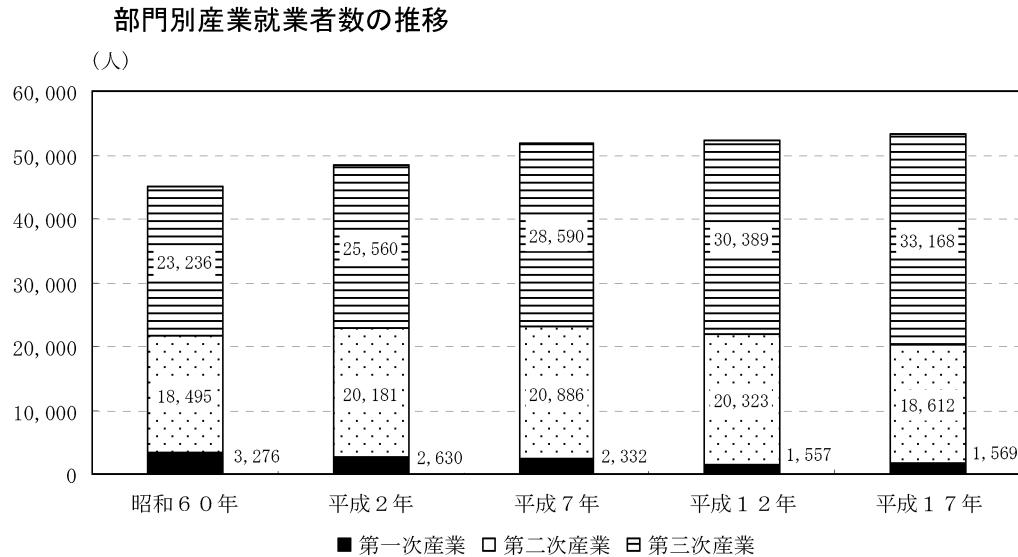
人口・世帯数の推移



産業

- ・部門別の産業就業者割合をみると、過去20年間の推移として、第1次産業が1/2に減少し、逆に第3次産業は1. 4倍の伸びを示しています。
- ・農地面積は農家数とともに減少しています。
- ・工業では、事業所数は減少傾向にあるものの、従業員数は横ばい、製造費出荷額等については増加傾向にあります。
- ・商業では、店舗数は減少傾向にありますが、近年、従業員数や年間販売額では微増加傾向にあります。

・本市の観光資源は、彦根城をはじめとする史跡や社寺仏閣など多くの歴史文化資産を有するとともに、鈴鹿山脈から流れる芹川、犬上川、宇曽川、愛知川等は肥沃な穀倉地帯を形成しながら琵琶湖に注ぎ、四季折々の木々や草花が創出する水と緑の豊かな自然環境資源にも恵まれ、歴史景観に彩りを与えています。



都市形成

・地目別の土地利用の変化からみ

ると、年々水田や畠などの自然的な土地利用が減少し、これにかわって、宅地などの都市的な土地利用が増加してきています。

・しかし、田畠や山林などの自然土地利用割合はおおよそ55%を占め、豊かな自然も多く残されています。

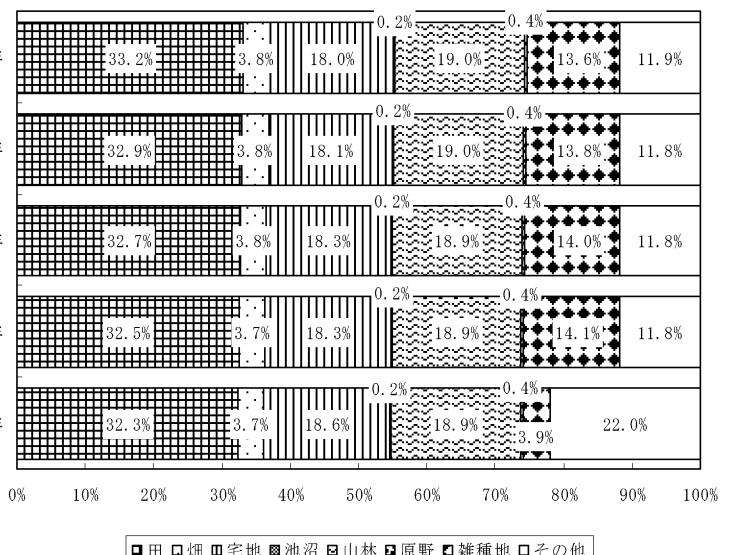
・近年、宅地開発に伴う人口の増加が、市域の中央部から郊外へと広がり、JR河瀬駅周辺での市街化が進んでいます。

・主要幹線道路として、国道8号が市街地の外縁部を南北に、県道25号が琵琶湖沿いに走っています。また、名神高速道路が市東部を通過しており、交通の要衝となっています。

・都市公園は、138.49haが開設されていますが、市民に身近な近隣公園などの整備が求められています。

・公共下水道の整備は、平成22年(2010年)4月1日現在、人口普及率が75%であり、全国平均を若干上回っています。

地目別土地面積の構成比の推移



市民生活

・公共交通機関は、鉄道網として、JR東海道本線(4駅)および近江鉄道本線(7駅)が南北に走っています。乗客数は彦根駅が最大となっています。彦根駅と南彦根駅は、増加傾向にありますが、その他は減少または横ばい状態となっています。

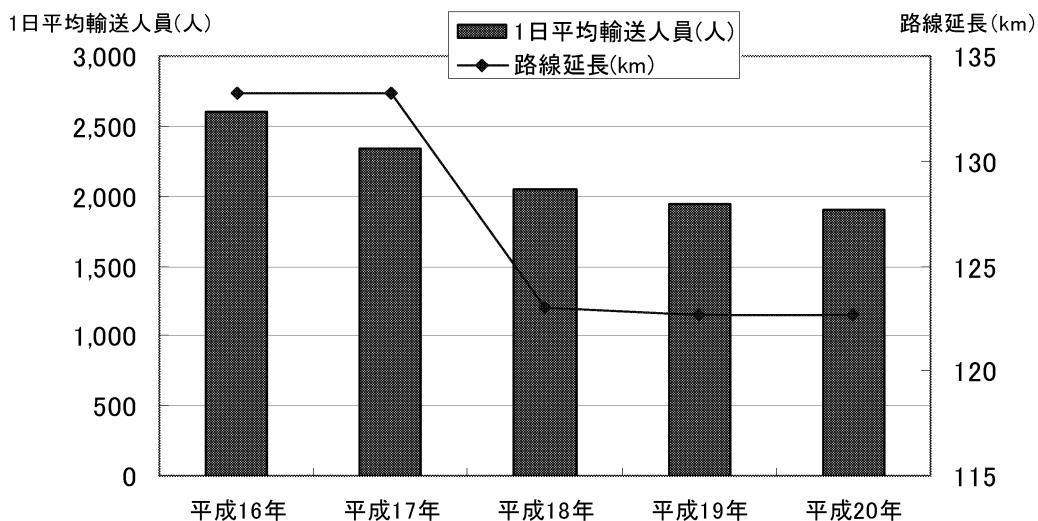
・バスの利用者は年々減少傾向にあり、市民の移動手段として、自家用車の利用が一般化しています。

J R 各駅の 1 日平均乗客数の推移

(単位:人)

	彦根駅	南彦根駅	河瀬駅	稲枝駅	合計
平成 16 年	9,263	4,548	3,123	2,616	19,232
平成 17 年	9,384	4,704	3,195	2,616	19,550
平成 18 年	9,767	4,800	3,220	2,586	19,899
平成 19 年	10,119	4,935	3,318	2,560	20,373
平成 20 年	10,339	5,034	3,251	2,525	20,932

バス路線延長・輸送人員の推移



・自動車保有台数は、年々増加を示しており、1世帯あたりの保有台数が平成20年(2008年)4月1日現在で約1.7台となっています。それとともに交通量が増え、主要な道路の混雑の度合いを増しています。

・道路網は、国道2路線、主要地方道3路線、一般県道13路線で構成されています。道路交通量は国道2路線と県道彦根米原線で1日2万台を超えており、混雑度の高い道路となっています。その他の主要道路では、1日1万台を超えるところが多くなっています。

主要幹線道路の交通量の状況(平成 17 年道路交通センサス)

道路名称	観測地点名	交通量		混雑度	大型車 混入率(12h)
		12時間	24時間		
一般国道8号	鳥居本町	14,851	19,900	1.36	31.7
	東沼波町	18,419	27,037	1.45	22.4
一般国道306号	原町	18,776	24,221	2.05	21.9
(主)大津能登川長浜線	甘呂町	7,019	9,055	0.72	4.2
	平田町	14,802	18,947	1.32	4.8
(主)彦根停車場線	佐和町	7,445	9,530	0.87	6.9
(主)彦根近江八幡線	中央町	11,953	15,300	1.33	6.0
	柳川町	12,397	16,428	1.34	24.4
	須越町	11,953	15,300	1.01	6.0
(県)新海上稻葉線	下稻葉町	3,009	3,821	0.52	14.3
(県)三津屋野口線	川瀬馬場町	3,978	5,052	0.50	7.5
(県)八坂高宮線	開出今町	1,881	2,389	0.38	4.7
(県)稻枝沢線	肥田町	1,968	2,499	0.36	4.4
(県)賀田山安食西線	賀田山町	6,199	7,873	0.93	15.1
(県)神郷彦根線	安食中町	4,995	6,344	0.59	7.2
(旧名)三津彦根線	平田町	10,559	13,522	1.03	4.3
(県)橋向東沼波線	新町	874	1,119	3.60	1.7
(県)高宮停車場線	高宮町	1,148	1,481	0.55	2.8
(県)水谷彦根線	鳥居本町	1,056	1,341	0.24	2.8
(県)彦根米原線	松原町	16,867	21,421	1.31	6.2
(県)彦根港彦根停車場線	松原町	8,640	11,059	0.63	17.0
(県)彦根城線	古沢町	13,685	17,517	1.02	12.6
(県)彦根環状線	戸賀町	13,889	17,639	1.58	6.9

○自然環境の状況

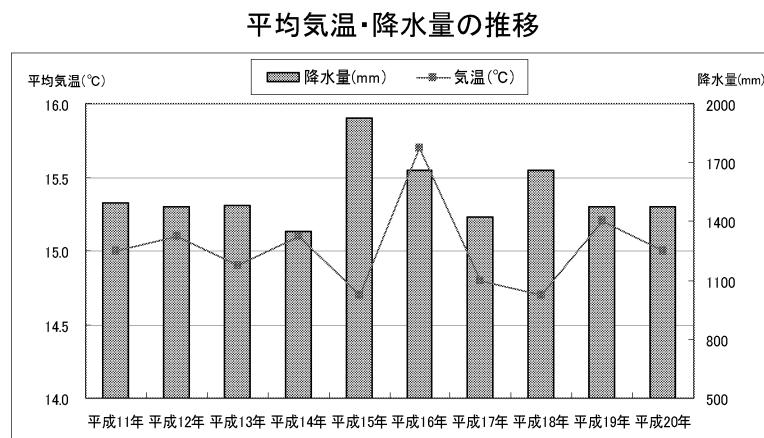
地形

- ・市域の大部分は、芹川・犬上川・宇曽川・愛知川などの河川によって形成された三角州低地からなっています。
- ・芹川以北では、東部に鈴鹿山脈がせまり、山地・丘陵地が広がっています。
- ・市街地北部から琵琶湖にかけては、干拓地を含む埋立地が広がっています。

気象

- ・昭和46年(1971年)から平成12年(2000年)の30年間の平均気温は14.4°Cですが、平成11年(1999年)から平成20年(2008年)までの10年間の平均気温は15.0°Cとなっており、全般に高く推移しています。特に高い平成16年(2004年)は、年間を通して平均気温が高くなっています。

- ・昭和46年(1971年)から平成12年(2000年)の30年間の平均降水量は1617.9mmですが、平成11年(1999年)から平成20年(2008年)までの10年間の平均降水量は1542.1mmとなっており、少なく推移しています。平成15年(2003年)は、暖候期を中心に台風や梅雨前線の影響で降水量が多くなっています。



水・土

- ・琵琶湖や河川の水質は、下水道の普及などにより改善がみられるところもありますが、様々な要因により、依然として汚濁の広がりがみられます。また、河川の水量が減少し、渇水期には水流のない河川もみられます。
- ・古くから地域で活用されていた湧き水も減少してきています。地下水は依然として豊富な地域もありますが、一部の地域では化学物質による地下水汚染がみられます。
- ・人工護岸の整備や水量の減少等により、水に親しむ機会が減少してきています。
- ・本市は20kmにおよぶ湖岸線を有しています。本市の湖岸は比較的自然の状態が維持され、特に南部では滋賀県の郷土種に指定されているヨシやヤナギ、ハマヒルガオがみられるほか、ハマエンドウ、ミゾコウジューといった貴重な植物が生育し、景観上も優れたものをもっています。
- ・都市化の進行や開発地の拡大により舗装面積が広がり、自然の土が減少してきています。このことが、降雨時における河川の急激な水量増加の原因にもなっています。
- ・農薬や化学肥料などの化学物質の使用により、土本来の機能が低下してきています。
- ・水や大気からの影響を受けて、土壤への化学物質の蓄積が心配されます。

大気

- ・大気の状況は、全体として良好な状態にあります。工場や自動車の影響は、以前に比べて改善されていますが、地球規模で言えば、開発途上国による排出ガスや砂漠化による黄砂の影響を受けることが考えられます。地球環境問題を考えると、開発途上国への排出ガス削減の技術支援等に努める必要があります。
- ・一般廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類排出問題は、全国的に大きな関心を集めました。本市では、清掃センター焼却炉におけるダイオキシン類排出対策の改修工事が平成13年(2001年)3月に完了しました。ダイオキシンの調査は毎年実施していますが、排出基準を大きく下回っています。今後も排出抑制に努める必要があります。
- ・ここ数年の中で、市に寄せられた公害苦情で最も多いものが野焼きに代表される屋外焼却行為です。不適正な焼却行為は近隣に大変な迷惑をかけています。
- ・大気の汚染のひとつに、悪臭問題があります。悪臭は、主に工場や商店がその発生源となっています。
- ・騒音については、環境基準を上回るところが多くなっています。その主な原因は自動車によるものです。また、騒音の発生源は工場や事業場ばかりではなく、商業活動に関するものからレジャー・家庭生活まで様々であり、時には静穏な生活に深刻な影響を及ぼすことがあります。

生物

- ・平成11年度(1999年度)から平成16年度(2004年度)で行った自然環境調査では、市内に自生・生息が確認されたものおよび記録が残っているものを合わせ、植物1,518種、哺乳類30種、鳥類166種、淡水魚類62種、チョウ類94種、トンボ類74種、セミ類8種が、「彦根市で大切にすべき野生生物」に記録されています。

貴重種種数一覧表

(種)

カテゴリー	植物	哺乳類	鳥類	昆虫	淡水魚類	小計
絶滅種	4	2	0	2	1	9
絶滅危惧種	24	2	2	4	13	45
危急種	21	2	15	3	5	46
希少種	61	5	78	15	8	167
要注目種	22	14	12	2	11	61
合計	132	25	107	26	38	328

- ・市内には、魚類のブラックバスやブルーギル、植物ではナガエツルノゲイトウやオオキンケイギクなどの特定外来生物が存在しており、近年では哺乳類のアライグマの生息が確認されています。

※ 大気…地球を多い包む気体を表現します。

※ 空気…酸素を含み呼吸ができる身近な大気を表現します。

地球環境

・地球環境問題は、国において次の9つの項目に整理されています。

- | | | |
|----------|-------------|--------|
| ①地球温暖化 | ②有害廃棄物の越境移動 | ③海洋の汚染 |
| ④オゾン層の破壊 | ⑤生物多様性の喪失 | ⑥酸性雨 |
| ⑦熱帯林の減少 | ⑧開発途上国の公害問題 | ⑨砂漠化 |

・地球環境問題は、一見、わたしたちの生活とかけ離れた問題として捉えがちですが、いずれも、わたしたちの日常生活と深い関わりをもっています。また、地球環境の悪化はそのままわたしたちの生活に大きな影響を及ぼし、ひいては人類の生存をも危うくする重大な問題です。

・特に地球温暖化は、石油などの化石燃料の大量使用により深刻さを増しているといわれています。わたしたちは、エネルギーの使用によりかつてない便利で快適な暮らしを享受していますが、その反面、地球に大きな負荷をかけていることを忘れてはいけません。



出典:全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト(<http://www.jccca.org/>)より

○まちや物の状況

建造物

- ・本市には、彦根城をはじめとした歴史的建造物が数多く残されています。これらは、まち並みと一体となって趣のある景観をかもしだしています。
- ・まち並みや建物、電柱や屋外広告物などの工作物は、道路や河川、その他の地形的な要素や樹木などと融合して、全体としてまちの景観を形づくっていますが、画一的であったり、周辺との調和の観点から、さらに改善すべきところが多くみられます。
- ・建物は、それ自身が環境になにかの負荷を与えています。しかし一方では、建物なしではわたしたちは生活していくことができません。環境にできるだけ負荷を与えない建物や、その維持管理の方法について検討する必要があります。

製造物

- ・わたしたちが使用し、あるいは利用している物は、その大半が最終的にはごみになります。そして、その処理・処分は、環境に大きな負荷を及ぼします。
- ・また、処理・処分の過程だけではなく、不法に投棄されることにより環境汚染を引き起こしたり、自然環境に負荷を与え、また景観を阻害しています。
- ・ごみが増加する原因の根底には、過剰包装や豊富な物の供給の問題があります。これらは、大量生産・大量消費という現在の社会構造にまでかかわってきます。

2 環境についての課題

環境基本計画および地域行動計画で取り扱う環境の範囲は、5ページに示したとおりですが、環境についての課題を整理する場合、できるだけ具体的な項目に分類した方が問題点を発見しやすくなります。

のことから、以下のような分類で課題を検討しました。

彦根市の 環境の課題	自然のもの	水・土	地球環境
		大気	
		生物	
	人がつくりだしたもの	建造物・交通機関	
		製造物	

水、土

- 琵琶湖の水質汚濁や琵琶湖岸の環境保全、景観保全
- 河川水量の減少と水質改善
- 小規模水路の水質汚濁、水量の減少、人工護岸による生物との共存低下
- 地下水・涌き水の減少、地下水汚染
- 各種排水による水質汚濁、中でも生活排水問題
- 自然の水文化の衰退
- 自然の土、未舗装地表面の減少
- 土壌機能の低下、土壌活力の低下
- 各種土壤汚染の進行
- 土壤浸食と河川機能への影響
- 地下水かん養との関連
- 土活用の衰退

水環境は、人や生物の命に直接かかわりのある問題であるとともに、あらゆる環境を構成する、大変重要な要素といえます。

土環境は、生物との関連において大変重要な役割を担っており、土そのものの重要性を考えた自然地表の確保や土本来の機能、活力維持をとり戻す対策や土壤汚染対策が大きな柱となります。

また、土環境は農業等の生産基盤としての観点や自然とのふれあい推進のうえからも重要な要素になります。

《本市での特徴点》

- ★20kmにおよぶ湖岸線をもっていることから、琵琶湖の水質保全とともに、景観を含めた湖岸の環境保全が重要です。
- ★芹川や犬上川は市街地の近くを流れる規模の大きな河川であり、川とのふれあいを増進させてくれる様々な要素を持っています。こうした河川の水質保全や親水性の拡大が必要です。
- ★愛知川や宇曽川・犬上川などの大規模河川は、上流の隣接町とのかかわりがあります。水質保全の

ためにどのような協力関係を築くのかも重要となります。

★小規模水路は生活排水などによりドブ川となっているところが多くあります。身の回りの排水対策を強化するとともに、身近にふれあうことができる水環境の創出が求められます。

★旧港湾、彦根城の堀、曾根沼などの池・沼は、歴史的にも彦根の人々との深いいかわりをもちながら現在の姿を残しています。このような水環境の保全と賢明な活用について、検討する必要があります。

★開発の進行やアスファルト舗装等の拡大による自然地表面の減少は、生物をはじめとした身近な自然への影響とともに保水能力の低下による降雨時の排水や地下水のかん養などにも影響が出てきます。いかに工夫しながら自然の土壤を培っていくか、検討が必要です。

★健全な農地や山間地を守るとともに、適切な管理による人と土との良好な関係をいかに築くかを考えいく必要があります。

大気

- 工場・事業場排ガスの影響
- 化学物質の拡散
- ごみ量の増加とごみ焼却時の諸問題
- 自動車の普及による大気・騒音環境の悪化
- エネルギー使用の増加
- 工場・事業所の悪臭
- 野外焼却による悪臭

大気環境は、便利さ・快適さの広がりの代償として地球環境へも影響を及ぼすほどの状況になってきました。便利さ・快適さに一定の制限を加えるのか、それとも、自然エネルギーへの転換をすすめることにより新たな方向を模索していくのか、検討が必要です。

《本市での特徴点》

★本市は、国道8号や名神高速道路、新幹線などが通過し、交通の要衝でもあります。このことから、自動車排ガスによる空気の汚染や騒音などが問題となります。

★市内には、大規模工場から小規模なものまで、数多くの事業所があります。こうした事業所は的確な環境対策により、周辺地域との共存を図る必要があります。

★環境への負荷の少ないエネルギー利用は、地球規模の環境問題の解決にもつながるものです。この問題に本市としてどのように臨むのか、重要な問題です。

★廃棄物問題は分別やごみの減量など、市民のみなさんの協力が不可欠な問題です。設備面での対応はもとより、ごみの排出時から処理・処分の過程で循環型の体制をどのように組み立てるのか検討を深めなければなりません。

★いまだに野焼きの苦情が絶えません。廃棄物の不適正な焼却行為が、近隣に迷惑をかけることを理解いただくためにも継続的な啓発の必要があります。

生 物

- 樹木の減少
- 古木の衰退・歴史ある樹木の保全管理
- 山地や里山管理
- 生物の生息空間の減少
- 生物多様性の減少
- 貴重動植物の保全
- 自然とのふれあいの場や機会の減少

生物環境は、身近な自然の構成や地域的な自然の状態、広域的な生息空間の確保等、あらゆる角度から検討する必要があります。その中でいかに人との共生を図るかということが重要であり、人間形成や学習の機会確保の観点からも検討していくなければなりません。

《本市での特徴点》

★本市は、鳥居本の山間地や南部に広がる湖東平野、鈴鹿山系に端を発する河川など、いくつもの特徴ある地形を形づくっています。また、20kmにおよぶ琵琶湖の湖岸線をもつとともに、池や沼なども残っています。このようなところは豊富な生物が生息する場であり、適切な保全と活用について検討が必要です。特に琵琶湖は、生物にとって、ゆたかな恵みを育んでくれる貴重な財産であり、平成5年(1993年)6月には、ラムサール条約の登録湿地に指定されました。水鳥等との共生をはじめとした活動など、湖と周辺地域の賢明な利用を図っていく必要があります。

★生物が安心して生息でき、しかも私たちと共生できる関係をいかに築いていくかを考えるとともに、その中で、身近な生物環境を創出したり、樹木を増やす施策をどのようにすすめていくのか検討しなければなりません。

★本市は、彦根城をはじめ歴史的な空間や貴重な樹木等が数多くあります。このような空間や景観の保全と創出についても検討が必要です。

★自然は環境学習の場として大変重要な位置付けをもっています。環境学習や環境教育を推進していく場として、本市には貴重な場所がたくさん残っています。こうした学習の場について、その活用のあり方の検討が必要です。

★平成17年度(2005年度)に発刊した「彦根市で大切にすべき野生生物 -レッドデータブックひこね-」では、貴重な動植物の存在の確認や、絶滅が心配される種についての本市の状況が掲載されています。しかし、市内の自然環境やそこに生息する野生生物をとりまく状況は年を追うごとに刻々と変化しており、レッドデータブックもそれに対応する必要があるため、調査の継続実施や、貴重な動植物の保全のあり方について検討しながら、自然と市民との共生をめざしたまちづくりをすすめていく必要があります。

地球環境

- 大気汚染対策と温室効果ガスの削減対策
- 生態系の保全
- 廃棄物対策とリサイクル体制の整備
- 地球環境問題の理解と市民行動、国際協力

地方自治体で取り組む地球環境保全対策は、一つひとつの施策や行動が地球環境とどのように結びついているのか、またその成果をどのように評価するのかを明らかにすることが大切です。だれもが取り組める分かりやすい指針として整理する必要があります。

《本市での特徴点》

★本市では、平成20年(2008年)7月7日に行った「彦根市低炭素社会構築都市宣言」に掲げられた責務を自覚し、市民1人ひとりがあらゆる分野において温室効果ガスの排出削減のための行動を実践できるような実効性のある施策を展開していく必要があります。

★湖東圏域の森・里に育まれるきれいな水などの豊かな資源と生み出されうる再生可能なクリーンエネルギー資源を最大限に活用する仕組みを圏域に創り上げることにより、低炭素社会の活性化を図る必要があります。

★植物では、オオキンケイギクやナガエツルノゲイトウなどの特定外来生物の生息域が拡大しつつあり、在来生物の生息域を脅かしています。また、近年ではアライグマによる農作物や家屋侵入などの被害も確認され、外来生物による彦根市固有の生態系への影響が懸念されています。外来生物の生息域が急速に拡大する前に、防除・駆除対策を展開していく必要があります。

★安定的なリサイクル対策を進めるため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)に基づく各種分別収集、リサイクル施策を継続するとともに、食品リサイクル対策など、幅広いリサイクル対策の推進を図っていかなければなりません。

建造物・交通機関

- 景観対策・歴史的環境の整備
- 住宅を含めた建造物のあり方、市民交流やまちの活性化問題との関連性
- 公共用地の活用
- 便利さと環境保全が調和した交通環境
- エネルギー・廃棄物対策

人が生活する中で、建造物や交通機関は必要不可欠なものです。特に近年の都市化の進行により、より豊かな生活を送るために様々な建造物が建設されています。こうしたことについて、環境への負荷の低減と豊かさの接点をどこに見出し、どのような方向を目指すのか検討が必要です。

《本市での特徴点》

- ★本市は、「彦根市景観条例」を制定し、積極的に景観対策に取り組んでいます。歴史的な建造物の保全・活用とともに、その他の建造物や住宅等の景観対策、自然景観との調和について考えていく必要があります。
- ★建造物や住宅、交通機関については、エネルギーとの関連も重要な問題です。市街地や農村地域など、ひとつの尺度で判断できない地域的特色を加味しながら、環境負荷の低減に向けた方策を検討しなければなりません。
- ★建造物は市民の生活環境と深いかかわりがあります。視覚や便利さでの考察とともに、自然環境やうるおいある快適な環境との関係について検討する必要があります。

【製造物】

- ごみ量の増大、ごみ質の変化
- 散在性ごみ、不法投棄対策
- リサイクル体制の未確立
- グリーン購入の意識浸透、実践拡大
- 資源、エネルギー対策

大量生産、大量消費、大量廃棄の現代社会において、そこから発生している様々な問題点や課題を解決するためのシステムの確立が求められます。そのためには、社会構造そのものにメスを入れるとともに、市民の意識改革等の取り組みが重要となってきます。

《本市での特徴点》

- ★増加し続けるごみへの対応は第一に、ごみの発生そのものを抑制することにあります。そのためには何をしなければならないのか、どのようなしくみを作っていくのか、重要な検討課題です。
- ★道路や湖岸などには、散在性ごみが多く見られます。また、河川や林道での不法投棄も後を絶ちません。物を大切にする意識の高揚とともに、環境への配慮の意識をいかに高めていくか、監視体制をどうしていくのか、検討が必要です。
- ★滋賀県では、全国にさきがけてグリーン購入の県内ネットワークが設立されました。市においても、グリーン購入の推進をはかり、環境への負荷の低減を目指すこととしています。そのための手法や取り組みの具体的方向性について検討が必要です。

全体にかかわる問題

環境の課題について、いくつかの項目に分けて検討してきましたが、そのいずれの項目にもかかわりがあつたり、課題に対する解決方法を検討する上で前提となるようなことがらがいくつかあります。

- ① 環境にやさしい人材の育成のあり方
- ② 環境学習や環境教育の推進方法
- ③ 各主体の連携の強化とそれぞれの主体の役割
- ④ 環境情報の収集整理や公開のあり方
- ⑤ 広域的な協力関係や国際協力のあり方
- ⑥ 用途地域に応じた土地利用のあり方
- ⑦ 計画の推進のあり方

- ☆ 環境問題への取り組みをすすめるためには、一人ひとりが環境にやさしくならなければなりません。そのためには、環境学習や環境教育の推進や環境情報の共有化のための施策をすすめることが必要です。
- ☆ それぞれの主体の役割を認識し、相互に連携・協働しながら広域的な環境保全につなげていく必要があります。
- ☆ 騒音や悪臭などの身近な公害を減らすためには、工業地域や住宅地域など用途に応じた土地利用のあり方の見直しが重要な検討課題です。
- ☆ 環境パートナー委員会による計画の進行管理とともに、計画の推進体制についても検討が必要です。

3 環境についての市民の考え方

環境に関する市民意識調査(環境基本計画および地域行動計画の策定に向けて)

…平成21年(2009年)

地域の環境についての満足度に関する調査では、大人は空気のきれいさへの満足度が最も高く、次いで生活環境をとりまく騒音や身近な緑、自然環境についての満足度が比較的高くなっています。子どもは、まちの中の歩きやすさ、自転車の乗りやすさに対する満足度が最も高く、次いで身近な緑やまわりの静かさがあげられています。

逆に評価が低い項目は、川や湖のきれいさで、これは大人も子どもも低くなっています。さらに、ごみに関するマナー、交通渋滞や公共交通機関の利用しやすさの評価が比較的低くなっています。

いずれの項目についても、特に居住地域によって捉え方が異なっていることから、それぞれの地域に応じた適切な対応が求められるところです。

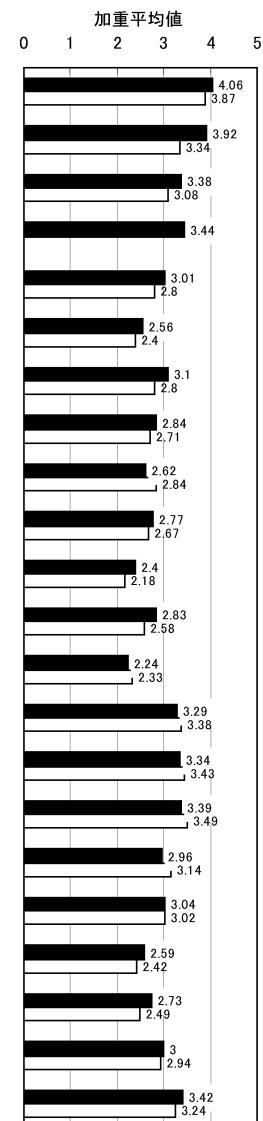
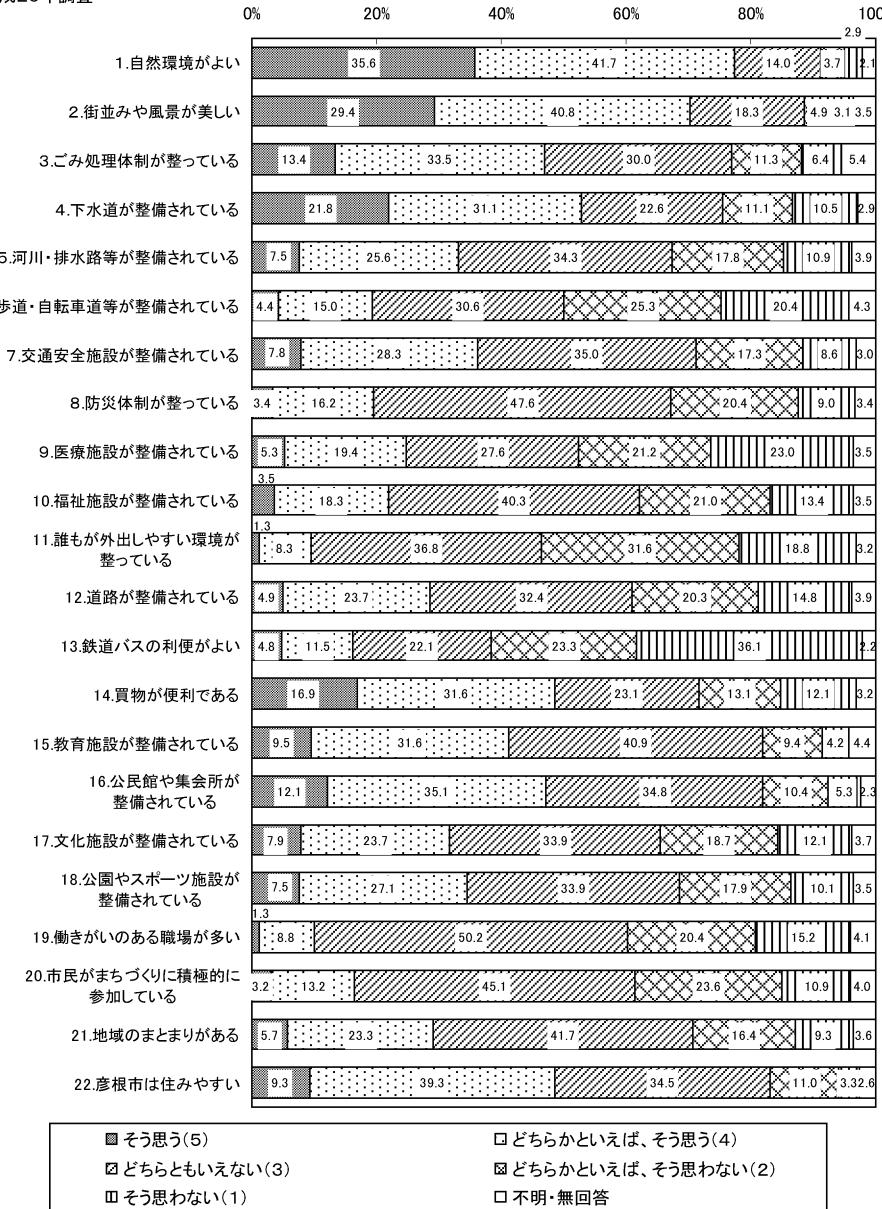
○彦根市の居住環境評価について

(彦根市総合発展計画策定に係る市民意識調査より)

居住環境の評価

あなたは、彦根市の居住環境について、どのように思われますか。(各項目ごとに1つだけ○)

平成20年調査



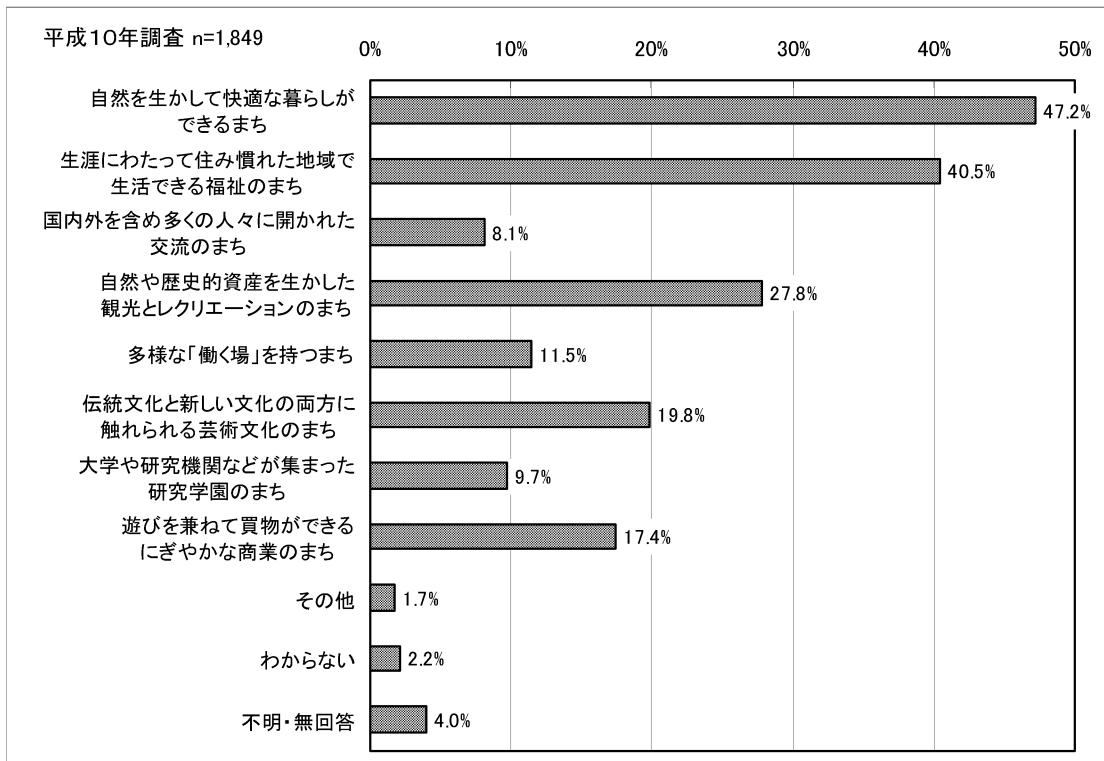
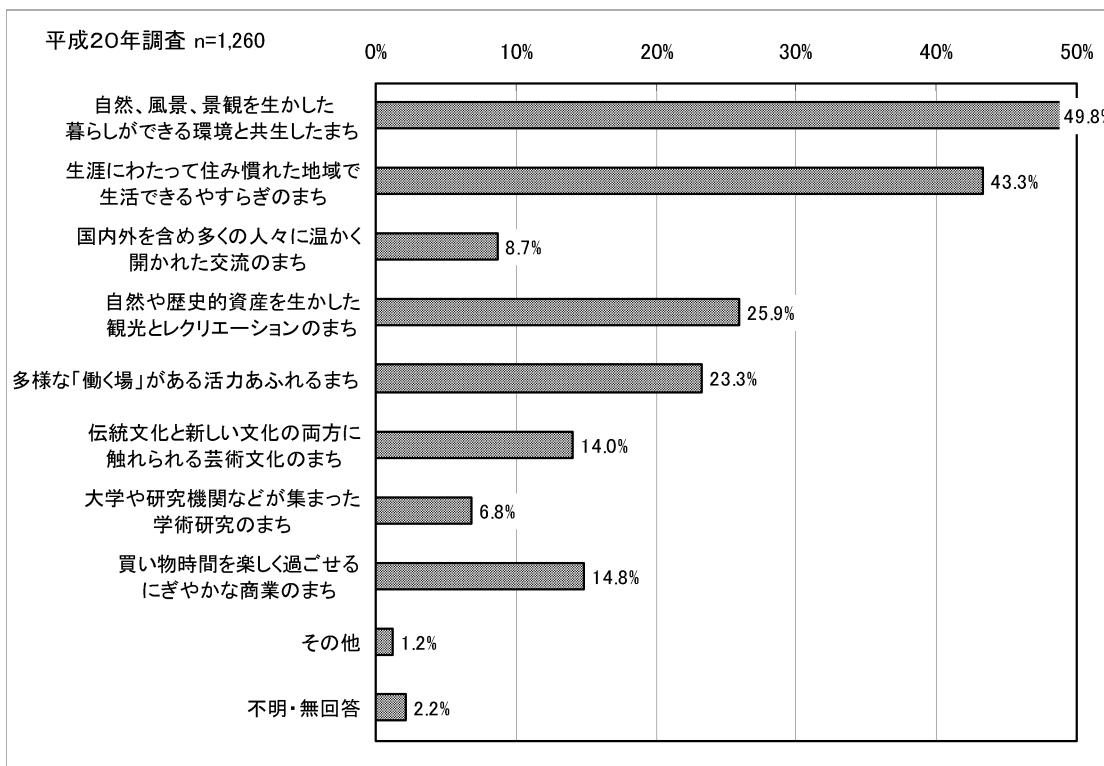
- そう思う(5)
- どちらかといえば、そう思う(4)
- どちらともいえない(3)
- ▣ どちらかといえば、そう思わない(2)
- そう思わない(1)
- 不明・無回答

※注:加重平均…各選択肢に対して加重評点として「そう思う」=5、「どちらかといえばそう思う」=4、「どちらともいえない」=3、「どちらかといえばそう思わない」=2、「そう思わない」=1を乗じて平均値を求めたもの。

(彦根市総合発展計画策定に係る市民意識調査より)

彦根市の将来像

あなたは、将来、彦根市がどのようなまちになるとよいと思われますか。(2つまで○)



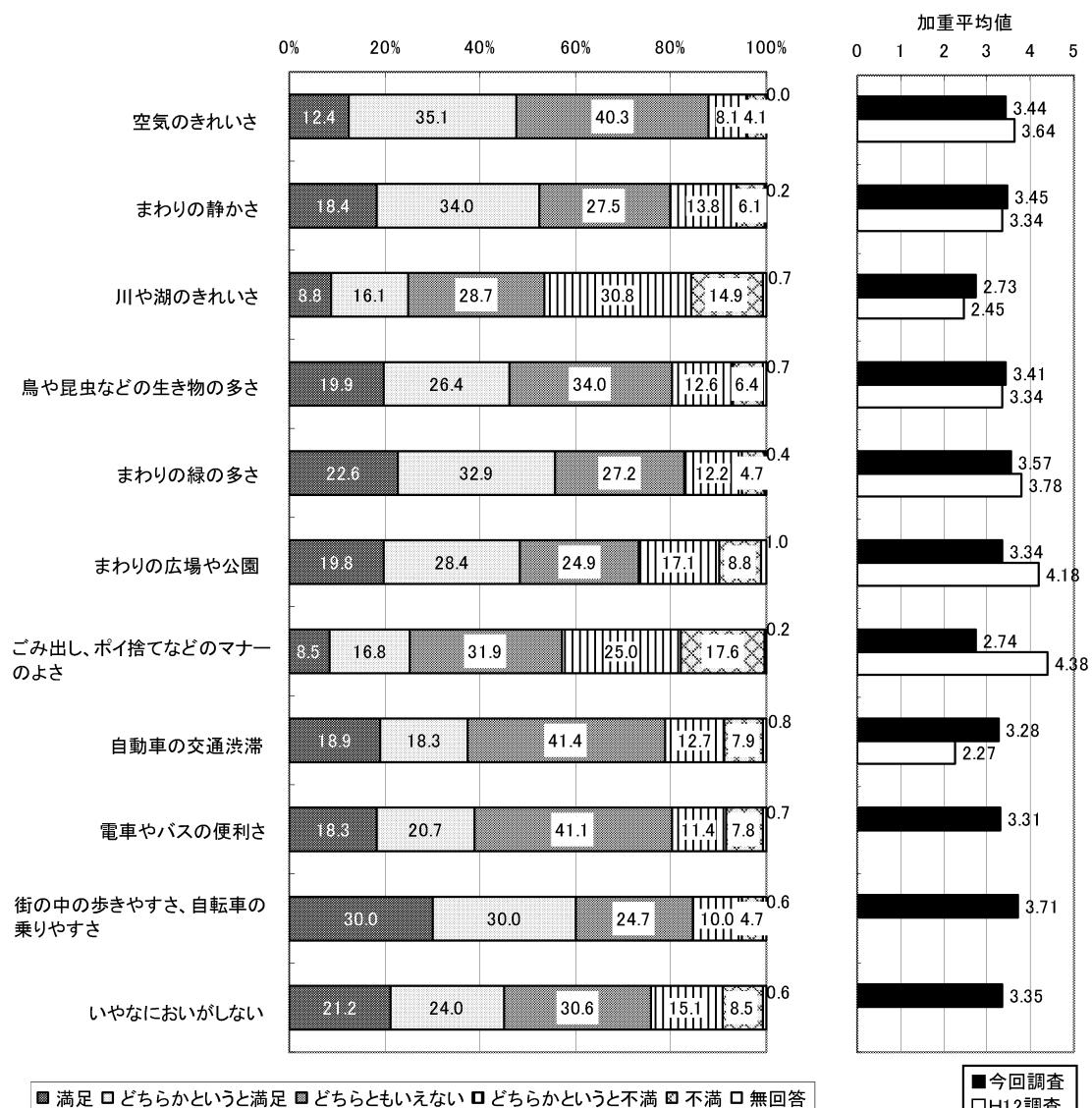
地域の環境についての満足度

(彦根市環境基本計画および地域行動計画策定に向けてのアンケート調査より)

☆こども(小学生・中学生)

単位: %

	満足	どちらかとい うと満足	どちらともい えない	どちらかとい うと不満	不満	無回答
空気のきれいさ	12.4	35.1	40.3	8.1	4.1	0.0
まわりの静かさ	18.4	34.0	27.5	13.8	6.1	0.2
川や湖のきれいさ	8.8	16.1	28.7	30.8	14.9	0.7
鳥や昆虫などの生き物の多さ	19.9	26.4	34.0	12.6	6.4	0.7
まわりの緑の多さ	22.6	32.9	27.2	12.2	4.7	0.4
まわりの広場や公園	19.8	28.4	24.9	17.1	8.8	1.0
ごみ出し、ポイ捨てなどのマナーのよさ	8.5	16.8	31.9	25.0	17.6	0.2
自動車の交通渋滞	18.9	18.3	41.4	12.7	7.9	0.8
電車やバスの便利さ	18.3	20.7	41.1	11.4	7.8	0.7
街の中の歩きやすさ、自転車の乗りやすさ	30.0	30.0	24.7	10.0	4.7	0.6
いやなにおいがしない	21.2	24.0	30.6	15.1	8.5	0.6

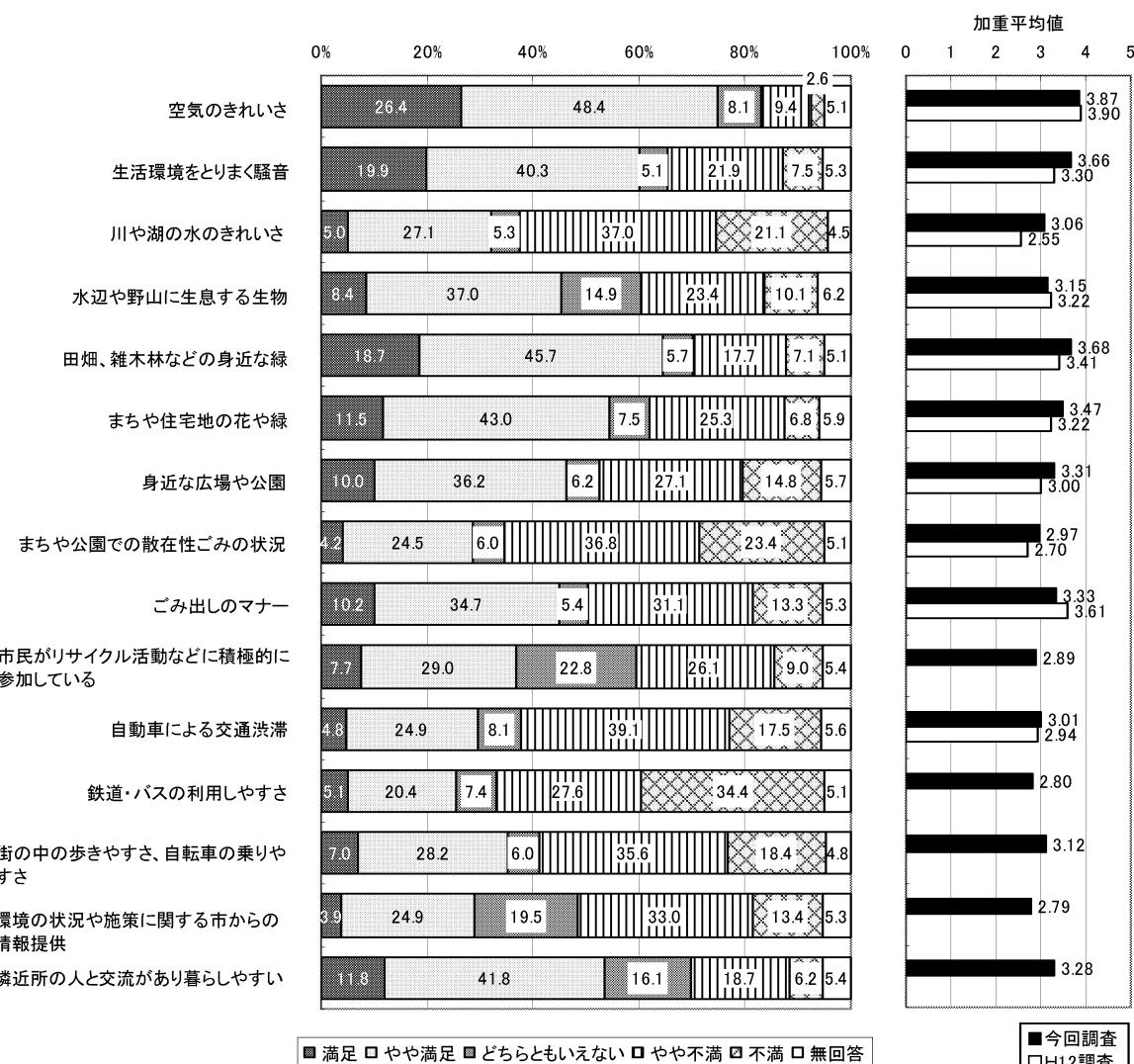


※注: 加重平均…各選択肢に対して加重評点として「満足」=5、「どちらかといふと満足」=4、「どちらともいえない」=3、「どちらかといふと不満」=2、「不満」=1を乗じて平均値を求めたもの。

☆一般

単位: %

	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答
空気のきれいさ	26.4	48.4	8.1	9.4	2.6	5.1
生活環境をとりまく騒音	19.9	40.3	5.1	21.9	7.5	5.3
川や湖の水のきれいさ	5.0	27.1	5.3	37.0	21.1	4.5
水辺や野山に生息する生物	8.4	37.0	14.9	23.4	10.1	6.2
田畠、雑木林などの身近な緑	18.7	45.7	5.7	17.7	7.1	5.1
まちや住宅地の花や緑	11.5	43.0	7.5	25.3	6.8	5.9
身近な広場や公園	10.0	36.2	6.2	27.1	14.8	5.7
まちや公園での散在性ごみの状況	4.2	24.5	6.0	36.8	23.4	5.1
ごみ出しのマナー	10.2	34.7	5.4	31.1	13.3	5.3
市民がリサイクル活動などに積極的に参加している	7.7	29.0	22.8	26.1	9.0	5.4
自動車による交通渋滞	4.8	24.9	8.1	39.1	17.5	5.6
鉄道・バスの利用しやすさ	5.1	20.4	7.4	27.6	34.4	5.1
街の中の歩きやすさ、自転車の乗りやすさ	7.0	28.2	6.0	35.6	18.4	4.8
環境の状況や施策に関する市からの情報提供	3.9	24.9	19.5	33.0	13.4	5.3
隣近所の人と交流があり暮らしやすい	11.8	41.8	16.1	18.7	6.2	5.4



※注: 加重平均…各選択肢に対して加重評点として「満足」=5、「やや満足」=4、「どちらともいえない」=3、「やや不満」=2、「不満」=1を乗じて平均値を求

第 3 章 基 本 方 針

彦根市の環境像



— 長期目標 —

歴史と文化が暮らしにとけこみ
ゆたかな自然と共に歩む ふるさと彦根



わたくしたちは、彦根の歴史を継承し、地域の文化にとけこんだ人々の暮らしが
豊かな自然と共生し、未来へつながり、誰もが愛着をもてるまちを目指した施策
や活動を推進していきます。

計画の理念



いのち

生命のつながり、人とのつながりを大切にした
営みと文化が自然にとけこみ、
ゆたかな恵みが持続されるまちづくり

—その地域固有の価値と人々の知恵を生かした調和のある環境を目指した取り組みを行う—



① 環境に心動かす人づくり・まちづくり

一人ひとりの環境意識を育て、環境団体や地域が連携し、環境保全活動に広がりを持たせるため、環境配慮型の人材づくりを進め、身近な環境に心を寄せる愛着あるまちづくりを進めていきます。

② 多様性を大切にする文化

環境の保全を基本とした生活、生産スタイルに改め、多様な生き物が共生し、多様な価値観が共存する営みがとけこむ彦根の文化を築いていきます。

③ 持続可能な地域社会

四季折々の恵みゆたかな自然環境と貴重な歴史環境を育む地域社会を未来の世代に伝えるため、資源の有効活用を図り、温室効果ガスの排出を抑制し、自然との共生に努めています。

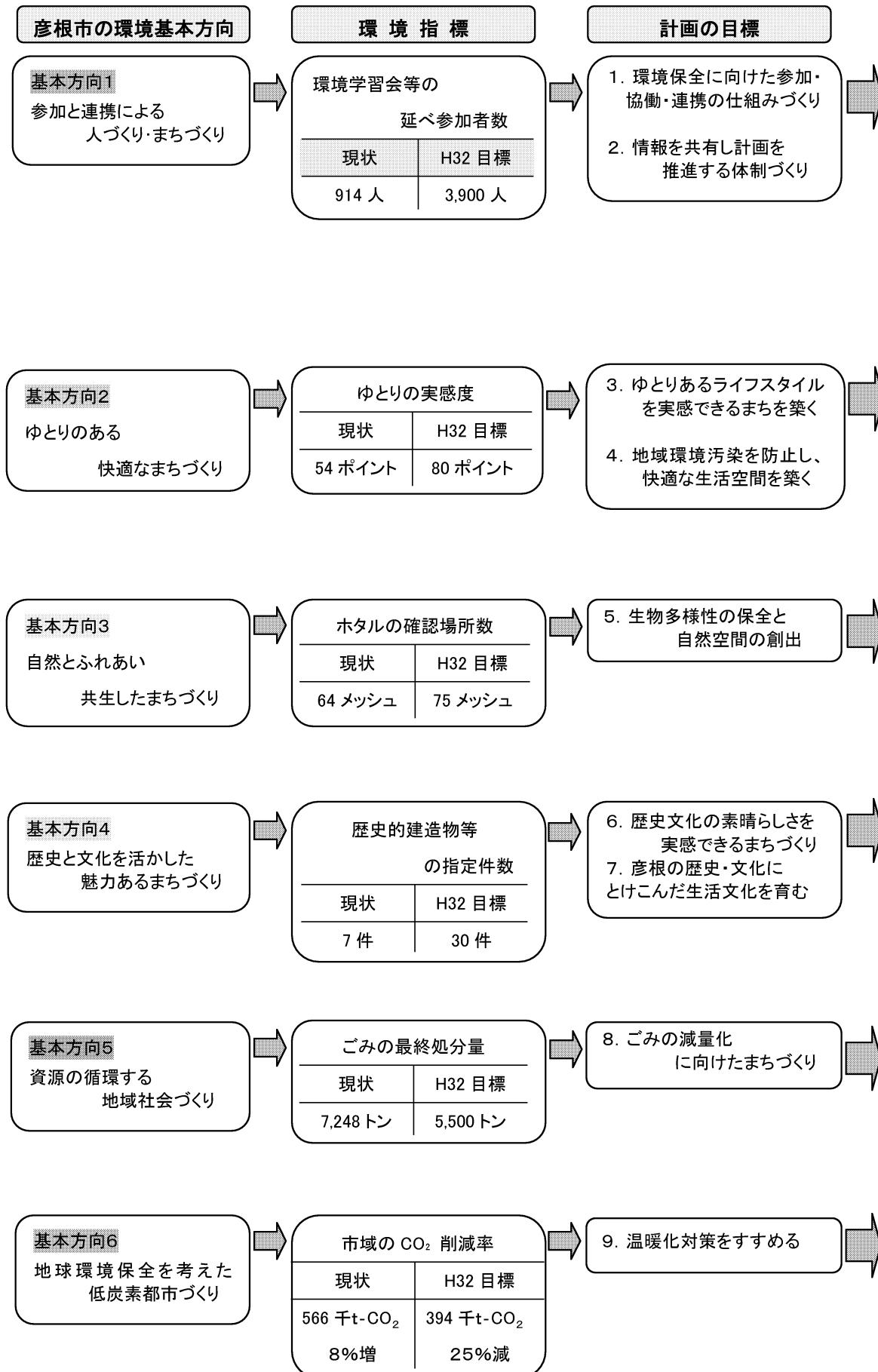
④ 広域的な環境保全

地域の環境を守ることは、広い地域の環境保全につながり、ひいては地球環境を保全することにもつながります。

このように、広域的な視点に立って、取り組みを進めています。

第 4 章 良好な環境の保全と創出に向けて

1. 計画の基本と目標の体系



計画の個別目標

- ①環境保全への取り組みを通じた
コミュニティづくり
- ②世代間の交流や連携
- ③環境学習・環境教育の推進
- ④広域的な視点と国際強調に向けた取組
- ⑤情報の共有化の推進
- ⑥計画の推進体制の整備

- ⑦環境にやさしいライフスタイルへの改善
- ⑧安心して歩けるまち、自転車に乗れるまち
- ⑨水・土・空気への負荷の減少
- ⑩音・においの負荷の減少
- ⑪化学物質による環境リスクの低減

- ⑫水・土・空気の良好な環境
- ⑬身近な生き物の生育環境への配慮
- ⑭地域の多様な自然環境の保全と活用

- ⑮歴史空間の整備と活用
- ⑯歴史景観の保全と創出
- ⑰生活様式の改善
- ⑱彦根らしさの保全と推進

- ⑲リデュースの推進(ごみの発生抑制の推進)
- ⑳リユースの推進(再使用の推進)
- ㉑リサイクルの推進(再生利用の推進)
- ㉒グリーン購入の推進
(環境にやさしい商品選択)

- ㉓省資源・省エネルギーの推進
- ㉔再生可能エネルギーの導入促進
- ㉕交通対策の推進
- ㉖地産地消の推進
- ㉗緑化の推進

個別指標

指標	現状値	単位	H32目標
自然観察会の参加者数	442	人	900
出前講座の参加者数	398	人	2,800
環境啓発用パネル貸し出し件数	—	件	24
広報ひこねやHPでの環境情報提供数	48	項目	90

指標	現状値	単位	H32目標
環境家計簿利用世帯数	145	世帯	1,000
自転車・歩行者道路の整備率	30	%	40
彦根基準の達成率	54	ポイント	80
環境苦情件数	46	件	30
環境こだわり農家実施面積の推移	714	ha	1,000

指標	現状値	単位	H32目標
生活排水適正処理実施率	87	%	100
外来魚の駆除量	2,256	kg	4,000
外来植物の除去個所数	5	個所	15
自然環境保全活動の開催数	37	回	60

指標	現状値	単位	H32目標
特別史跡彦根城跡保存整備事業の進捗率	76	%	100
城下町景観形成地区内の古民家活用率	84	%	95
ボランティアガイド登録数	79	人	100
美しいひこね創造事業の地域通貨 “彦”交付率	52	%	60

指標	現状値	単位	H32目標
1人1日あたりのごみ等発生量	1,046	g	970
リサイクル率	14.8	%	25
マイバック持参率	50	%	70

指標	現状値	単位	H32目標
公共施設における年間太陽光発電総量	16	千kWh	465
	2	基	35
公共交通機関利用者数	9,153	千人	11,000
学校給食地産地消率	14.3	%	25
森林間伐実施面積の推進	13	ha	80

2. 施策の基本方向

基本方向 1

参加と連携による人づくり・まちづくり

良好な環境を築くためには、環境教育・学習や啓発活動を推進し、市民、市民団体、事業者および市が自主的、積極的に行動し、それぞれの行動が各主体間の連携や協働に発展することが重要です。そのために、環境に関する情報を広く提供するとともに、各主体が連携・協働できるしくみづくりと人づくりを推進します。

1-1 環境保全に向けた参加・協働・連携のしくみづくり

環境問題の解決に向けては、個人一人ひとりの取組と併せて、多くの人と手を携えながら活動していくことも大切です。環境ボランティア等の市民団体は重要な役割を果たしています。

こうした市民団体活動が積極的に展開され、市民が参加できる土壤づくりを進めるとともに団体間の連携のしくみづくりについても検討していく必要があります。

また、環境問題への取組を進めていくためには、生涯学習の充実とともに、子どもの頃からの環境学習、環境教育の継続が大切です。学校や地域への出前講座など、あらゆる機会を活用して、環境問題への理解を深めていく必要があります。

1-2 情報を共有し計画を推進する体制づくり

計画を適切に推進していくためには、環境に関する情報をできるだけ多くの人々が共有する必要があります。情報共有化のための施策を進めるとともに、目標の達成状況や進行管理についても考えていく必要があります。この計画がより実効性のあるものとなるよう、計画のすすみ具合を点検する体制づくりを行います。

環境指標 ⇒ 1 環境学習会等の延べ参加者数

身近な環境から地球規模の環境まで、自然観察会、環境学習会、環境保全活動などに参加し、彦根の自然に触れ、環境について学び、自らの役割や責任を理解し、行動・参加するための力を身に付けましょう。

現 在 (平成 21 年度) (2009 年度)	平成 27 年度 (2015 年度) 3,200 人	平成 32 年度 (2020 年度) 3,900 人
--------------------------------	----------------------------------	----------------------------------



ゆとりのある快適なまちづくり

わたしたちはだれもが良好な環境の中で、快適でゆとりのある生活を営むことを願っています。そのためには、一人ひとりが環境に关心をもち、自らのライフスタイルを改善して、良好な環境を守り育てていくことが重要です。

彦根市では、このゆたかな環境が損なわれることのないよう環境汚染を防止するとともに、よりよい環境をつくるための取組を進め、すべての市民が住み良いと感じられるまちを目指します。

2-1 ゆとりあるライフスタイルを実感できるまちを築く

ゆとりのある生活は、ゆたかな自然環境は基より、市民が安心して歩き、自転車に乗れるような道路の整備などの都市基盤の整備を柱としたハード面と、様々なマナーやモラルの問題などのソフト面がともに充実していった結果、生まれてくるものだと考えられます。

建築物、交通機関等の環境に配慮した整備をよりいっそう進めると同時に、お互いに協力しながらマナー向上させ、自らのライフスタイルを環境にやさしいものにしていくようなきっかけづくりを進めていきます。

また、生活の中における様々な障害について、その原因をみきわめて良好な状態に維持するとともに、ゆとりのある生活空間の創出に努めます。

2-2 環境汚染を防止し、より良い環境を創出する

1960年代日本は高度経済成長時代を迎え、生活水準の飛躍的な向上と物質的な豊かさを得た代償としてさまざまな公害が発生し、工場排水や大気中の有害物質により健康を脅かされました。

現在では当時のような大きな公害問題は起きていないものの、琵琶湖では未だに赤潮やアオコの発生がみられ、河川の水質汚濁や工場・自動車等を発生源とする大気汚染や悪臭、騒音問題など、わたしたちの周辺の公害問題は今日もなお続いている。

また、今のわたしたちの暮らしは、多くの種類の化学物質をさまざまな用途で使用しており、人類が今まで経験しなかったような新たな化学物質汚染の問題も生じ、現在だけでなく将来にわたって影響を及ぼす可能性が出てきました。

こうした状況を直視し、あらゆる角度から対策を講じていくことで、良好な環境を確保する努力をしていきます。

環境指標 ⇒ 2 ゆとりの実感度

日常生活やまちの中でゆとりを実感できるよう、環境に关心を持ち、自らのライフスタイルや事業スタイルを環境に優しいものへ改善し、良好な環境を守り育てていきましょう。

現 在 (平成 21 年度) (2009 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
54 ポイント	65 ポイント	80 ポイント

自然とふれあい共生したまちづくり

水、土、空気や緑などの自然は、わたしたちにとって未来から預かったかけがいのない財産です。ゆたかな自然の中だからこそ、人間はもとより多様な生物が生息していくことができることに感謝し、ゆたかな自然是、ゆたかな自然のまま後世に引き継ぎ、未来に還さなければなりません。

彦根市では、ゆたかな自然とのふれあいを深め、彦根の自然環境に愛着をもち、自ら守り育てるとともに、心身ともに健康でゆとりのある生活を営むことができるまちを目指します。

3-1 生物多様性の保全と自然空間の創出

自然が創り出した多様な生き物とそれを育てる多様な生態系での命のつながりを「生物多様性」と言います。生物多様性は自然の恵みそのものであり、われわれの暮らしと深くつながっているものです。きれいな水、良好な土、おいしい空気、輝く緑、そしてそこに生息する多様な生物。これはわたしたちが望んでいたる彦根の自然空間の未来図です。

今ある自然が破壊されることのないよう保全活動を進めるとともに、失われた自然を取り戻す自然の創出活動にも力を入れ、ゆたかな自然空間の育成に努めます。

また、わたしたちの周囲を見渡してみると、いつもは何気なく見過ごしていた所に、思わぬ自然の発見があるかもしれません。ふだんは気づかないまま見逃している身近な環境もあるはずです。わたしたちの日常生活に深く結びついた身の回りの環境についても、もう一度見つめ直し、身近な環境を大切にしたまちづくりを進めていきます。

人間の便利さ、快適さばかりを追求していくけば、貴重な自然が損なわれることとなり、多くの生き物が犠牲になりかねません。

人間と他の生き物がともに住み良いと感じられるよう、自然を大切にした都市開発や公共事業の施工に努め、自然と調和したまちづくりを進めていきます。

環境指標 ⇒ ③ ホタルの確認場所数

初夏の夜空に星々の間を飛び交うホタルは、ゆとり空間を創造し、ここにうるおいを与えてくれます。

ホタルは、水・土・水辺の環境が良好でないと棲めません。ホタルが棲める環境を増やしていきましょう。

現 在	平成27年度	平成32年度
(平成21年度) (2009年度)	(2015年度)	(2020年度)
64ヶ所	70ヶ所	75ヶ所



歴史と文化を活かした魅力あるまちづくり

先人たちが築き上げてきた彦根の歴史と文化は、彦根固有の風土と深くかかわりあいながら守り育てられてきました。こうした環境を大切にする知恵や工夫から生まれた歴史や文化は、現代のわたしたちの生活の中でも多くのことを教えてくれます。

彦根市では、歴史と文化を発掘、保存するとともに、これらを活用した彦根らしい生活を営み、歴史的景観の保全による趣と深みのあるまちを目指します。

4-1 歴史文化の素晴らしさを実感できるまちづくり

彦根市には、現在多くの歴史遺産が存在し、いずれも長い年月をかけて大切に引き継がれてきました。そして、まちを歩けば、至る所で歴史の趣を感じることができます。

こうした歴史の所産を将来の世代に引き継いでいくよう保存、整備等に努め、効果的に活用するとともに、古さと新しさが共存・共生する彦根の歴史的風土づくりを進めていきます。

4-2 彦根の歴史・文化にとけこんだ生活文化を育む

昔から語り継がれてきた生活の知恵や工夫は彦根の環境にとけこみ、彦根の風土に根づいてきたものでした。

ところが、今ではすでに忘れ去られたり、忘れられようとしているものも少なくありません。地域の環境と一体となった生活の知恵や工夫を活かし、伝えていく必要があります。

今も残る素晴らしい伝統や文化に目を向け、その価値の多様性を認めることで、人の心をゆたかにし、現代のわたしたちの暮らしにゆとりをもたらしてくれるはずです。

彦根らしさを大切にし、心ゆたかなあたたかいまちを目指します。

環境指標 → 4 歴史的建造物等の指定件数

地域の歴史や伝統を反映した人びとの活動が、城をはじめ歴史上価値の高い建造物とその周辺の歴史的な建造物等と相まって、情緒や風情を有する良好な歴史的風致を形成しています。

歴史と文化を活かし、守り育てていきましょう。

現 在	平成27年度	平成32年度
(平成21年度)	(2009年度)	(2015年度)
7件	18件	30件



資源の循環する地域社会づくり

20世紀のわたしたちは、昔から培われた「もったいない」という言葉をおろそかにし、大量生産、大量消費、大量廃棄といった使い捨て型の社会を築き上げてきました。その結果もたらされたものは、大変な量の廃棄物と地球温暖化といった地球環境問題でした。

わたしたちの日常生活や事業活動は、身近な環境に対して様々な影響を与えるだけでなく、地球全体の環境にも大きな影響を及ぼしていることをひとり一人が認識しなければなりません。

彦根市では、地球環境問題にも目を向けながら、現在の生活・生産スタイルを見直し、みんなが「地球規模で考え、地域から行動する」ことができるような環境に配慮したまちを目指します。

5-1 ごみの減量化に向けたまちづくり

限りある資源を有効に活用し、ごみの減量化に向けた持続可能な循環型社会を築くためには、日常生活から事業活動に至るまで多くの人々の努力が必要です。

まずは、無駄をなくすことを第1としたごみの発生抑制【リデュース:Reduce】)、その上で再使用【リユース:Reuse】、再利用【リサイクル:Recycle】の“ごみの3R”を推進してごみを減らす努力をしなければなりません。また、不要なものは買わない、断るという積極的な考え方【リフューズ:Refuse】を含めた4Rとして、市民や事業所がすすんで取り組める土壤づくりを検討していく必要があります。

また、資源循環をより効果的にするためにには消費、廃棄時の出口対策だけでなく、製造、流通、販売時などの入口対策も大切です。このような問題への対処としては、市において各主体が連携を深めた取組を進めるとともに、国や関係機関に対して協力を求めていくことも重要となります。

環境指標 ⇒ 5 ごみの最終処分量

リユース・リサイクルできる資源
ごみを除き、燃やせるごみを処理
した後の焼却灰と投棄場へ埋立て
られるごみが、彦根市から最終的に
排出されたごみの量とし、目標
年度にどの程度の量にしていくか
を示しました。ごみ減量とりサイク
ル等の推進により、ごみ量を減らし
ていきましょう。

現 在	平成27年度	平成32年度
(平成21年度) (2009年度)	(2015年度)	(2020年度)
7,280t	6,000t	5,500t



地球環境保全を考えた低炭素都市づくり

わたしたちは化石燃料の利用により、便利で快適な生活を営んできましたが、二酸化炭素などの温室効果ガスを大量に排出した結果、地球規模の温暖化を招くこととなりました。

この地球温暖化は、異常気象の頻発による自然災害の激化など、わたしたちの生存基盤である地球環境に大きな影響を与えています。

彦根市では、みんなが温室効果ガスの排出削減が自らの責任であると自覚し、あらゆる分野において自ら率先して行動することができるような低炭素都市を目指します。

6-1 温暖化対策をすすめる

わたしたちが日常生活や事業活動を行う上で、エネルギーは欠かすことができません。逆に言えば、エネルギーはあらゆるところで私たちと深いかかわりをもっているのです。

ところが、石油や石炭などの化石燃料に頼ったエネルギー利用は資源を減らすばかりではなく、温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出を伴い、地球環境に対して大きな負荷を与えます。

まずは、日常生活や事業活動の中で、エネルギー対策を進めることが重要です。

日々の生活の中ですぐに実行できる省エネルギーを推進し、さらには天然ガスや電気を利用した自動車、太陽光を利用した住宅の導入など新しいエネルギーの利用も行い、より地球的な視野に立った取組を進めます。

また、食糧の輸送に使用するエネルギーの量【フードマイレージ】は膨大であることから、地産地消や旬産旬消の取組を進めます。

しかし、世界には熱帯雨林の伐採や焼畑農業など、環境を守ることよりも生きることを優先せざるをえない国々があります。途上国で作る農産物を適正価格で買い、経済自立を応援するフェアトレードは、途上国の環境と暮らしを守るために非常に重要であり、地球環境保全として大きな効果をもたらすことから、国レベルでのより強力な対策が求められています。

環境指標 → 6 市域の二酸化炭素削減率

地球温暖化の問題は、みんなの問題として取り組んでいかなければなりません。地球環境に配慮した生活を行い、二酸化炭素の発生量を削減していきましょう。

現 在 平成27年度 平成32年度

(平成20年度)

(2008年度)
8%増

(2015年度)
10%減

(2020年度)

25%減



※平成2年度を100%（基準年）としています。

3. 個別目標ごとの取組

基本方向1 参加と連携による人づくり・まちづくり

目標1 環境保全に向けた参加・協働・連携の仕組みづくり

目標2 情報を共有し計画を推進する体制づくり

個別目標 ① 環境保全への取組を通じたコミュニティづくり

のぞましい姿

環境保全の取組が日常生活に取り入れられ、人と人、地域と地域が互いに同じ目的のために協力することができるまち。

目標達成のためにやるべきこと

【取組の内容】

- コミュニティ活動の活性化
- 環境市民団体の情報の収集と提供

市役所の主な担当課

コミュニティ活動の活性化

(まちづくり推進室・生涯学習課他)

環境市民団体の情報の収集と提供

(生活環境課・まちづくり推進室他)

――主体別役割と行動指針――

	主　　体　　別　　の　　役　　割	具　　体　　的　　な　　行　　動　　例
市	<ul style="list-style-type: none">・コミュニティ活動促進体制の整備・市民団体間の連携、協力機会の充実・市民団体活動との連携・自治会との連携・環境交流の推進・環境市民団体の把握	<p>市民、市民団体が集うコミュニティ施設(公民館等)の機能充実 市民団体同士の情報交換の場の設定 市民団体と自治会の交流の場の設定 市民団体、自治会の主体的活動への支援 市と市民団体の交流、連携 市民団体活動の発表の場の設定 子ども達の活動発表の場の設定</p>
市民	<ul style="list-style-type: none">・環境保全活動への積極的な参加・環境保全活動への参画推進	<p>環境保全に向けた取組への参加 環境市民団体への参画 環境市民団体活動への参加 コミュニティ意識の高揚</p>
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・環境市民団体活動の推進・環境市民団体間の連携強化・事業所との連携の強化	<p>環境市民団体相互の意見・情報交換会の開催 ネットワーク化に向けての取組の実践 環境市民団体間の交流の推進</p>
事業者	<ul style="list-style-type: none">・従業員の環境保全活動参加への呼びかけ・環境市民団体活動への協力と連携の強化	<p>従業員の環境保全活動への参加 環境市民団体活動への協力 環境市民団体活動との連携</p>

のぞましい姿

将来を担う子どもから知恵と経験の豊富な高齢の方まで、みんなで地域の環境をどうすれば良くなるか考え、協力し、積極的に行動に移せるまち。

目標達成のためにやるべきこと

【取組の内容】

- コミュニティ活動の積極的な展開
- 市民団体の連携の強化

市役所の主な担当課

コミュニティ活動の促進

〔まちづくり推進室・生活環境課他〕

大学生との連携〔総務課・生活環境課他〕

主体別役割と行動指針

	主　　体　　別　　の　　役　　割	具　　体　　的　　な　　行　　動　　例
市	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動促進体制の整備 ・市民団体の連携、協力機会の充実 ・市民団体活動との連携 ・自治会との連携 ・大学生との連携 	世代間交流の場の提供 市民活動の場の提供 市民活動の機会の充実 市民団体同士の情報交換の場の設定 市と市民団体の交流、連携 市民団体、自治会の主体的活動への支援 市民団体活動の発表の場の設定 子ども達の活動発表の場の設定
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動への積極的な参加 ・市民団体活動への参画推進 	環境保全に向けた取組への参加 市民団体への参画 市民団体活動への参加 市民環境フォーラム等への参加
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体活動の推進 ・団体間の連携強化 ・大学生との連携 	市民団体活動の推進 団体相互の意見交換会の開催 ネットワーク化に向けての取組の実践
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の市民活動参加への呼びかけ ・市民団体活動への協力と連携の強化 	従業員の市民活動への参加 市民団体活動への協力 市民団体活動との連携

個別目標 ③ 環境教育・環境学習の推進

のぞましい姿

学校、地域、家庭、職場のあらゆるところで環境学習、教育が進められ、
環境保全の大切さを考えるまち。

目標達成のためにやるべきこと

【取組の内容】

- 環境学習、環境教育機会の充実
- 市民学習の推進
- 学校での環境教育の充実

市役所の主な担当課

環境学習・環境教育

〔教育委員会・生活環境課他〕

主体別役割と行動指針

主 体 別 の 役 割	具 体 的 な 行 動 例
市 ・環境啓発、情報提供の推進 ・環境学習機会の充実 ・学校教育との連携	環境問題に関する資料の提供、広報 自然観察会など環境に関する学習機会の充実 環境学習副読本の作成 階層別学習グループの育成(エコキッズクラブなど) 学校教育との連携した環境学習のあり方、すすめ方に についての研究推進、実践 身近なビオトープの環境学習への活用 市立図書館や公共施設での環境関連図書の整備充実 環境学習の拠点整備の検討 森林体験学習や身近な自然体験学習の実施 身近な環境づくりやグラウンドワークなど地域の環境改 善活動を通した環境学習の推進 出前講座の推進と講師育成
市民 ・家庭学習の推進 ・環境学習会への参加	家庭での学習 環境学習会等への参加 環境学習グループへの参画 身近な環境づくりやグラウンドワークへの参画 出前講座の講師研修会への参加
市民 団 体 ・環境啓発、情報提供の推進 ・環境学習会の開催 ・環境イベントの開催	環境問題に関する資料の提供、啓発 環境学習会の開催 環境イベントの開催、啓発 身近な環境づくりやグラウンドワークの推進 観察会の講師育成
事 業 者 ・環境関連情報の提供、啓発 ・職場環境学習の推進	環境関連情報の提供、啓発 従業員の環境学習の充実 環境イベントへの参加 身近な環境づくりやグラウンドワークへの参画

個別目標 ④ 広域的な視点と国際協調に向けた取組

のぞましい姿

国際的な環境問題への理解を深め、広域的なひろがりの中で環境を考えることができるまち。

目標達成のためにやるべきこと

市役所の主な担当課

広域的な環境保全対策〔生活環境課、農林水産課他〕

【取組の内容】

- 広域的な取組の強化
- 国際的な環境問題への理解と協力推進

主体別役割と行動指針

主 体 別	役 割	具 体 的 な 行 動 例
市	<ul style="list-style-type: none">・定住自立圏構想の推進・広域的環境保全計画策定の推進・友好都市との環境交流の推進・国際的な環境会議の招致	<p>河川流域単位での環境保全計画の策定 姉妹都市、友好都市との交流 国際的な環境問題への理解 国際会議や国際的取組の誘致 ラムサール条約の登録湿地である琵琶湖について、関連自治体や各地との情報交流の推進 近隣自治体との交流</p>
市民	<ul style="list-style-type: none">・広域的な環境保全対策への理解・国際的な環境問題への理解と協力	<p>広域環境や国際的な環境問題への理解 環境イベントへの参加</p>
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・広域的な環境保全活動の推進・国際的な環境問題への理解と協力、啓発の推進	<p>広域的参加を呼びかけた市民団体活動の推進 国際交流の推進 市民団体間の交流の推進</p>
事業者	<ul style="list-style-type: none">・広域的な環境保全対策への理解・国際的な環境問題への理解と協力・海外における関連事業所の環境対策の推進	<p>広域環境や国際的な環境問題への理解 広域環境に配慮した環境対策の実践 関連事業所との連携</p>

個別目標 ⑤ 情報の共有化の推進

のぞましい姿

できるだけ多くの環境に関する情報が市民共有のものとなり、みんなで環境の状況について話し合えるまち。

目標達成のためにやるべきこと

【取組の内容】

- 環境情報の収集、提供
- 環境情報の共有化の推進

市役所の主な担当課

環境情報の収集・提供〔生活環境課〕

年次報告書の作成〔生活環境課〕

――主体別役割と行動指針――

主　　体　　別	の　　役　　割	具　　体　　的　　な　　行　　動　　例
市	・環境情報の公開 ・環境情報の収集と管理 ・年次報告書の作成 ・彦根市で大切にすべき野生生物 -レッドデータブックひこね-の定期的な改訂	環境調査結果の公開 広範囲にわたる環境情報の収集 環境情報の管理手法の検討 年次報告書の作成 彦根市で大切にすべき野生生物-レッドデータブックひこね-の定期的な改訂 環境情報コーナーの設置 多国籍市民に対しての情報公開
市民	・環境情報の収集、提供	環境情報の収集、提供
市民団体	・環境情報の収集、提供	環境調査結果の提供 環境情報の収集、提供 環境情報の管理手法の開拓
事業者	・環境情報の収集、提供 ・環境情報の公開促進	環境情報の収集、提供 事業所の環境情報の公開 環境情報の管理システムの構築と運用

のぞましい姿

市民みんなが環境活動にかかわり、生き生きと楽しく生活できるまち。

目標達成のためにやるべきこと

【取組の内容】

- 環境施策についての適切な評価
- 計画推進のためのシステムの整備

市役所の主な担当課

環境基本計画・地域行動計画の推進

〔生活環境課他〕

市民環境フォーラム・環境パートナー委員会

〔生活環境課〕

――主体別役割と行動指針――

主　　体　　別	の　　役　　割	具　　体　　的　　な　　行　　動　　例
市	<ul style="list-style-type: none"> ・各主体の連携の推進 ・環境保全施策や活動の情報公開 ・計画の普及と啓発 ・計画の評価システムの整備 ・計画の段階的見直し 	年次報告書による市施策の進捗状況の公開 計画の普及啓発資料の作成と配布 定期的な市民環境フォーラムの実施 環境パートナー委員会の設置 計画の評価の実施と見直し 庁内外の関係機関等との連携体制の整備
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に対する意識高揚 ・計画推進への協力 	市民環境フォーラムへの参加 環境パートナー委員会への参画 計画に対する市への提言
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に対する意識高揚のための啓発 ・計画の評価、見直しへの協力 	市民環境フォーラムへの参加 環境パートナー委員会への参画 計画に対する市への提言
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に対する意識高揚 ・計画推進への協力 	従業員への教育の充実 市民環境フォーラムへの参加 環境パートナー委員会への参画 計画に対する市への提言

基本方向2 ゆとりのある快適なまちづくり

目標3 ゆとりのあるライフスタイルを実感できるまちを築く

目標4 地域環境汚染を防止し、快適な生活空間を築く

個別目標 ⑦ 環境にやさしいライフスタイルへの改善

のぞましい姿

環境にやさしい暮らしのなかに会話がはずみ、みんなの笑顔がまぶしいまち。

目標達成のためにやるべきこと

【取組の内容】

- 適正なごみ処理の推進
- ごみのポイ捨て、不法投棄の防止
- 騒音等による生活公害の防止
- 環境家計簿の取組推進

市役所の主な担当課

- 不法投棄の防止・監視〔清掃センター他〕
ごみに関する広報・啓発〔清掃センター他〕
騒音等による生活公害〔生活環境課他〕
環境家計簿の取組推進（生活環境課他）

――主体別役割と行動指針――

主　　体	別　　の　　役　　割	具　　体　　的　　な　　行　　動　　例
市	・ごみの衛生的な処理の推進 ・ごみの不法投棄、ポイ捨て防止対策の推進 ・生活に伴う障害の防止対策の推進 ・環境家計簿の取組推進	ごみの不法投棄防止パトロールの強化 不法投棄監視員制度の充実 開発協議等による指導の徹底 ごみのポイ捨て、不法投棄の防止に関する教育・啓発の推進 不法投棄防止重点監視区域の指定など重点的対策の実施 公共用地の適正な管理 環境家計簿の情報提供と利用の推進
市民	・ごみの適正処理の推進 ・環境家計簿の実施	ごみ集積所の美化管理の徹底 ごみのポイ捨てや不法投棄防止の推進 所有地の適正な管理 環境家計簿の利用 もったいない行動の実践
市民団体	・ごみのポイ捨て、不法投棄禁止啓発 ・環境家計簿の取組推進	地域の環境美化運動の推進 ごみのポイ捨て、不法投棄の防止に関する啓発の推進 環境家計簿の普及・啓発 もったいない運動の推進
事業者	・地域環境美化対策の推進 ・建築物障害の事前防止の徹底	地域の美化推進行動の推進 電波障害や日照被害などの事前調査と対策の実施 ごみのポイ捨て、不法投棄の防止に関する教育・啓発の推進 所有地の適正な管理

個別目標 ⑧ 安心して歩けるまち、自転車に乗れるまち

のぞましい姿

安全で快適に歩き、自転車にも乗ることができる、人にやさしいまち。

目標達成のためにやるべきこと

【取組の内容】

- 自転車、歩行車道の整備
- 自転車利用、歩行習慣の促進
- 歩行空間の整備

市役所の主な担当課

- 道路の新設改良等〔道路河川課〕
街中の小公園等の整備〔都市計画課他〕
交通対策・交通安全〔交通対策課他〕
自転車駐車場の整備等〔交通対策課〕

主体別役割と行動指針

主　　体	別　　の　　役　　割	具　　体　　的　　な　　行　　動　　例
市	<ul style="list-style-type: none">・子ども、高齢者、障害者を含めたすべての市民が歩きやすい歩道の整備・自転車が利用しやすい道の整備・道路の緑化推進・交通安全対策の推進・自転車利用、歩行習慣の促進啓発・路上駐車、不法駐輪の防止	<p>歩行者や自転車が利用しやすい道の整備 段差の解消など歩道のバリアフリー化の推進 道の木陰づくり 街中で休息できる場の整備 交通安全施設の整備 階層別交通安全教育の推進 自転車利用や歩行機会を増やすための啓発 路上駐車や不法駐輪の防止と指導、啓発 公共交通機関の整備 放置自転車のリサイクルの推進 ノーマイカーデーの啓発や推進 バス運行体制の整備</p>
市民	<ul style="list-style-type: none">・交通マナーの向上・自転車利用、歩行習慣の促進	<p>交通マナーの向上 自転車や徒歩移動の推進 公共交通機関の利用 路上駐車や不法駐輪の防止</p>
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・交通安全啓発の推進・自転車利用、歩行習慣促進のための実践活動の展開	<p>交通安全や自主的な安全教育 サイクリング、歩こう会等の活動の実施</p>
事業者	<ul style="list-style-type: none">・交通安全教育の徹底・自転車利用、歩行習慣促進のための実践活動の展開	<p>従業員の交通安全教育 ノーマイカーデーの啓発や推進 路上駐車や不法駐輪の防止</p>

個別目標 ⑨ 水・土・空気への負荷の減少

のぞましい姿

アユやオイカワの群れと水草にかくれるメダカたちが憩う、キラキラと澄んだ小川
や琵琶湖。大きく広がる青空の下で思わず深呼吸したくなるまち。

目標達成のためにやるべきこと

【取組の内容】

- 生活排水の改善
- 工場排水や工事排水、農業排水の改善と土壤汚染の防止
- 河川や水路の水質調査の実施
- 交通公害対策の推進
- 工場や事業場からの大気汚染対策の推進

市役所の主な担当課

- 水質の改善・調査・指導〔生活環境課〕
- 公共下水道の建設・維持管理〔下水道部建設課・管理課〕
- 農業水利等〔農林水産課〕
- 交通対策〔交通対策課〕
- 大気・土壤汚染対策等〔生活環境課〕

主体別役割と行動指針

主　　体　　別	役　　割	具　　体　　的　　な　　行　　動　　例
市	<ul style="list-style-type: none"> ・河川水質調査の実施 ・排水改善への啓発 ・生活排水対策推進計画の策定 ・公共下水道の整備、普及拡大 ・合併処理浄化槽の普及拡大 ・工場、工事排水に対する指導・監視の強化 ・大気・土壤汚染の防止 ・農業排水に関する啓発、指導 ・交通の円滑化推進 ・自転車や公共交通機関の利用促進 ・家庭からの負荷削減に関する啓発 	定期的な主要河川の水質調査・土壤調査の実施 年次報告書による結果の公表 公共下水道の建設推進と水洗化の促進 助成制度を活用した合併浄化槽の設置促進 公害防止協定の締結・改定の促進 工場、工事排水監視体制の強化 農業排水改善啓発、関係団体・流域自治体との情報交換 省エネ運転等の啓発、アイドリングストップ運動の推進 ノーマイカーデーの啓発や推進 バス運行体制の整備 自転車・歩行者道の整備、啓発 自転車利用の促進 低公害車の導入 野外焼却自粛の啓発
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道への接続推進 ・合併浄化槽の設置推進 ・浄化槽の維持管理の徹底 ・排水改善の実施 ・環境に配慮した日常生活の推進 	下水道への接続、合併浄化槽の設置 生活排水処理施設の管理の徹底 環境への影響が少ない石けん、洗剤の使用 生活排水改善に向けた工夫の実践 省エネ運転や相乗り、アイドリングストップの実行 野外焼却の自粛 低公害車の選択
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な川や水路の水質調査の実施 ・生活排水の改善に向けた啓発 ・環境に配慮した日常生活の方法を紹介 	簡易な方法での水質調査の実施 市民への情報提供 水質の状況や改善方法の研究、学習、広報の推進
事業者	<p>(工場・事業場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道への接続促進 ・合併浄化槽や排水処理施設の設置促進 ・排水処理施設等の維持管理の徹底 ・大気・土壤汚染の防止 <p>(農業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業による水質汚濁の改善 	排水の適正処理と自主管理体制の整備 自主管理基準の設定と負荷の低減 公害防止協定の締結や改定の推進 環境管理手法の検討と確立 排ガスの適正処理 適正な施肥と水管理の徹底 野外焼却の禁止遵守

個別目標 ⑩ 音・においの負荷の減少

のぞましい姿

四季折々の風情あるまち並みに、香しき風がただよい、心地よい生物たちの息づかいが聞こえるまち。

目標達成のためにやるべきこと

【取組の内容】

- 交通公害対策の推進
- 事業所、飲食店や遊戯施設、建設工事やレジャーに伴う悪臭、騒音・振動対策の推進
- 家庭からの負荷削減対策の促進

市役所の主な担当課

交通対策〔交通対策課他〕

騒音・悪臭対策等〔生活環境課〕

――主体別役割と行動指針――

主　　体　　別	の　　役　　割	具　　体　　的　　な　　行　　動　　例
市	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の円滑化推進 ・自転車や公共交通機関の利用促進 ・植樹帯の整備 ・騒音調査の実施と公表、管理者への要請 ・工場等からの騒音、悪臭の負荷削減指導の強化 ・公共工事の配慮 ・家庭からの負荷削減に関する啓発 	主要道路の整備促進 バス運行体制の整備 駅周辺の駐輪場の整備 自転車・歩行者道の整備、啓発 自転車利用の促進 環境騒音調査や道路騒音調査の実施と状況の公表 公害防止協定の締結、改定の促進と監視の強化 公共工事に伴う騒音、粉塵対策の実施 (低騒音、低振動工法の採用など) 家庭でのごみ焼却自粛の啓発 ノーマイカーデーやアイドリングストップの啓発と推進
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車や公共交通機関の利用 ・生活騒音への配慮 ・家庭からの負荷削減への努力 ・マナーの向上 	公共交通機関の利用促進 音、煙、においなどの近隣への配慮 観光地や公共地でのレジャー時の配慮 ノーマイカーデーやアイドリングストップの実行
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用の実践活動 ・環境マナーに関する啓発 	自転車利用促進の行事の開催 環境マナー状況調査の実施と啓発 ノーマイカーデーやアイドリングストップの実行と啓発
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車利用の自粛促進 ・適正な排ガス処理の実施と維持管理の徹底 ・焼却行為の自粛 ・騒音防止対策の促進 ・悪臭防止対策の促進 	通勤時の自動車利用削減 排ガスの適正処理や騒音防止対策の実施 自主管理体制の整備、自主管理基準の設定 公害防止協定の締結、改定による環境管理 焼却行為の自粛 飲食店や遊戯施設などの営業に伴う騒音および悪臭対策の徹底 ノーマイカーデーやアイドリングストップの実行と啓発

個別目標 ⑪ 化学物質による環境リスクの低減

のぞましい姿

化学物質の正しい使い方や回収方法のシステムをつくり、安心して土や水とふれあい、季節の味覚を楽しめるまち。

目標達成のためにやるべきこと

【取組の内容】

- 化学物質の適正な使用と管理の徹底
- 化学物質の回収体制の整備
- 化学物質の排出、移動についての管理システムの検討

市役所の主な担当課

化学物質対策〔生活環境課他〕

農薬の適正使用（農林水産課他）

主体別役割と行動指針

主 体 別	役 割	具 体 的 な 行 動 例
市	<ul style="list-style-type: none">・化学物質適正使用、管理の促進・一般廃棄物の回収体制の整備・工場における化学物質使用、排出、移動状況の把握方法の検討と負荷削減指導・農薬の適正使用、管理に対する啓発指導・化学物質に関する情報収集と調査の実施・公共事業における適正使用・管理の徹底	<p>化学物質の適正な使用、管理に関する啓発 工場パトロールによる指導監視 公害防止協定による管理体制の強化 化学物質の使用や排出、移動状況の把握手法、管理体制の検討 フロンの適正回収の実施 農薬の使用管理に関する啓発、指導 化学物質に関する情報収集の促進と調査の実施 公共工事における化学物質使用実態把握と使用削減</p>
市民	<ul style="list-style-type: none">・化学物質の適正使用と適正処分	<p>化学物質の使用削減 環境こだわり農産物の生産・購入</p>
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・情報の収集と啓発・化学物質の代替方法の普及啓発	<p>化学物質に関する情報収集 化学物質に関する市民啓発 化学物質の代替方法の普及 環境こだわり農産物の生産・購入の啓発</p>
事業者	<ul style="list-style-type: none">・化学物質の適正使用と適正処分・より安全な薬品使用への転換・化学物質の排出、移動状況の把握・化学物質による土、地下水汚染の防止	<p>化学物質の適正使用 安全な薬品への転換の推進 使用後廃棄物の適正処分 化学物質の排出、移動状況の把握と公表の推進 環境マネジメントシステムの構築</p>

目標5 生物多様性の保全と自然空間の創出

個別目標 ⑫ 水・土・空気の良好な循環

のぞましい姿

清くわき出る水の中にはたくさんの魚が見えかくれし、手ですくい飲み干したくなるような清らかな水の流れのある、ふるさとのまち。

目標達成のためにやるべきこと

【取組の内容】

- 生活排水対策の推進
- 土壌浄化と地下水のかん養促進
- 植栽事業、里山や森林管理、みどりのまちづくりの推進

市役所の主な担当課

- 合併浄化槽設置の推進・維持管理の徹底〔生活環境課他〕
 公共下水道の建設・維持管理〔下水道部建設課・管理課〕
 土壌浄化・地下水のかん養〔生活環境課他〕
 透水性舗装等の推進〔道路河川課・建設管理課他〕
 農林業の振興〔農林水産課〕

主体別役割と行動指針

	主　　体　　別　　の　　役　　割	具　　体　　的　　な　　行　　動　　例
市	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の整備、普及拡大 ・合併処理浄化槽の普及拡大 ・雨水の地下浸透対策の推進 ・公共施設での自然土面積の確保 ・工場、農業排水の循環利用システムの推進 ・廃熱利用システムの導入促進 ・植樹事業の推進 ・里山、人工林の適正な管理 ・多自然型の河川工事の推進 	<p>公共下水道の建設推進と水洗化の促進 助成制度を活用した合併浄化槽の設置促進 自然土面積の拡大、透水性舗装の推進 宅地開発における地下浸透工法の普及指導 雨水の有効利用の推進 健全な土壌環境の確保 工場排水循環利用の普及促進 農業排水の循環利用システムの整備 植栽の推進 間伐の推進等里山や人工林の適正な管理に向けた協力</p>
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道への接続推進 ・合併浄化槽の設置推進 ・雨水の有効利用 ・農業排水の循環利用推進 ・植樹の推進と管理 ・里山、森林保全活動への参加 	<p>下水道への接続、合併浄化槽の設置 住宅における舗装の自粛、自然土面積の確保 緑化活動への参加</p>
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水の改善に向けた啓発 ・雨水の地下浸透への啓発 ・自然の土を残す運動 ・植樹の推進と管理 ・里山、森林保全の啓発、育成 	<p>自然循環に関する啓発、情報提供 自然の土を残す運動等実践活動の実施 里山や森林の育成運動の推進</p>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道への接続促進 ・合併浄化槽や排水処理施設の設置促進 ・開発時の自然循環への配慮 ・工場排水、雨水の有効利用 (農林業者) ・森林の保全管理の推進 	<p>排水の適正処理と自主管理体制の整備 公害防止協定の締結や改定の推進 事業所における舗装の自粛、自然土面積の確保 雨水や排水、廃熱の有効利用 開発や建築時の雨水利用や地下浸透の促進 間伐の推進と森林の管理</p>

個別目標 ⑯ 身近な生き物の生育環境への配慮

のぞましい姿

身近にあるゆたかな緑、色とりどりの四季に集うチョウやトンボたちの群れと遊ぶことができるまち。

目標達成のためにやるべきこと

【取組の内容】

- 自然を大切にした都市開発への転換促進
- 生物の保護保全対策の推進

市役所の主な担当課

宅地開発指導〔都市計画課〕

自然環境保全〔生活環境課〕

主体別役割と行動指針

主 体 別	役 割	具 体 的 な 行 動 例
市	<ul style="list-style-type: none">・生物の保護と生息環境の保全・生物環境に配慮した開発への転換・生物環境に配慮した公共構造物の施工・特定外来生物の生息調査および周知・啓発・ペットの正しい飼い方の普及	<p>自然環境に配慮した開発への誘導 自然環境保全地域の指定と開発指針の検討 公共工事における生物生息環境への配慮 ラムサール条約に関する情報提供と湿地の適切な利用推進 特定外来生物の繁殖防止と駆除の推進</p>
市民	<ul style="list-style-type: none">・生物の保護保全・生物環境に配慮した住環境づくり・ペットの正しい飼い方の徹底	<p>生物の保護保全意識の高揚 特定外来生物の駆除活動へ参加 ペットに関するマナーの徹底 外来生物の正しい飼育の徹底</p>
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・生物調査の実施・生物環境に配慮したまちづくり活動・特定外来生物の周知・啓発	<p>生物の保護保全意識の普及啓発 生物調査の実施と市民啓発 生物環境に配慮したまちづくり活動の実践 ラムサール条約に関する情報提供と実践活動の推進 特定外来生物の周知・啓発および駆除活動へ参加</p>
事業者	<ul style="list-style-type: none">・開発時の自然環境への配慮・環境影響調査の実施・外来生物の販売配慮	<p>開発時の自然環境影響調査の実施 周辺環境と調和した開発手法の採用 特定外来生物の駆除活動へ参加</p>

個別目標 ⑯ 地域の多様な自然環境の保全と活用

のぞましい姿

里山の森の恵みは昆虫や小動物たちのすみ家や遊び場。四季ゆたかで、人と動植物の出会いの空間が体験できるまち。

目標達成のためにやるべきこと

【取組の内容】

- ビオトープの保全と活用
- 里山、森林管理の促進
- 自然環境調査の充実

市役所の主な担当課

自然環境調査・自然環境保全〔生活環境課〕
多自然型川づくり〔道路河川課〕

主体別役割と行動指針

主 体 別	役 割	具 体 的 な 行 動 例
市	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境状況の把握 ・ビオトープの保全と活用 ・貴重な自然環境の保全 ・里山管理の推進 	自然環境調査の継続的な実施とデータの公表 自然環境調査収集資料の保存・活用方法の検討 自然観察会など身近な生物とふれあう機会の充実 生物保護指導者の育成 ビオトープの活用と保全対策の推進 公共工事における自然度の高い施工と維持管理 多自然型川づくりの推進 ヨシ帯、湖岸、河畔林、池、沼、内湖の保全 湿地保全に向けた他市町との連携の強化 特定外来生物の繁殖防止と駆除の推進
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全活動への参加 ・里山や河畔林への理解 ・水辺や野山の生物保護に関する理解、学習 	自然環境調査への参加 ビオトープ創出活動、学習会への参加 ヨシの育成と保全、河川愛護運動等保全活動への参加 自然観察会等学習会への参加 特定外来生物の駆除活動への参加
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全活動の実施 ・里山や河畔林への理解と保全活動の実施 ・森林の保全、育成活動の実施 ・水辺や野山の生物保護に関する取組 	自然環境調査への協力 自然観察会など身近な生物とふれあう機会の実施 ビオトープの創出活動への参加 ビオトープの環境啓発拠点としての活用 里山保全運動の実施 ヨシ群落の保全、河畔林の保全活動等の実施 特定外来生物の駆除活動への参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全活動の実施 ・生物保護に関する取組への協力 	事業所内自然保全活動グループの育成 事業所内や周辺のビオトープづくり 開発、建築時における自然度の高い施工と維持管理 特定外来生物の駆除活動への参加

基本方向4 歴史と文化を活かした魅力あるまちづくり

目標6 歴史文化の素晴らしさを実感できるまち

目標7 彦根の歴史・文化にとけこんだ生活文化を育む

個別目標 ⑯ 歴史空間の整備と活用

のぞましい姿

歴史文化資産とふれあい、学ぶ。歴史や文化を大切にしたまち。

目標達成のためにやるべきこと

【取組の内容】

- 歴史文化資産の保存
- 歴史文化資産の活用推進

市役所の主な担当課

文化財の保護等〔文化財課〕

文化財の活用〔観光振興課・文化財課〕

――主体別役割と行動指針――

主　　体　　別	の　　役　　割	具　　体　　的　　な　　行　　動　　例
市	<ul style="list-style-type: none">・歴史文化資産の発掘、調査の実施・歴史文化資産の保存・歴史文化資産の活用推進・市民啓発の推進	<p>文化財、遺跡等発掘、調査の実施 歴史文化資産の的確な保存と活用の実施 歴史文化資産の活用手法の検討 歴史文化資産についての紹介や学習会の開催 特別史跡内の計画的保存整備</p>
市民	<ul style="list-style-type: none">・歴史文化資産の発掘、調査への協力・歴史文化資産の保存活用の運動への参加	<p>文化財、遺跡等発掘、調査への協力 歴史保存運動への参加 ボランティアガイドへの参加</p>
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・歴史文化資産の発掘、調査への協力・歴史文化資産の保存管理への参加・歴史や文化に関する市民啓発の推進	<p>文化財、遺跡等発掘、調査への協力 保存活用運動の推進 歴史や文化の学習会の開催 歴史や文化の紹介、広報活動の実践</p>
事業者	<ul style="list-style-type: none">・開発、建築時の歴史遺産への配慮・歴史文化資産に関する意識の高揚	<p>建設予定地の文化財等事前調査の実施 建設時の歴史文化資産の配慮 敷地内の文化財や遺跡保存</p>

のぞましい姿

歴史景観の保全、歴史回廊の充実。生活の息吹きが歴史の面影に溶けこんだまち。

目標達成のためにやるべきこと

【取組の内容】

- 歴史と調和した都市景観の醸成
- 景観意識の高揚

市役所の主な担当課

都市景観形成〔都市計画課〕

文化財の保護等〔文化財課〕

主体別役割と行動指針

主 体 別	役 割	具 体 的 な 行 動 例
市	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化資産を活用した計画的な景観形成の推進 ・地域における景観対策の推進 ・景観に対する意識啓発の推進 ・歴史的風致の維持向上 	<p>歴史まちづくり事業の推進 計画的な景観形成の推進 まちなみの建築や広告塔看板等への誘導 市民の景観に対する意識啓発 景観形成協定の締結推進 景観アドバイザーの設置</p>
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市域の景観形成への協力 ・地域の景観づくりへの参画 ・景観に対する意識高揚・学習の推進 	<p>景観形成協定の参画 身近な地域の景観づくりへの参画 ごみ捨て、落書き等マナーの向上 景観学習会等行事への参加 景観形成事業への理解</p>
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・市域の景観形成への協力 ・地域の景観づくり活動の推進 ・景観に対する意識啓発の推進 	<p>市域の景観形成への協力 景観づくり活動の実践と啓発 マナーの向上の啓発、実践への誘導 景観学習会等の開催 景観形成事業への啓発</p>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・市域の景観形成への協力 ・不調和な広告塔看板等の自粛 ・景観維持のための行動の実施 	<p>市域の景観形成への協力 景観に調和した建築物や広告塔看板等の設置 清掃美化活動等への参加</p>

個別目標 ⑪ 生活様式の改善

のぞましい姿

地域に根ざした生活の方法を学び、環境と一体となった生活を体験し、先人の知恵を見直すまち。

目標達成のためにやるべきこと

市役所の主な担当課

生活文化の紹介等〔生活環境課他〕

【取組の内容】

- 生活様式の見直し推進
- 生活文化の発掘と継承

—主体別役割と行動指針—

主　　体	別　　の　　役　　割	具　　体　　的　　な　　行　　動　　例
市	・見直すべき生活行動の紹介と啓発 ・生活様式の見直しの率先行動 ・地域に根ざした生活様式の発掘と紹介	生活行動改善の広報・啓発 率先行動の実践 地域の生活様式の発掘 地域の生活様式の紹介 環境家計簿の情報提供と取組の推進 美しいひこね創造活動の推進
市民	・生活様式の見直し推進	環境への負荷の少ない生活様式への見直し 環境家計簿の実施 地域の生活様式の学習と実践 美しいひこね創造活動に登録と実施 環境マップへの取組
市民団体	・生活様式の見直しの率先行動 ・地域に根ざした生活様式の発掘と紹介	環境への負荷の少ない生活様式への転換実践 環境家計簿の普及・啓発 地域の生活様式の調査や学習 美しいひこね創造活動の普及・啓発 地域の生活様式の紹介、広報 環境マップへの取組
事業者	・率先した業務改善 ・地域に根ざした生活様式の理解	従業員の業務改善教育と実践

のぞましい姿

地域の自然や歴史、それと調和した生活、空間。地域独特の雰囲気や息づかいが感じられるまち。

目標達成のためにやるべきこと

市役所の主な担当課

地域文化の発掘・風土の保全〔生活環境課他〕

【取組の内容】

- 地域文化の発掘
- 風土の保全活動の推進

――主体別役割と行動指針――

主　　体　　別	の　　役　　割	具　　体　　的　　な　　行　　動　　例
市	・地域文化の発掘推進 ・地域文化の紹介 ・風土の保全活動への協力	地域の生活文化の調査、発掘 地域文化の紹介、広報 涌き水の保全と復活 保存樹木の制度の充実 涌き水や保存樹木に関する広報推進 文化施設のネットワーク化の促進 創作活動の成果の発表会充実 文化団体等の育成・支援
市民	・地域文化の発掘と理解 ・風土の保全活動の推進	地域文化の発掘と保全活動への参加 地域の伝統的な行事の理解と協力 創作活動の成果の発表会への参加
市民団体	・地域文化の発掘推進 ・地域文化の紹介 ・風土の保全活動の推進	地域文化の学習や発掘 地域文化の紹介 地域における風土の保全活動の実施 創作活動の成果の発表会への参加
事業者	・風土の保全活動の理解	風土の保全活動への理解と協力

目標8 ごみの減量化に向けたまちづくり

個別目標 ⑩ リデュースの推進(ごみの発生抑制の推進)

のぞましい姿

ムダのないライフスタイルが、環境文化のステータスとして浸透するまち

目標達成のためにやるべきこと

【取組の内容】

- リデュースの啓発促進
- リデュースの実践活動促進
- リデュース体制の整備

市役所の主な担当課

リデュースの普及〔清掃センター・生活環境課〕

リデュースの推進〔清掃センター・生活環境課〕

—主体別役割と行動指針—

主　　体	別　　の　　役　　割	具　　体　　的　　な　　行　　動　　例
市	<ul style="list-style-type: none"> ・リデュースの啓發 ・リデュース実践活動への協力 ・分別収集計画の策定と実施 ・リデュース推進体制の整備 	リデュースの実態に関する広報、啓發 分別収集計画の策定と実施 買い物袋持参の推進 レジ袋有料化の検討 生ごみの水切り推進啓發
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・リデュースの推進 	買い物袋の持参 過剰包装の拒否 詰め替え用の製品等の購入 最後まで使い切ることへの心がけ 生ごみの水切り
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・リデュース推進啓發 ・リデュース実践活動の推進 	買い物袋持参運動への参加 過剰包装の拒否の普及・啓發 もったいない運動の取組 生ごみの水切り普及・啓發
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・リデュースの推進 ・包装等の減量化 ・ごみの減量化に向けた商品開発および取り扱い 	過剰包装とならない商品の開発と普及 生ごみの水切り推進

個別目標 ⑩ リユースの推進(再使用の推進)

のぞましい姿

使えるものは繰り返し最後まで使う工夫。人や物を大事にするこころが、ゆとりある暮らしを育むまち。

目標達成のためにやるべきこと

【取組の内容】

- リユースの啓発促進
- リユースの実践活動促進
- リユース体制の整備

市役所の主な担当課

リユースの普及〔清掃センター・生活環境課〕

リユースの推進〔清掃センター・生活環境課〕

主体別役割と行動指針

主 体 別	役 割	具 体 的 な 行 動 例
市	<ul style="list-style-type: none">・リユースの啓発・リユース実践活動への協力・分別収集計画の策定と実施・リユース推進体制の整備	<p>リユースの実態に関する広報、啓発 分別収集計画の策定と実施 公共建築物解体時の廃棄物の再使用化推進 放置自転車の再使用の推進 粗大ごみの再使用の促進 市民や市民団体等の実践活動(エコマーケットや不用品交換会など)への協力と連携</p>
市民	<ul style="list-style-type: none">・リユースの推進	<p>リユースのできる商品選択 リユースのアイデア等の情報提供 古紙回収等集団回収への協力 エコマーケットへの参加</p>
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・リユース推進啓発・リユース実践活動の推進	<p>リユース推進の啓発 リユースのアイデア等の普及 古紙回収等集団回収の実施 エコマーケットの開催</p>
事業者	<ul style="list-style-type: none">・リユースの推進・容器包装等再使用がしやすい商品の開発および取り扱い	<p>容器包装等再使用しやすい商品の開発と普及</p>

個別目標 ② リサイクルの推進(再生利用の推進)

のぞましい姿

ごみはきちんと分別して、再生利用できるものはリサイクル。そのためのしくみやみんなで取り組む体制が整ったまち。

目標達成のためにやるべきこと

【取組の内容】

- リサイクルの啓発促進
- リサイクルの実践活動促進
- リサイクル体制の整備

市役所の主な担当課

リサイクルの普及〔清掃センター・生活環境課〕

リサイクルの推進〔清掃センター・生活環境課〕

主体別役割と行動指針

主 体 別	役 割	具 体 的 な 行 動 例
市	<ul style="list-style-type: none">・リサイクルの啓発・リサイクル実践活動への協力・分別収集計画の策定と実施・リサイクル推進体制の整備	<p>リサイクルの推移や各種のデータを公表 再資源化の実態に関する広報、啓発 分別収集計画の策定と実施 収集体制や再資源化ルートの開拓 公共建築物解体時の廃棄物の再生利用化推進 生ごみ減量化の推進 食品リサイクル対策の促進</p>
市民	<ul style="list-style-type: none">・リサイクルの推進	<p>リサイクルのできる商品選択 古紙回収等集団回収への協力 リサイクル分別排出の促進 生ごみ減量化の実施</p>
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・リサイクル推進啓発・リサイクル実践活動の推進	<p>リサイクル推進の啓発 古紙回収等集団回収の実施 生ごみ減量化の普及・啓発</p>
事業者	<ul style="list-style-type: none">・リサイクルの推進・リサイクルしやすい商品の開発および取り扱い	<p>廃棄物のリサイクルの推進 リサイクルしやすい商品の開発と普及 リサイクルに関する表示の徹底</p>

のぞましい姿

グリーン購入がひろがり、資源の大切さを考え、環境にやさしい行動を実践するまち。

目標達成のためにやるべきこと

【取組の内容】

- グリーン購入の推進
- 商品や包装等の品質表示の推進

市役所の主な担当課

グリーン購入の推進〔生活環境課他〕

主体別役割と行動指針

	主　　体　　別　　の　　役　　割	具　　体　　的　　な　　行　　動　　例
市	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入に関する情報提供 ・率先的なグリーン購入の推進 ・グリーン商品基準の作成 ・適正な品質表示への取組 	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入に関する情報提供 グリーン購入推進のための指針の作成 実践発表会などの啓発 グリーン商品の率先購入 品質表示の徹底についての要請
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入の推進 	生活の中でのグリーン購入の促進
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入の啓発 ・率先的なグリーン購入の推進 	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入についての情報提供や啓発 グリーン商品の利用促進
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入の推進 ・グリーン商品の開発、販売促進 ・商品への品質表示の適正化 	<ul style="list-style-type: none"> グリーン商品の利用促進 再生利用が可能な原材料の使用促進 グリーン商品の開発と販売の促進 商品、包装の適正な品質表示の徹底

○ 基本方向6 地球環境保全を考えた低炭素都市づくり

目標9 温暖化対策をすすめる

個別目標 ② 省資源・省エネルギーの推進

のぞましい姿

小さな省エネも、積もれば大きなエネルギーの節約に。エネルギーの削減を考えたライフスタイルが定着したまち。

目標達成のためにやるべきこと

【取組の内容】

- 省資源・省エネルギーの推進

市役所の主な担当課

省資源・省エネルギー対策〔生活環境課他〕

――主体別役割と行動指針――

主　　体　　別	の　　役　　割	具　　体　　的　　な　　行　　動　　例
市	<ul style="list-style-type: none">・省資源、省エネルギーの啓発・省資源、省エネルギー活動への協力・実践活動の促進・事業活動への協力要請	<p>省資源、省エネルギーに関する啓発 市民や市民団体等の実践活動(エコマーケットや不用品交換会など)への協力と連携 事業活動への協力要請 市域のエネルギーについての検討 環境家計簿の情報提供と利用の推進</p>
市民	<ul style="list-style-type: none">・省資源、省エネルギーの実践	<p>環境家計簿の利用 生活中の節電、エネルギー削減行動の実践 エコマーケットへの参加</p>
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・省資源、省エネルギーの啓発・実践活動の推進	<p>省資源、省エネルギーに関する啓発 エコマーケットの実施 環境家計簿の普及、啓発</p>
事業者	<ul style="list-style-type: none">・省資源、省エネルギーの計画策定と実践・資源、エネルギー管理の徹底	<p>省資源、省エネルギーに関する対策の実践 資源、エネルギー管理の状況把握と適正管理の徹底</p>

個別目標 ④ 再生可能エネルギーの導入促進

のぞましい姿

クリーンエネルギーの利用が、暮らしに快適さとうるおいをもたらすまち。

目標達成のためにやるべきこと

【取組の内容】

- 新エネルギーの導入推進

市役所の主な担当課

新エネルギー推進〔生活環境課・商工課他〕

—主体別役割と行動指針—

主　　体　　別	の　　役　　割	具　　体　　的　　な　　行　　動　　例
市	・公共事業への新エネルギー導入促進	太陽光発電施設の導入促進 電気自動車や電動バイクの導入促進 風力発電等の導入の検討 バイオマスエネルギー導入の検討
市民	・新エネルギー導入の実践	太陽光発電施設の導入促進 電気自動車や電動バイクの導入促進
市民団体	・新エネルギー導入の啓発 ・実践活動の推進	新エネルギーに関する啓発 太陽光発電施設導入の普及・啓発
事業者	・新エネルギー導入の計画策定と実践 ・新エネルギーを利用した商品の開発と取り扱い	新エネルギー施設の導入促進 新エネルギーを利用した商品開発と普及

のぞましい姿

エコドライブの推進、クリーンエネルギー自動車の普及。音と空気の改善がすすむまち。

目標達成のためにやるべきこと

【取組の内容】

- 公共交通機関利用の推進
- クリーンエネルギー自動車の普及

市役所の主な担当課

交通機関対策（交通対策課）

クリーンエネルギー対策〔生活環境課他〕

主体別役割と行動指針

主 体 別	役 割	具 体 的 な 行 動 例
市	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関利用の推進 ・自転車利用・歩行習慣の促進啓発 ・地球環境を考えた自動車利用についての啓発推進 ・クリーンエネルギー自動車の啓発推進 ・クリーンエネルギー自動車普及のための条件整備 	歩行者や自転車が利用しやすい道の整備 ノーマイカーデーの啓発と推進 アイドリングストップの啓発と推進 自転車やバス利用の推進 クリーンエネルギー自動車の導入と普及啓発
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境を考えた自動車利用の推進 ・クリーンエネルギー自動車への転換促進 	自動車使用の自粛 公共交通機関の利用 アイドリングストップの実践 クリーンエネルギー自動車の選択
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境を考えた自動車利用についての啓発推進 ・クリーンエネルギー自動車の啓発推進 	ノーマイカーデーやアイドリングストップの啓発 公共交通機関利用の啓発 自動車使用自粛の啓発 クリーンエネルギー自動車への理解と啓発
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する自動車利用の啓発、指導 ・クリーンエネルギー自動車への転換促進 	従業員の自動車使用削減の啓発、指導 関連企業への協力要請 クリーンエネルギー自動車への転換

個別目標 ⑩ 地産地消の推進

のぞましい姿

地元でとれた安全で安心な食材が健康な生活を守り育て、旬の食材がおいしく食べられる幸せを感じるまち。

目標達のためにやるべきこと

【取組の内容】

- 地産地消・旬産旬消の推進
- 農林漁業者の育成

市役所の主な担当課

- 地産地消・旬産旬消の推進〔農林水産課他〕
農林漁業の振興〔農林水産課〕

主体別役割と行動指針

主 体 別	役 割	具 体 的 な 行 動 例
市	<ul style="list-style-type: none">・地産地消の推進・旬産旬消の推進・農林漁業者の育成・支援・森林整備活動の推進・農・商・工の連携の推進・有害鳥獣対策	<p>直売所の充実 地産地消ルートの開拓 集落型経営体の育成や集落営農の法人化促進 耕作放棄地の解消促進 農林漁業者の育成 間伐、枝打ち等事業の推進 間伐材の利活用推進 有害鳥獣対策 特定外来生物の繁殖防止と駆除の推進</p>
市民	<ul style="list-style-type: none">・地産地消の推進・旬産旬消の推進	<p>地産地消の促進 旬産旬消の促進 間伐材の利活用の促進 特定外来生物の駆除活動へ参加</p>
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・地産地消の普及・啓発・旬産旬消の普及・啓発	<p>地産地消の普及・啓発 旬産旬消の普及・啓発 間伐材の利活用の普及・啓発 特定外来生物の周知・啓発および駆除活動へ参加</p>
事業者	<ul style="list-style-type: none">・地産地消の促進・旬産旬消の促進・地元食材等を利用した商品開発と取り扱い・商品への産地表示の適正化	<p>地産地消商品の開発と販売の促進 商品の適正な産地表示の徹底 特定外来生物の駆除活動へ参加</p>

個別目標 ② 緑化の推進

のぞましい姿

ゆたかな緑が、温暖化を和らげるとともに、生活にうるおいとやすらぎを与えるまち。

目標達成のためにやるべきこと

【取組の内容】

- 公共地および民有地の緑化
- 間伐・植林の推進

市役所の主な担当課

緑化推進〔都市計画課他〕

林業の推進（農林水産課）

—主体別役割と行動指針—

主　　体　　別	の　　役　　割	具　　体　　的　　な　　行　　動　　例
市	<ul style="list-style-type: none">・公共施設、公共用地の緑化推進と管理の徹底・街路樹によるまちの特色づくり・二酸化炭素の吸収能力を活かした緑化推進	<ul style="list-style-type: none">公共施設の緑化推進地域別特色のある街路樹整備都市公園の緑化整備ポケットパーク、まちの休憩所等の緑化整備四季の移ろいを感じる街路樹の植栽植樹運動の推進樹木の里親制度の検討壁面・屋上緑化の推進間伐、枝打ち等の事業推進
市民	<ul style="list-style-type: none">・家庭での緑化の推進・身近な公園の緑化の推進	<ul style="list-style-type: none">花づくりや植栽など、うるおいのある住環境の整備歩道や公園など身近な公共空間の美化活動へ参加間伐材の利活用の促進
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・身近な公共空間にある緑の共同管理の推進	<ul style="list-style-type: none">緑化運動の推進身近な公共空間の美化運動の推進間伐材の利活用の普及・啓発
事業者	<ul style="list-style-type: none">・事業所内の緑化推進と管理の徹底・間伐材を利用した商品開発と取り扱い	<ul style="list-style-type: none">敷地内の花づくり、植栽の実施間伐材利用商品の開発と販売の促進

環境指標一覧

基本方向	指標名	単位	基準値	目標値	指標の説明
			H21年度	H32年度	
1	環境学習会等の延べ参加者数	人	914	3,900	環境学習会や自然観察会、出前講座等の延べ参加者数
2	ゆとりの実感度	ポイント	54	80	交通関係や緑空間等のゆとり実感度のアンケート調査結果からの総合的なポイント評価
3	ホタルの確認場所数	メッシュ	64	75	ホタルの確認地点を400m四方のメッシュ地図に記入し、塗りつぶしたメッシュ数
4	歴史的建造物等の指定件数	件	7	30	景観重要建造物および景観重要樹木の指定件数
5	ごみの最終処分量	トン	7,248	5,500	埋立てごみの総量
6	市域のCO ₂ 削減率	千t -CO ₂	566	394	市域における事業所および家庭から排出される二酸化炭素の削減率
		%	8%増	25%減	

※二酸化炭素の削減率は、平成2年を100%としています。

個別指標一覧

基本方向	指標名	単位	基準値	目標値	指標の説明
			H21年度	H32年度	
1	自然観察会の参加者数	人	442	900	市民団体等が開催する自然観察会の参加者数
	出前講座の参加者数	人	398	2,800	小学校や自治会への環境出前講座の参加者数
	環境啓発用パネル貸し出し件数	件	—	24	環境学習会等への啓発用パネル貸し出し件数
	広報ひこねやHPでの環境情報提供数	項目	48	90	広報ひこねやHPへ環境情報を掲載した記事の数
2	環境家計簿利用世帯数	世帯	145	1,000	環境家計簿(みるエコおうみ)に登録している世帯数
	自転車・歩行者道路の整備率	%	30	40	1・2級道路における自転車・歩行者道路の整備率
	彦根基準の達成率	ポイント	54	80	水質や騒音などに彦根市独自の基準を設け、達成率の総合的なポイント評価
	環境苦情件数	件	46	30	環境に関する苦情件数
	環境こだわり農家実施面積の推移	ha	714	1,000	環境こだわり農家に認定された農地面積
3	生活排水適正処理実施率	%	87	100	下水道、浄化槽、農業集落排水による生活排水の処理率
	外来魚の駆除量	kg	2,256	4,000	外来魚の回収ボックスおよび生け放すによる回収量
	外来植物の駆除個所数	個所	5	15	外来植物の駆除作業を実施した個所数
	自然環境保全活動の開催数	回	37	60	竹林や里山整備など自然環境活動の開催数

※基本方向2の個別指標 環境苦情件数については、年度による件数の変動が大きいため、3カ年の平均値とします。

H21年度の現状数値は、H19、H20、H21年度の平均値となっています。

H32年度の目標数値は、h30、h31、H32年度の平均値となります。

個別指標一覧

基本方向	指標名	単位	基準値	目標値	指標の説明
			H21年度	H32年度	
4	特別史跡彦根城跡 保存整備事業の進捗率	%	76	100	特別史跡彦根城跡の保全整備事業の進捗率
	城下町景観形成地区内の 古民家活用率	%	84	95	景観重要建造物候補あるいは既に指定された建物の居住等の活用率
	ボランティアガイド登録数	人	79	100	彦根ボランティア協会に登録されたボランティアガイド数
	美しいひこね創造事業の 地域通貨“彦”交付率	%	52	60	美しいひこね創造事業に登録し、その活動実績に対する地域通貨“彦”的交付率
5	1人1日あたりの ごみ等発生量	g	1,046	970	平均的に1人が1日当たりに排出するごみや資源の量
	リサイクル率	%	14.8	25	市域から排出されたごみの内、リサイクルされた率
	マイバック持参率	%	50	70	滋賀県容器包装削減宣言をした市内店舗でのマイバック持参率
6	公共施設における 年間太陽光発電総量	千 kWh	16	465	太陽光発電設備を設置した公共施設での発電総量
		基	2	35	太陽光発電設備を設置した公共施設数
	公共交通機関利用者数	千人	9,153	11,000	JR、近江鉄道、バス路線の利用者数
	学校給食地産地消率	%	14.3	25	学校給食における地場産農産物の品目割合
	森林間伐実施面積の推移	ha	13	80	森林保全のための間伐実施面積の推移

4 地域別の重点的取組

彦根市は南北に長い市域からなっています。そして、それぞれが異なった自然要素の中で歴史的背景や土地利用の変せんを経て、特色ある地域をかもし出しています。

ここでは、市域を大きく3つの区域に分類し、それぞれの地域の現状や課題を踏まえながら、環境の創出という観点で重点的に取り組むべき施策の方向性を示します。

○彦根市北部(鳥居本地域、芹川以北の地域)

鳥居本地域では良好な自然緑地が多く、里山の景観や四季を感じ自然とふれあえる空間がある一方で、高速道路など、主要な交通幹線が通過し、空気や音に対する市民の評価は低くなっています。

芹川以北の中心市街地とその近郊では、彦根城をはじめとした歴史空間が数多く残されているほか、琵琶湖や芹川など、自然とのふれあいの場も豊富です。

☆山地や中山間地などの自然環境をよりゆたかにする取組

- ・ビオトープの創出、環境学習の拠点づくり
- ・まちと農山村との交流

☆歴史や文化の趣を大切にした取組

- ・歴史的環境の保全と整備
- ・安全で快適な歩行空間の整備

○彦根市中部(芹川～犬上川、東部地域)

新しい住宅地や商業地が広がり、南彦根駅周辺にまで人口の集中地域が拡大してきています。市街地の広がりに伴って、交通問題や水質問題が大きな課題となってきています。

また、東部地域では国道の通過や大規模な工場が多く立地していることなどから、空気や音を中心として市民の評価は低くなっています。

☆うるおいある住宅空間の形成

- ・緑ゆたかで、くつろぎある居住環境づくり

☆産業とまちとのよりよい関係を築く

- ・公害を防止し、地域環境づくりと一体となった産業活動の推進

☆交通体系の整備と組み合わせた活力あるまちの形成

○彦根市南部(犬上川以南)

新しい住宅地や工場、国道の通過など、中部地域と似た状態のところもありますが、周辺には集落が点在する田園風景が広がっています。いくつかの池や沼も残り、琵琶湖とともに生き物の生息空間がひろがっています。

また、近年琵琶湖での湖上スポーツが盛んになり、多くのレジャー客が訪れるようになってきましたが、騒音やごみのマナーなど、改善すべきところも多くあります。

☆田園風景の保全と醸成

☆水や生き物とのふれあいを深める活動の場を広げる

☆レジャー利用マナーの向上

5 地域ごと、流域ごとの環境計画・行動計画策定の必要性

ここで策定した環境基本計画および地域行動計画は、彦根市全域にわたる計画ですが、前段でも検討したとおり、環境の状況や背景には地域ごと、流域ごとの特徴があります。

したがって、こうした特徴を踏まえて、地域で、あるいは流域で、さらに具体的な、地域に密着した計画づくりをすすめていくことが期待されます。そして、地域の計画には、よりたくさんの人々が参画し、文字どおり地域をあげての計画としていく必要があります。

第 5 章 地球環境保全のための重点行動

地球環境保全のための重点行動

□ 地球環境問題について

(1) 地球環境問題とは・・・

地球上の全ての生き物はそれぞれに役目を持ち、次世代へと命を育んできました。その中で人類は、化石燃料や天然資源を使い人類が暮らすための利便性を高めてきました。その結果もたらされたものが、自然環境破壊や環境汚染による様々な地球環境問題です。

20世紀末になると先進国が多くでは、法的規制により事業活動に伴う環境負荷は低減されましたが、開発途上国や新興国では未だに法的規制がまわらない地域も存在します。こういった地域差による環境汚染の越境問題も深刻化しています。

●地球環境問題

- ☆地球温暖化
- ☆有害廃棄物の越境移動
- ☆海洋の汚染
- ☆オゾン層の破壊
- ☆生物多様性の喪失
- ☆酸性雨
- ☆熱帯林の減少
- ☆開発途上国の公害問題
- ☆砂漠化

(2) 地球環境問題の性格・・・

地球環境問題に共通して言えることは、長い時間をかけて進む問題であるということです。

たとえば、地球温暖化の原因とされている二酸化炭素が増えても、それに見合って気温が上昇するのは数10年遅れるといわれていますし、この先、現在と同じく化石燃料に頼りながら経済成長を続けた場合、今世紀の気温は現在より最高で 6.4°C 上昇するといわれていることなどが挙げられます。

このように、今の我々の行動が、環境に影響を与えていることを感じないまま、徐々に問題が深刻化していく性格を有しています。

(3) 複雑に絡みあう環境問題・・・

地球環境問題は、個別に存在しているのではなく、その原因や影響がお互いに複雑に絡みあっています。

たとえば、自動車の排気ガスには、二酸化炭素や微量の窒素酸化物などが含まれますが、二酸化炭素の増加については、地球温暖化の原因とされていますし、窒素酸化物は、酸性雨の原因となります。また、地球温暖化によって砂漠化がすすむことで森林の減少をもたらし、その結果、生物の多様性が失われることとなります。森林が減少すれば二酸化炭素の吸収が減り、地球温暖化はさらに加速されます。

このように、地球環境問題は互いに影響を及ぼし合いながら進行しています。

2 地球環境保全のために

(1) 今、わたしたちに求められること・・・

近年、世界の各地で異常気象が相次ぎ、誰もが身近な環境の変化を肌で感じていることでしょう。地球温暖化と並行して異常気象が相次いでいることからも、この2つを切り離して考えることはできません。この先、温暖化が進むことでもたらされる10年、20年先の暮らしへの影響は、今のわたしたちの取組方によって大きく変わるものと予想されます。わたしたちの便利さを追求した暮らしは、将来の世代の快適な暮らしを犠牲にしたものであることを認識しましょう。

地球環境と共に生きるためにも、市民一人ひとりの行動が良くも悪くも大きな変化を生むことを認識し、環境に配慮した生活を実践しなければなりません。

(2) 今、わたしたちにできること・・・

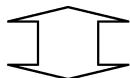
今、わたしたちが地球環境のために始めなければならないのは、環境に対する意識の改革です。

地球環境保全と一言でいうと大きな問題であり、何をすればいいのか、何から始めればいいのか戸惑われるかも知れません。しかし、わたしたち1人ひとりの日常生活の積み重ねが、地球環境の破壊につながってきたことを理解したなら、環境にやさしいライフスタイルに変えればいいのです。それには覚悟が必要なものもあります。まずは、日々の生活を見直し、ムダをなくすところから始めましょう。

あなたは、環境のために今の生活より少し不便な生活をする覚悟がありますか？

環境にやさしいライフスタイル

- ☆未来の世代にも住みよい環境を残したいので、今よりも少し不便な生活になったとしても家族で協力してライフスタイルを変える。
- ☆1人ひとりの活動が温暖化防止につながるので、私1人でも取り組む。

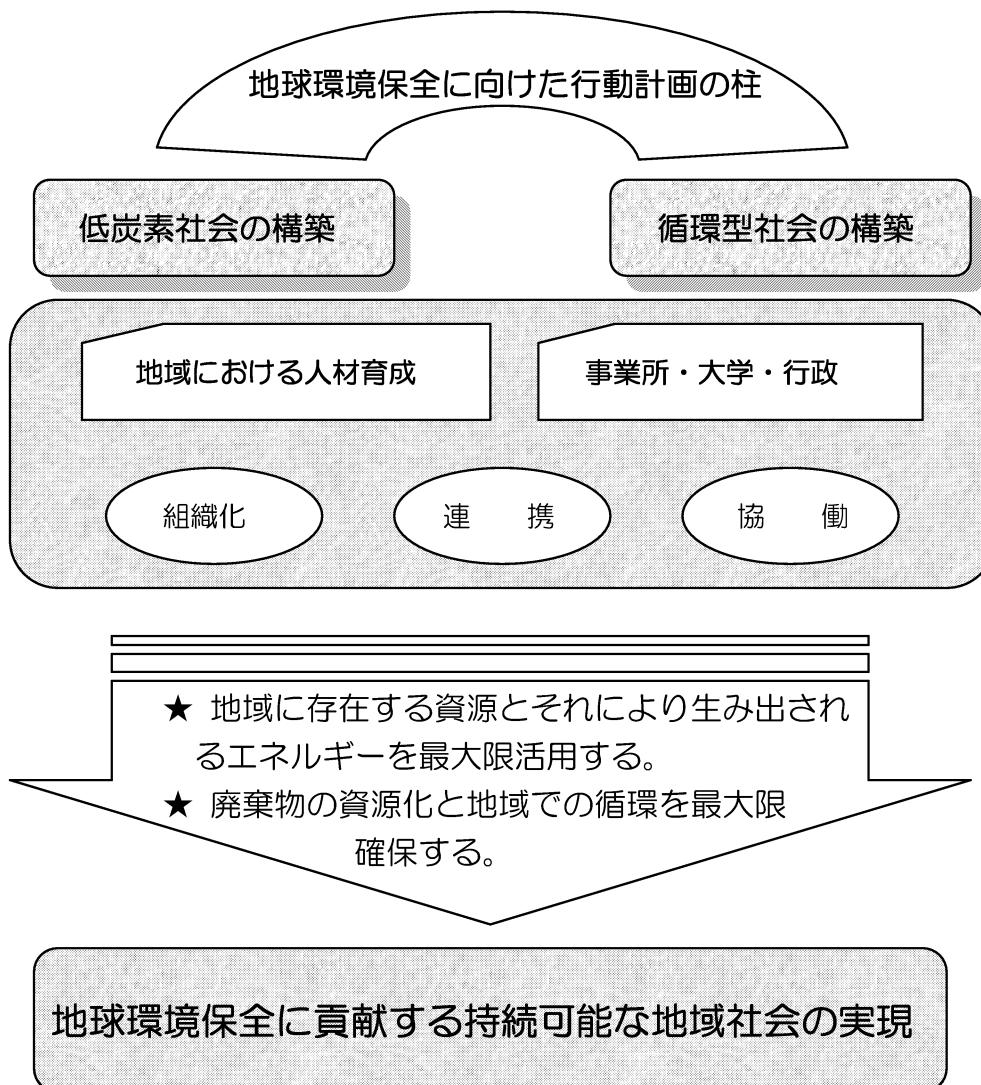


自分にやさしいライフスタイル

- ☆何十年も先のことは不確かで分からないので、今の便利で快適な生活を変えない。
- ☆我が家だけ不便な生活をしても温暖化は防げないのでライフスタイルを変えない。

③ 地球環境保全に関する基本方針

彦根市環境基本条例では、その前文で「地球環境も視野に入れた持続的発展が可能な社会の実現を目指す」ことがうたわれています。また、第3条では、条例の基本理念のひとつとして「地球環境保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる事業活動および日常生活において積極的に推進されなければならない」と規定しています。



低炭素社会や循環型社会の実現のためには、国によるエネルギー政策や社会経済制度の転換に期するところが多いが、逆に地方が地域に存在する資源とそれにより生み出されるエネルギーを最大限活用する仕組みを地域の人々の英知と努力により創り上げていくことによって、地域の活性化や絆の再生を図り、地域の自給力と創富力を高めるという「緑の分権改革」の考え方に基づき実現を図ることが重要である。

以上の理念や施策の基本方向を踏まえ、地球環境保全に向けて、市・市民・市民団体・事業者の各主体が、自らの責任を果たしつつ互いに協力協働していくことを基本に、次の基本方針を掲げて行動に取り組みます。

①できることから今すぐ始めよう

地球環境保全のために、できることがたくさんあります。そのできることを今すぐはじめることが大切です。

②話し合い、協力しあって

まず自分から始めることが大切ですが、家庭内や友達同士で、職場の中で自分はどうしているのか、ほかの人はどうなのか、話し合い、協力しあってすすめましょう。

③地域から輪をひろげよう

地球環境は地域の環境が寄り集まったものと捉えることができます。地域の環境を守ることはひいては地球環境を守ることにつながります。地域の環境を保全し、その輪を広げていきましょう。

④環境にやさしい人を育てよう

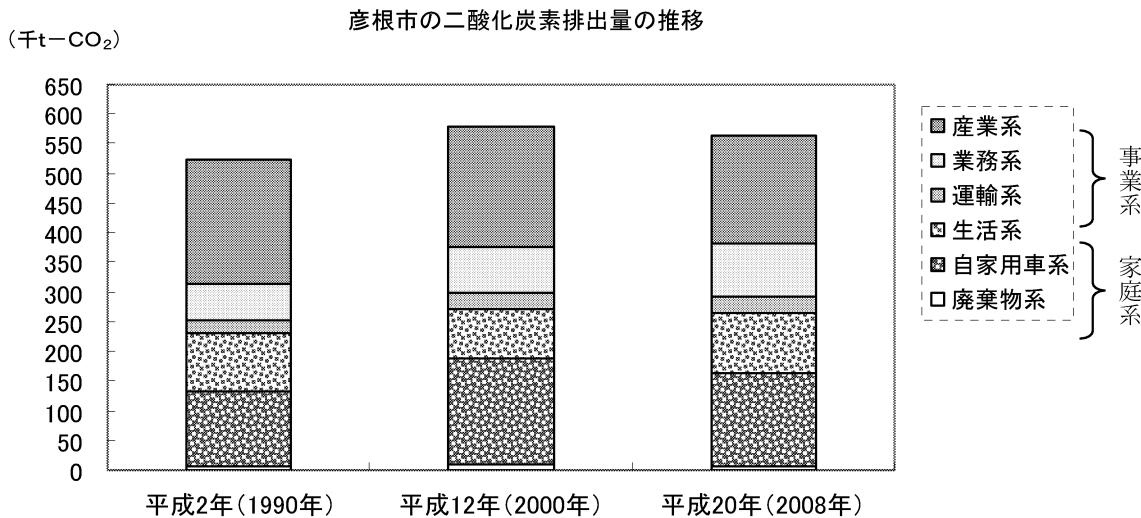
人は、愛着のあるものを大切にします。身近な自然とふれあい愛着をもつことは、地球環境を守ることにもつながります。世代間や地域の交流を大切にし、環境について共に考え、環境にやさしい人材を育てていきましょう。

地球環境問題に国境はありません。1人ひとりの活動が、家族や友人に、地域に、更には国際的に広がっていくように願います。

4 彦根市における地球環境保全に向けた重点行動を要する実態

(1) 温室効果ガスの排出量の実態

平成2年（1990年）から平成20年（2008年）にかけて、本市の二酸化炭素排出量の推定値がどのように移り変わってきたのかを示します。



本市は、平成22年度（2010年）の市民1人あたりの二酸化炭素排出量を平成2年度（1990年）よりも6%削減するという目標を掲げ、さまざまな取組を重ねてきました。しかし、現状では平成2年度（1990年）よりも約8%増となっています。

地球温暖化が加速度的に進行していることは、世界各地で起こる異常気象や近年の本市における気候状況からも肌で感じられます。二酸化炭素の削減は、彦根市民1人ひとりが真剣に取り組んでいく必要があるものです。

先に、本市における二酸化炭素の削減として、身近な生活と事業活動を含めて「市民1人あたりの排出量を25%削減する」という目標をかけました。

それでは、具体的にどれくらいの削減量となるのでしょうか。

先のグラフから、家庭系と事業系に係る二酸化炭素の排出量を抜き出してみました。

	1990年	2008年	目標2020年	2008年比較	
				削減量	削減率
家庭系	231.9	263.5	173.9	89.6	34.0%
事業系	293.3	301.7	220.0	81.7	27.1%

このように、家庭系では平成32年（2020年）の目標数値として、平成20年（2008年）と比べて、約9万トン、事業系では約8万2千トン削減する必要があります。

なお、この表には事業系廃棄物に関する削減量が含まれていません。

さらに本市では、各家庭での行動を主眼において「1世帯あたりの排出量を25%削減する」という目標をかけました。

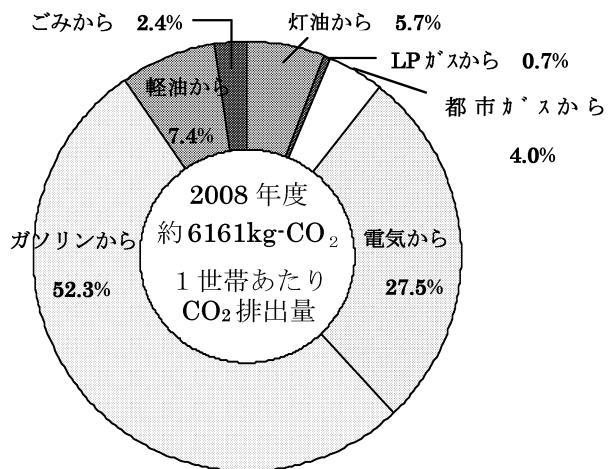
それでは、家庭で効率的に二酸化炭素を削減するにはどうしたらよいのでしょうか。

先のグラフから、家庭系に係る二酸化炭素の排出量を抜き出してみました。

●家庭からの二酸化炭素排出量内訳
(単位:千t-CO₂)

燃料種	排出量
灯油	15.0
LPGガス	2.0
都市ガス	10.5
電気	72.4
ガソリン	137.7
軽油	19.6
ごみ	6.3
合計	263.5

●燃料種別内訳



家庭からの二酸化炭素排出量を燃料種別に見てみるといちばん多いのはガソリン、次いで電気となっていて、ガソリンや軽油を利用する自動車からの二酸化炭素の排出量が全体の約6割を占めています。

1世帯あたりの自動車保有台数が、約1.7台となることからも、本市では自家用車に頼った生活をしていることが窺えます。

平成20年(2008年)の彦根市の1世帯あたりの二酸化炭素排出量は、約6,161kgとなっています。

◆日本の家庭からの二酸化炭素(CO₂)排出量

日本の家庭からの二酸化炭素量を用途別に見てみると、いちばん多いのは電気、次いでガソリンとなっていて、約7割を占めています。

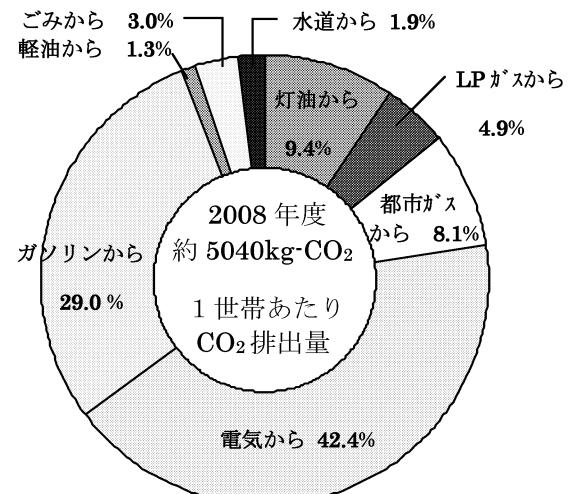
ガソリンや軽油からの排出割合は、本市の約半分となっています。

平成20年(2008年)の全国的な1世帯あたりの二酸化炭素排出量は、約5,040kgとなっています。

●自家用車保有台数(台)

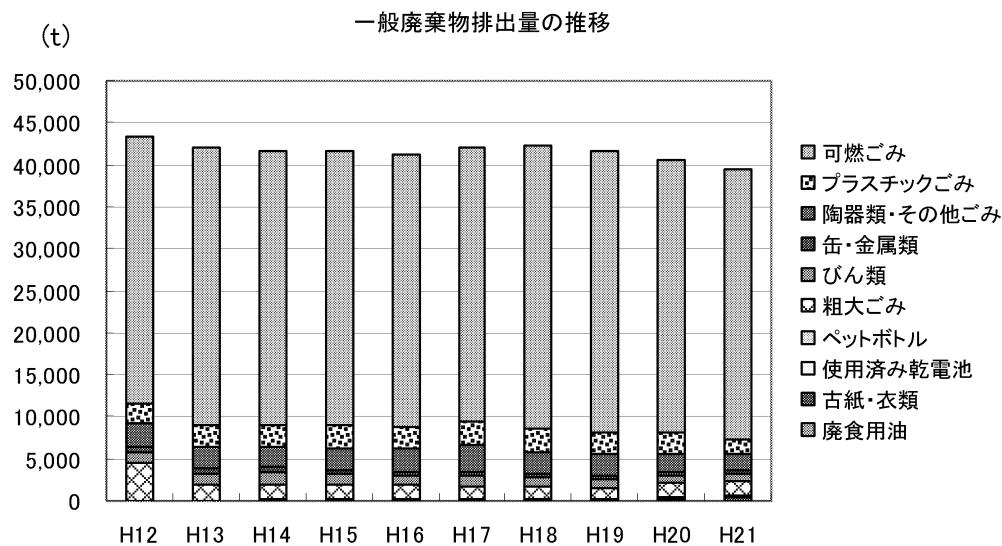
旅客	乗用車	1,196
	軽自動車	3,474
貨物	普通車	8,695
	小型車	38,739
合計		72,948

●燃料種別内訳



(2) ごみ等の発生量の実態

平成12年（2000年）から平成21年（2009年）にかけて、本市のごみ発生量がどのように移り変わってきたのかを示します。

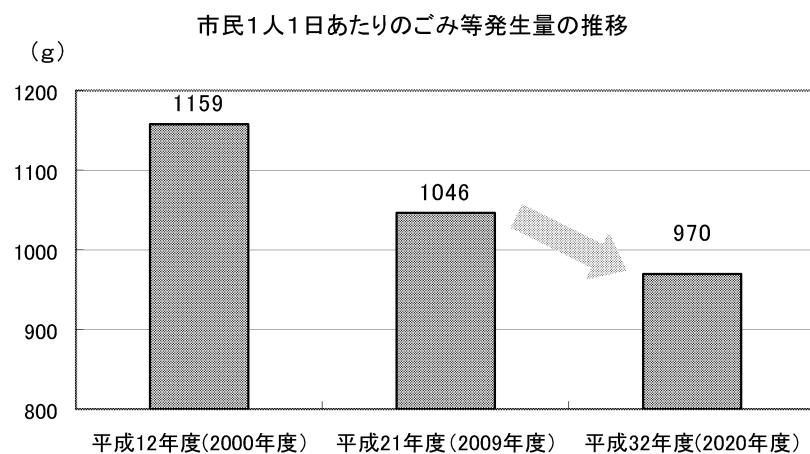


平成19年度（2007年度）から平成21年度（2009年度）にかけて、排出量が順調に減っています。これは、ごみ減量に取り組んできた結果もさることながら、経済状況の悪化が影響しているとも考えられます。

本市は、平成32年度（2020年）の「市民1人1日あたりのごみ等発生量」を970gにするという目標を掲げました。

それでは具体的に現状からどれくらいの削減量となるのでしょうか。

先のグラフから、市民1人1日あたりのごみ等発生量を算出してみました。

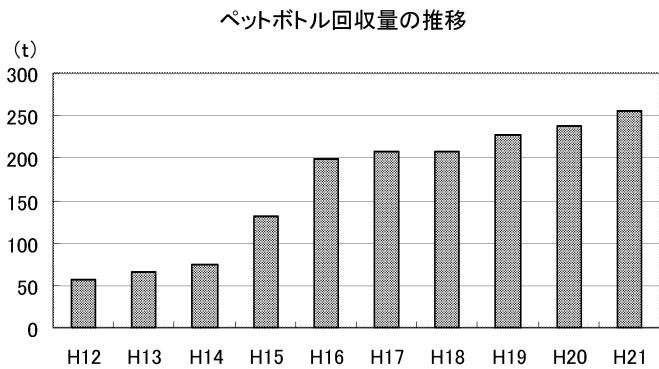


経済状況の悪化が原因でごみの発生量が減っても、それは一時的なものかも知れません。ごみの減量には、生活水準の見直しや再使用【リユース：Reuse】による物を大事にする気持ちが大切です。

◆ペットボトルの回収

リサイクルを目的としたペットボトルの回収は平成12年度から始まりました。しかし、ペットボトルの回収量は年々増加しており、手軽に買って捨てるという大量生産・大量消費の道をたどっています。

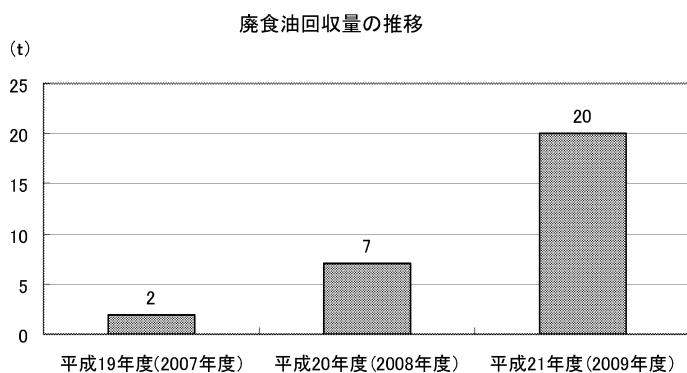
マイボトルを持参するなど日々の生活様式を見直す必要があります。



◆廃食油の回収

平成19年度(2007年度)から市役所や各支所・出張所および清掃センターに回収ボックスを設置し、廃食油の回収を実施しています。

回収した廃食油は、BDF(バイオディーゼル燃料)として再生され、一部ごみ収集車の燃料としても使用されています。



リサイクル率

	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
ごみ発生量 (集団回収を含む)	46,087	44,534	44,003	44,146	43,750	45,116	45,356	44,982	43,980	42,646
資源化総量 (集団回収を含む)	5,857	4,940	4,663	5,419	5,965	6,338	6,417	6,513	6,253	6,299
リサイクル率(%)	12.7%	11.1%	10.6%	12.3%	13.6%	14.0%	14.1%	14.5%	14.2%	14.8%

私たちの日常生活から排出されるごみの処理には、たくさんのエネルギーを消費します。ごみの処理は、地球温暖化の進行と深く関わっていることを認識し、ごみを発生させない仕組みや工夫をすることで、ごみ減量、リサイクルやグリーン購入を楽しみながら取り組み、循環型社会を築いていきましょう。

※知っていますか？

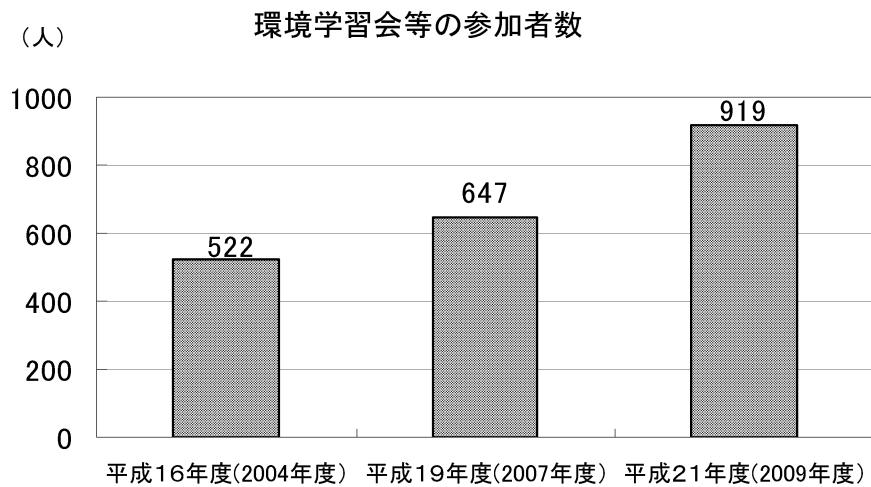
日本では、年間約2,000万トンもの残飯が捨てられていると言われています。

これは、食糧自給率が低い日本が他国から輸入している食糧の約3分の1に相当します。

賞味期限が切れてしまい手付かずのまま捨てていることはありませんか？飲食店で注文し過ぎて、食べ残したりしていませんか？あなたの食生活を見直しましょう。

(3) 環境学習等会の参加の実態

平成16年（2004年）から平成21年（2009年）にかけて、本市の環境学習等の参加者数の推移を示します。



平成21年度の参加者数は、本市人口の1%にも値しません。環境学習等の開催数や広報の方法についても検討が必要です。

環境学習会等の開催数

年度	自然観察会	市民環境フォーラム	環境出前講座	合計
平成16年度	23回	1回	0回	24回
平成19年度	21回	2回	0回	23回
平成21年度	16回	2回	12回	30回

自然観察会の開催は、天候により中止となることもあります。天候に左右されないような環境学習の機会を充実させる必要があります。平成20年度（2008年度）からは、小学校や自治会等への環境出前講座を実施することで、市民が環境への関心を持てる機会を増やしています。

また、事業所が環境保全活動の一環として実施した自然観察会や大学のフォーラムなど、把握できていない部分があるため、それぞれの主体と情報を共有できるネットワークなどの仕組みづくりを検討する必要があります。

5 重点行動のテーマと行動目標

テーマ1 低炭素社会をめざして～エネルギー利用のあり方を見直しましょう～

彦根市では、すべての人に温室効果ガスの排出削減の責任があると考え、省エネルギーに取り組みながらエネルギーの効率的利用をすすめるとともに、太陽光などのクリーンエネルギーの導入を検討します。市・市民・市民団体・事業者の各主体が、自らの責任を果たしつつ互いに協力していくことを基本とした低炭素社会をめざします。

◆行動目標

低炭素社会の構築に向けた行動目標として、地球環境に大きな影響を及ぼす温室効果ガス（その中でも二酸化炭素）の排出量の削減目標を定めます。

目標数値は、平成21年（2009年）9月にニューヨーク・国連本部で開催された国連気候変動首脳会合で表明された日本の削減目標との整合性を考え、次のとおりとします。

目標：平成32年度の市民1人あたりの二酸化炭素排出量を
平成2年度よりも25%削減する。

目標：平成32年度の1世帯あたりの二酸化炭素排出量
を平成2年度よりも25%削減する。

◆目標数値の意味

- 温室効果ガスは、全体として削減していかなければなりませんが、この計画では、排出量が最も多く、また、地球温暖化に最も大きな原因とされている、二酸化炭素に焦点をあてることとします。
- 二酸化炭素の排出形態は、多方面にわたり、また、国レベルのエネルギー政策に大きく左右される要素があることから、本市における削減目標は身近な生活と事業活動を含めた「市民1人あたりの削減目標」と、各家庭から排出される量を主眼とした「1世帯あたりの削減目標」の2通りを目標としました。
- 二酸化炭素の排出量は、次のページでも示すように、平成2年（1990年）から平成20年（2008年）までの間に、本市全体でおおよそ8%増えています。したがって平成2年（1990年）に比べて、25%削減するためには、大変な努力が必要となります。

テーマ2 循環型社会をめざして　～ごみ減量、リサイクルを推進しましょう～

まずは無駄をなくすことを第1としたごみの発生抑制【リデュース：Reduce】、その上で再使用【リユース：Reuse】、再利用【リサイクル：Recycle】の“ごみの3R”を推進してごみを減らす努力をしましょう。また、環境にやさしい商品選びを心がけましょう。

彦根市では、地球環境問題にも目を向けながら、現在の生活・生産スタイルを見直し、みんなが「地球規模で考え、地域から行動する」ことができるような環境に配慮したまちをめざします。

◆行動目標

循環型社会の構築に向けた行動目標として、資源を循環させ、無駄をなくしたライフスタイルを送るため、市民1人が出す不要物の削減目標を定めます。

目標：平成32年度の市民1人1日あたりのごみ等発生量を
970gにする。

◆目標数値の意味

- 資源としてリサイクルできる古紙や缶、ペットボトルなども、家庭や事業所から不要物として出されるものであることから、「ごみ等」として取り扱うこととし、ごみの発生抑制を主眼とした「市民1人1日あたりのごみ等の削減目標」としました。
- 飲食店や店舗から排出される事業系の一般廃棄物は、私たちの生活と何らかの形で深く関わりのあるものです。特に飲食店から排出される残飯については、食事を自宅で食べるかどうかの違いだけで、排出したのは食事をした人となります。このことから事業系の一般廃棄物については、市民が排出した「ごみ等」に含めて評価しています。
- 環境に優しい商品を選んで購入し、再使用や再利用に心がけることでそれらの率が上るのは、循環型社会にとっては非常に重要なことです。しかし、リサイクル率が上がっても全体としてのごみ量が減らないのであれば、ごみの処理にかかるエネルギー量がリサイクル処理に置き換わるだけで、環境への負荷は減りません。したがってごみ等発生量を削減するためには、無駄な買い物をしないなど、私たちの消費生活の見直しが必要となります。

テーマ3 地域力の再生をめざして～環境コミュニケーションの醸成と 意識改革をすすめましょう～

一人ひとりの意識が地球環境を変えます。環境を大切に思う気持ちを育み、自らが覚悟を決めて取り組むためにも、多くの人と手を携えながら活動していくことも大切です。

家庭や地域、学校、職場などにおいて、市民団体や事業所などと連携を図りながら、環境コミュニケーションの輪を広げます。

また、世代を超えて、環境に優しい人材が循環する地域づくりに努めます。

◆行動目標

環境コミュニケーションによる地域力の再生に向けた行動目標として、環境に関する情報に接する回数が多いほど環境問題についての理解や関心度が高まることから、自然観察会等の環境学習の機会を提供し、参加者の増加目標を定めます。

目標：平成32年度の環境学習会等の延べ参加者数を
3,900人にする。

◆目標数値の意味

- 環境学習や自然観察会等に参加することで、さまざまな環境問題を学んだり、身近な環境の現状を肌で感じることで、地域の環境から地球環境までも真剣に考えられる環境にやさしい人材を育成することを目的としています。
- これまで人権問題を学ぶことが自分にとって大切であるという考え方が、長年の取組によって多くの参加者に根付いてきたように、環境に関する学習の機会を提供したり、地域で環境啓発等を推進する人材を養成するなど、環境学習が地域に根付く仕組みづくりが必要となります。

⑥ 重点行動のテーマと行動

それぞれのテーマごとに、私たちの日常生活で取り組める行動例を示しました。こうした行動例を参考に、1人ひとりが取組をすすめ、また、他にも気付いたことを周りの人々教えてあげるなど、家庭や地域で情報交換をしながら楽しく取り組んでいくことによって、地球環境保全に向けた持続可能な社会を築いていきましょう。

テーマ1 低炭素社会をめざして～エネルギー利用のあり方を見直しましょう～

現在、事業系の二酸化炭素の排出量は減少傾向にあるのに対し、家庭系の二酸化炭素排出量が増加しています。特にガソリンや軽油を利用する自動車からの排出量が6割を占めており、自家用車に頼った生活が窺えます。

私たちの日常生活が、地球温暖化の進行と深く関わっていることを認識し、二酸化炭素の削減目標の達成に向けて行動例を示しました。

みんなで取り組む行動例

主体	できることから始めよう	あるものを利用しよう
市民	<ul style="list-style-type: none">・節電や節水に努める。・アイドリングストップに心がける。・自転車や徒歩で出かける機会を増やす。・地元で取れた旬の食材を選ぶ。	<ul style="list-style-type: none">・環境家計簿をつける。・公共交通機関を利用する。・温暖化防止に関する研修会等に参加する。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・省エネルギーに関する啓発をする。・新エネルギーに関する啓発をする。・地産地消や旬産旬消を推進する。・公共交通機関の利用を推進する。・温暖化防止に関する出前講座を実施する。	<ul style="list-style-type: none">・環境家計簿の利用を促進する。・公共交通機関の利用を促進する。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・従業員に省エネ教育を実施する。・新エネルギー施設を導入する。・徒歩や自転車通勤者に奨励金を交付する。	<ul style="list-style-type: none">・公共交通機関を利用する。・バイオディーゼル燃料の使用を促進する。・地元の食材や木材の利用に努める。
市	<ul style="list-style-type: none">・市民発電所への参画を推進する。・省エネルギーに関する啓発をする。・新エネルギーに関する啓発をする。・地産地消や旬産旬消を推進する。・公共交通機関の利用を推進する。・カーシェアリング制度を推進する。	<ul style="list-style-type: none">・バイオディーゼル燃料の使用を促進する。・温暖化防止に関する出前講座を実施する。

テーマ2 循環型社会をめざして～ごみ減量、リサイクルを推進しましょう～

本市では、ペットボトルの回収量が年々増加しています。これはリサイクル率の上昇につながりますが、回収や処理にはエネルギーが消費されています。また、手軽なペットボトル入り飲料の消費が増加する傾向にあるのは、大量生産・大量消費の道をたどっているだけでなく、ペットボトルの散在性ごみが増えることも懸念されます。リサイクルされるものであっても、自分にとって必要でなくなったものは廃棄物として認識し、廃棄物そのものを出さないよう意識し、工夫することが重要です。

私たちの日常生活のちょっとした心遣いが、ごみの減量につながることを認識し、ごみの削減目標の達成に向けて行動例を示しました。

みんなで取り組む行動例

主体	できることから始めよう	あるものを利用しよう
市民	<ul style="list-style-type: none">・ムダなものを買わない。・使わないものはもらわない。・買い物にはマイバックを持参する。・マイボトルで飲み物を持参する。・正しいごみの分別を実践する。・生ごみは十分に水を切ってから出す。・廃食油を回収する。・買い物の際にエコラベルを確認してみる。・物は大事に使う。・食べ残しをしない。・過剰包装は断る。	<ul style="list-style-type: none">・子ども会などの資源回収に協力する。・廃食油を回収ボックスへ持ち込む。・エコマーケットを利用する。・修理店を利用する。・エコラベルについて調べてみる。・古布でマイバックを作つてみる。・買い物キャンペーンに参加してみる。・生ごみの堆肥化に挑戦してみる。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・資源回収を実施する。・マイバックやマイボトル持参の啓発をする。・グリーン購入を推進する。・ごみ減量化の推進をする。	<ul style="list-style-type: none">・買い物キャンペーンに協力する。・生ごみの堆肥化を実践する。・堆肥化した土を回収・利用する。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物の資源化に努める。・環境に優しい商品の開発に努める。・食品リサイクルを推進する。	<ul style="list-style-type: none">・グリーン購入商品を取り扱う。・環境に優しい商品の普及に努める。
市	<ul style="list-style-type: none">・古紙や衣類の行政回収を実施する。・廃食油の回収拠点を増やす。・食品リサイクルを推進する。	<ul style="list-style-type: none">・グリーン購入ネットワークと協力・協働する。

テーマ3 地域力の再生をめざして ~環境コミュニケーションの醸成と 意識改革をすすめましょう~

コミュニケーションとは、「参加者が互いに情報を生み出し、それを共有することにより、相互理解にいたる過程」というように、相互作用や双方向性を重視したものだと言われます。環境コミュニケーションと言うと、市・市民・市民団体・事業所といった各主体間のパートナーシップを確立するために、環境負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するのではなく、利害関係者の意見を聴き、討議することにより、互いの理解と納得を深めていくという意味で用いられています。

環境コミュニケーションの醸成により、環境意識を高め、相互理解をし、各主体間の信頼関係を築き、環境保全活動への様々な行動につなげ、それがさらに他の主体の環境保全への取組を引き出すなど、連鎖反応や相乗効果が生まれます。

環境コミュニケーションが地域力の再生につながることを認識し、環境にやさしい人材を育成する目標の達成に向けて行動例を示しました。

みんなで取り組む行動例

主体	できることから始めよう	あるものを利用しよう
市民	<ul style="list-style-type: none">・子どもの頃から自然とふれあう体験をさせる。・子どもの頃から“もったいない”と思う気持ちを育てる。・環境について家族や友達と話し合う。・身近な人とエコライフの情報交換をする。・家族や友達を誘って参加する。	<ul style="list-style-type: none">・環境に関する学習会等に参加する。・環境保全活動に参加する。・環境保全活動や環境団体の情報を集める。・自治会館を利用して交流をはかる。・美しいひこね創造活動に登録する。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・自然観察会など環境体験学習を実施する。・環境出前講座を実施する。	<ul style="list-style-type: none">・市民や他団体との交流に努める。・イベントやホームページで情報を発信する。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・従業員の環境教育を実施する。・市民環境活動の支援をする。	<ul style="list-style-type: none">・環境保全活動に参加する。
市	<ul style="list-style-type: none">・環境学習する場づくりをすすめる。・環境出前講座の講師養成をする。・環境体験学習等を開催する。・環境情報収集・発信に努める。・環境ファンド等の情報提供に努める。	<ul style="list-style-type: none">・市民、市民団体、学校、事業者、近隣自治体と連携し、環境学習の場づくりをすすめる。・関係部署等との情報を共有する。・休耕田を活用した環境体験学習を実施する。

7 環境コミュニケーションのためのコラム

エコ生活のヒント

家庭で簡単にできる省エネのためのヒントを示しています。各ご家庭によって使用する家電製品の性能やエネルギー使用量は違いますが、これを目安にエネルギーを効率的に使って、かしこくシンプルな省エネ型ライフスタイルを心がけましょう。

大事なのは、エネルギー・電気代を「もったいない」と思う意識とそれに伴う行動です。

※「家庭の省エネ大事典 2010年版」財団法人省エネルギーセンターより抜粋しています。

※1台もしくは1人が使用した場合の目安となっています。家族構成や使用台数によっては、更に大きな効果が期待できます。

空調設備(エアコン、ガス・石油ファンヒーター)

行動例	一世帯あたりの年間		備考
	CO ₂ 削減効果	節約効果	
夏の冷房時の室温は28°Cを目安にする	11.3kg	約 670 円	外気温 31°Cの時、エアコン(2.2kW)の冷房設定温度を27°Cから28°Cにした場合(使用時間9時間/日)
冷房は必要な時だけつける	7.0kg	約 410 円	冷房を1日1時間短縮した場合(設定温度:28°C)
エアコンのフィルターを月に1回か2回清掃する	11.9kg	約 700 円	フィルターが目詰まりしているエアコン(2.2kW)とフィルターを清掃した場合の比較
冬の暖房時の室温は20°Cを目安にする	エアコン	約 1,170 円	外気温 6°Cの時、エアコン(2.2kW)の暖房設定温度を21°Cから20°Cにした場合(使用時間9時間/日)
	19.8kg		外気温度 6°Cの時、暖房の設定温度を 21°Cから 20°Cにした場合(使用時間:9時間/日)
	ガスファンヒーター	約 1,280 円	外気温度 6°Cの時、暖房の設定温度を 21°Cから 20°Cにした場合(使用時間:9時間/日)
	18.6kg		外気温度 6°Cの時、暖房の設定温度を 21°Cから 20°Cにした場合(使用時間:9時間/日)
	石油ファンヒーター	約 680 円	外気温度 6°Cの時、暖房の設定温度を 21°Cから 20°Cにした場合(使用時間:9時間/日)
	25.4kg		外気温度 6°Cの時、暖房の設定温度を 21°Cから 20°Cにした場合(使用時間:9時間/日)
暖房機器は必要な時だけつける	エアコン	約 900 円	暖房を1日1時間短縮した場合(設定温度:20°C)
	15.2kg		1日1時間運転を短縮した場合(設定温度20°C、稼動電気代含む。)
	ガスファンヒーター	約 2,070 円	1日1時間運転を短縮した場合(設定温度20°C、稼動電気代含む。)
	30.3kg		1日1時間運転を短縮した場合(設定温度20°C、稼動電気代含む。)
	石油ファンヒーター	1,160 円	1日1時間運転を短縮した場合(設定温度20°C、稼動電気代含む。)
	41.0kg		

電気こたつ

行動例	一世帯あたりの年間		備考
	CO ₂ 削減効果	節約効果	
こたつ布団に、上掛けと敷布団をあわせて使う	12.1kg	約 710 円	こたつ布団だけの場合と、こたつ布団に上掛けと敷布団を併用した場合の比較(1 日 5 時間使用)
設定温度は低めにする	18.3kg	約 1,080 円	1 日 5 時間使用で、温度調節を「強」から「中」に下げた場合

電気カーペット

行動例	一世帯あたりの年間		備考
	CO ₂ 削減効果	節約効果	
広さにあった大きさのものを選ぶ	33.5kg	約 1,980 円	室温 20°C の時、設定温度が「中」の状態で 1 日 5 時間使用した場合、3畳用と 2 畳用のカーペットとの比較
設定温度を低めにする	69.4kg	約 4,090 円	3 畳用で、設定温度を「強」から「中」にした場合(1 日 5 時間使用)

照明器具

行動例	一世帯あたりの年間		備考
	CO ₂ 削減効果	節約効果	
電球を電球型蛍光灯に取り替える	31.3kg	約 1,850 円	54W の白熱電球から 12W の電球型蛍光ランプに交換した場合
点灯時間を短く	白熱電球	約 430 円	54W の白熱電球 1 灯の点灯時間を 1 日 1 時間短縮した場合
	7.4kg		
	蛍光ランプ	約 100 円	12W の白熱電球 1 灯の点灯時間を 1 日 1 時間短縮した場合
	1.6kg		

テレビ

行動例	一世帯あたりの年間		備考
	CO ₂ 削減効果	節約効果	
見ない時は消す	ブラウン管	約 700 円	1 日 1 時間テレビ(25 インチ)を見る時間をへらした場合
	11.9kg		
	液晶	約 330 円	1 日 1 時間テレビ(20 インチ)を見る時間をへらした場合
	5.6kg		

パソコン

行動例	一世帯あたりの年間		備考
	CO ₂ 削減効果	節約効果	
使わない時は、電源を切る	11.8kg	約 690 円	デスクトップパソコンを 1 日 1 時間利用時間を短縮した場合
	2.0kg	約 120 円	ノートパソコンを 1 日 1 時間使用時間を短縮した場合

冷蔵庫

行動例	一世帯あたりの年間		備考
	CO ₂ 削減効果	節約効果	
冷蔵庫を壁から適切な間隔で設置する	16.8kg	約 990 円	上と両側が壁に接している場合と片側が壁に接している場合との比較
冷蔵庫の設定温度は適切にする	23.0kg	約 1,360 円	周囲温度 22°C で、設定温度を「強」から「中」にした場合
開けている時間を短くする	2.3kg	約 130 円	開けている時間が 20 秒間の場合と、10 秒間の場合との比較

電子レンジ

行動例	一世帯あたりの年間		備考
	CO ₂ 削減効果	節約効果	
野菜の下ごしらえに電子レンジを活用する	14.0kg	約 1,020 円	葉菜(ほうれん草、キャベツ)を加熱処理する場合
	13.4kg	約 1,010 円	根菜(ジャガイモ、里芋)を加熱処理する場合

電気ポット

行動例	一世帯あたりの年間		備考
	CO ₂ 削減効果	節約効果	
長時間使用しないときは電源プラグを抜く	40.1kg	約 2,360 円	ポット満タンの水 2.2L を沸騰させ、1.2L を使用後、6 時間保温状態にした場合と、プラグを抜いて保温しないで再沸騰させて使用した場合の比較

ガスコンロ

行動例	一世帯あたりの年間		備考
	CO ₂ 削減効果	節約効果	
炎がなべからはみ出さないように調節する	5.4kg	約 370 円	水 1L(20°C程度)を沸騰させる時、強火から中火にした場合(1日3回)

洗濯機

行動例	一世帯あたりの年間		備考
	CO ₂ 削減効果	節約効果	
洗濯物は、まとめ洗いをする	2.2kg	約 3,950 円	定格容量(洗濯・脱水容量:6kg)の4割を入れて洗う場合と8割を入れて洗う場合の比較

掃除機

行動例	一世帯あたりの年間		備考
	CO ₂ 削減効果	節約効果	
掃除機は、予め部屋を整理してからかける	2.0kg	約 120 円	利用する時間を、1日1分短縮した場合
掃除機の集塵パックは適宜取り替える	0.6kg	約 30 円	パックいっぱいにゴミが詰まった状態と、未使用のパックを比較した場合

風呂給湯器

行動例	一世帯あたりの年間		備考
	CO ₂ 削減効果	節約効果	
シャワーは不必要に流したままにしない	29.1kg	約 3,000 円	45°Cのお湯を流す時間を1分間短縮した場合
入浴は間隔を開けずに入る	87.0kg	約 6,000 円	2時間放置により 4.5°C低下した湯(200L)を追い焚きする場合

温水洗浄便座

行動例	一世帯あたりの年間		備考
	CO ₂ 削減効果	節約効果	
使わない時はフタを閉める	13.0kg	約 770 円	フタを閉めた場合と、開けたままにした場合
便座暖房の温度は低めにする	13.0kg	約 770 円	便座の設置温度を1段階下げた(中→弱)場合で、冷房期間は暖房を切った場合

自動車

行動例	一世帯あたりの年間		備考
	CO ₂ 削減効果	節約効果	
ふんわりアクセルスタート	194.0kg	約 10,030 円	発進時、5 秒間の省エネ意識 5 秒間で 20km/h 程度に加速、十分な効果
停車の際は早めにアクセルから足を離す	42.0kg	約 2,170 円	早めにアクセルオフし、エンジンブレーキの使用により燃料の供給が停止された場合
アイドリングストップ	40.2kg	約 2,080 円	5 秒の停止で、アイドリングストップ 短い時間のエンジン停止でも省エネ効果

もしも・・ふんわりアクセルスタートを実践したら！！

自動車の発進時に 5 秒間の省エネ意識をもって『ふんわりアクセルスタート』を実践することで燃費が良くなり、年間の二酸化炭素排出量を 194 kg-CO₂ の削減が期待できます。

自動車を運転するひとり 1 人が『ふんわりアクセルスタート』を実践して削減できる二酸化炭素の排出量を市内の自動車保有台数から換算すると・・・・

約 14,152 t-CO₂ 削減されることとなります。

また、平成 20 年（2008 年）の市域での二酸化炭素排出量は、565,190 t-CO₂ であり、『ふんわりアクセルスタート』を実践することで削減される市域の二酸化炭素排出量は、全体の約 2.5% になります。

もしも・・市内の全世帯の自家用車がハイブリット車に乗り換えられたら！！

図 1 のデータからハイブリッド車に乗り換えることで燃費が良くなり、二酸化炭素の排出量が半減すると期待されます。

平成 20 年（2008 年）のデータでは、市内の自家用車から排出される二酸化炭素量は

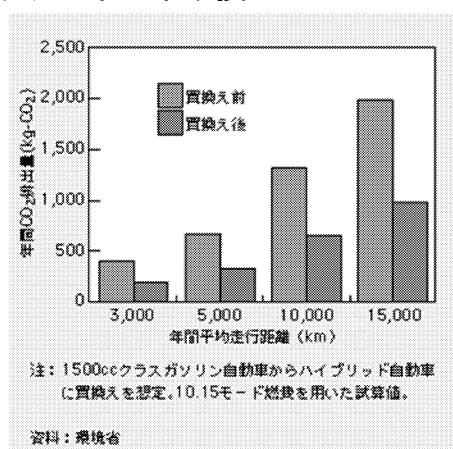
約 157,300 t-CO₂ であることからハイブリッド車への乗り換えて・・・

約 78,650 t-CO₂ の削減が期待できます。

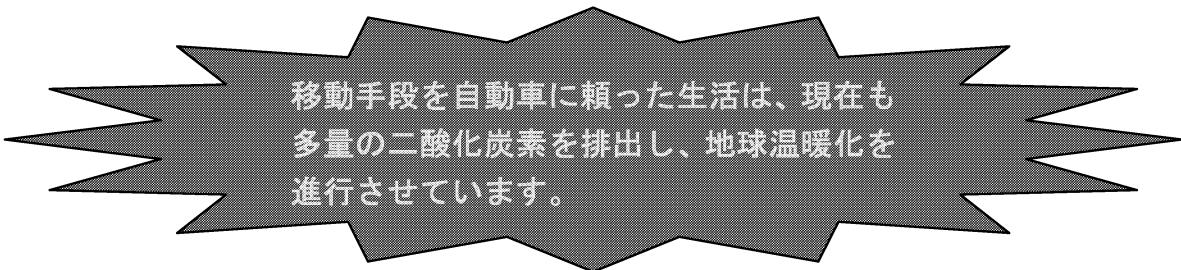
これにより家庭から排出される二酸化炭素排出量の約 29.8% が削減されることとなります。

また、平成 20 年（2008 年）の市域二酸化炭素排出量は、565,190 t-CO₂ であり、ハイブリッド車に乗り換えることで削減される市域の二酸化炭素排出量は、全体の約 13.9% になります。

（これは、市内全ての自家用車を 1500cc クラスガソリン車と想定したものです。）



平成32年(2020年)までに市内の自家用車がハイブリッド車に乗り換えられるのは、経済面からもかなり厳しいと予想されます。しかし、本市における自動車からの二酸化炭素排出量は全国レベルと比べてもかなり上回っているため、自動車から排出される二酸化炭素を削減するために多大な努力が必要となります。



自動車から排出される二酸化炭素を減らすためには・・・

1. ふんわりアクセルスタートやアイドリングストップに心がける。
2. 近くへ出かける際は、徒歩や自転車を利用する。
3. 公共交通機関を積極的に利用する。
4. ノーマイカーデーを実践する。
5. 乗り替えの際には、ハイブリッド車の購入を検討する。

グリーン購入とは・・・

製品やサービスを購入する際に、環境面から必要性を考慮して、環境に与える影響ができるだけ少ないものを、環境保全に熱心な企業から、優先して購入することです。消費者、企業、行政など誰でも取り組め、製品を提供する企業を環境配慮に導き、市場を変え、社会を変えることに繋がる取組です。公共交通機関を利用する、レジ袋や過剰包装を断ることなどを含め、毎日の生活や事業活動の中で、身近なところから取り組むことができます。

あなたにもできる「グリーン購入」

■旬の食材を買いましょう。

「旬」の食材なら、暖房などによる季節外れのハウス栽培に比べ、必要なエネルギーも約10分の1。環境に負荷のかかる農薬や肥料も少なく、おいしくて栄養も豊富です。

■包装の無いもの、少ないものを選びましょう。

家庭ごみの約6割が容器包装ごみ。ごみは焼却による地球温暖化や有害物質の排出、埋立地問題など深刻です。野菜、果物、魚、肉などは、包装の少ないものを選びましょう。

■地場の商品を買いましょう。

遠く離れた場所から運ばれる農産物は、輸送の分だけエネルギーを多く使用し、地球温暖化にも影響します。地元で採れた野菜や魚なら、すぐに店頭に並ぶから新鮮です。

■環境こだわり農産物を選びましょう。

野菜や果物は農薬や化学肥料の使用をできるだけ抑えたものを。大地や水の汚染防止はもとより、生産者や消費者の健康のためにもよい栽培方法です。

■省エネ度をチェックして購入しましょう。

家電製品の購入なら、迷わず省エネタイプ。購入時は高くて、電気代を考えると断然お得です。

■再生素材商品を見直しましょう。

再生紙や再生プラスチック素材を使った商品が増えています。価格も手ごろで、品質も遜色なし。再生素材を使った商品の積極的な購入が、資源の有効活用につながります。

■使い捨て商品より、繰り返し使えるもの、長く使える商品を選びましょう。

購入した商品をムダなく長く使うこともグリーン購入です。例えば、リターナブルびん、充電式の乾電池、詰め替え式の洗剤やシャンプーなど。長く使うほど経済的で、ごみも減らせます。流行に左右されず、丈夫で長く使える商品を買うように心がけましょう。

■マイバックを持って行きましょう。

もらってもゴミになるレジ袋はことわりましょう。

■メモを持参して、ムダなものは買わないようにしましょう。

「必要なものを必要なだけ」買うようにしましょう。

■「環境ラベル」を参考にして、商品を選びましょう。

「環境ラベルの一例」



エコマーク

ライフサイクル全体を考慮して環境に配慮した商品

品につけられます。



グリーンマーク

古紙を原料とした商品

につけられます。



牛乳パック再利用マーク

使用済み牛乳パックを原料とした商品につけられ

ます。



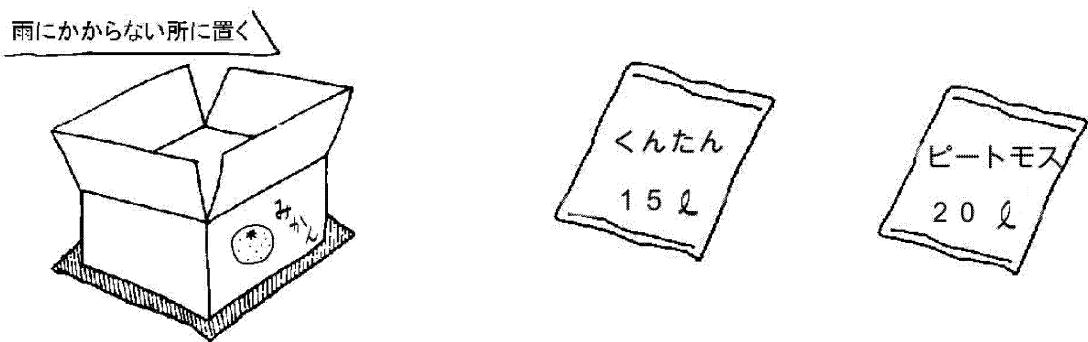
間伐材マーク

間伐材を用いた製品に

つけられます。

ダンボールコンポストの作り方

やってみよう！！生ごみの肥料化



☆用意するもの

1、ダンボール箱（縦30cm×横45cm×高さ30cm程度）

みかん箱などの厚めのもの。

薄い箱であれば二重にすると良い

2、基材

くんたん（土地改良剤、15ℓ入り袋、約500円程度）

ピートモス（土地改良剤、20ℓ入り袋、約600円程度）

それぞれ園芸店、土地改良剤で購入できます。

3、箱の底に敷く下敷き用のダンボール（底の強度を上げる）

4、木片4つまたは5cm幅のガムテープなどの芯5つ

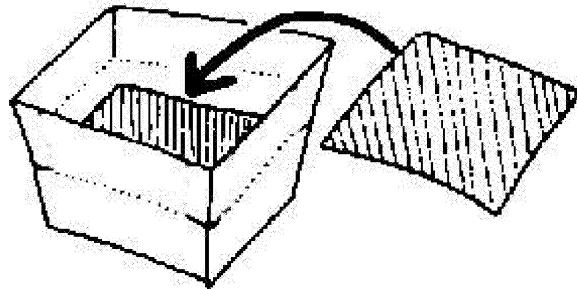
5、新聞紙（底の汚れ防止）

6、シャベル（ダンボール内をかき混ぜるため）

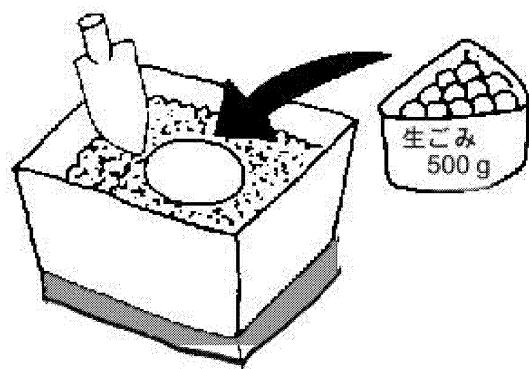
7、温度計（生ゴミ分解温度の確認用）

8、はかり（投入する生ごみの計量用。あれば）

☆作り方



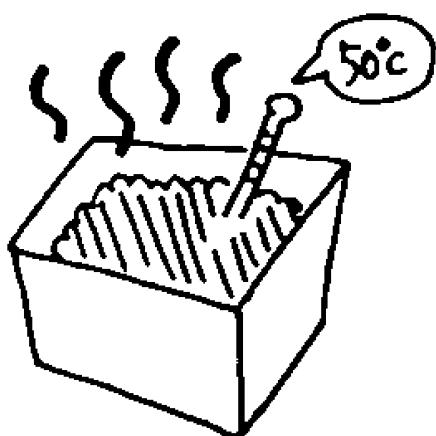
- ① ダンボールの隙間をガムテープでふさぎ、底を補強するため、下敷き用のダンボールを1枚底に敷く。



- ② 基材のピートモスとくんたんを3対2の割合でダンボール箱の中に入れ、よくかき混ぜる。

- ③ 温度が15～20°C位の場所で、箱の足用に使う木片4つ（またはガムテープの芯5つ）の上にダンボール箱を置く

- ④ 水切りした生ごみを一日に約500g程度入れる。



- ⑤ 生ごみを入れるたびに（生ごみを入れない日も）全体をよくかき混ぜ空気が中に入るようする。

- ⑥ 温度計を基材の中心部に差し、温度変化で微生物の働きを確認します。

- ⑦ 生ごみを入れたり、かき混ぜるとき以外はふたをし、バスタオル等をかけます。（保温、防虫、防臭のため）

- ⑧ ダンボール箱から出して同量の土と混せて約1カ月寝かすと堆肥の出来上がりです。

ダンボールコンポストのポイント

① 発酵分解について

* 発酵分解はすぐには始りません。1～2週間の間に生ごみを入れてかき混ぜると温度も30°C（置く場所やお住まいの気温によって多少異なる）を超えるようになり、生ごみの種類や量により60°Cを超えることもあります。バスタオルをかけると温度が保たれます。

* 生ごみを入れなくても、1日1回はかき混ぜます。

* ダンボールの全面から分解による水分が発生するので、ビニール袋などで覆わずに通気性を良くします。

* 生ごみは小さくするほど発酵分解が早いです。

② 温度について

* 温度が上がらない場合は、使用済みてんぷら油などの廃食油（200cc以下、頻繁に入れないこと）、天かす、米ぬかなどを入れると発酵分解は早まりますが、油類は入れすぎると

においが出ます。

* 冬など気温が低いときは、厚手のペットボトルに70°C程度のお湯を（やけどをしないように）入れて、ダンボールの外側四隅に置き、上に毛布をかけるとダンボールのなかの温度が保たれます。

③ 臭いについて

* ふたを開けるとカビや土のにおい及び発酵臭が多少あります。

* 生ごみが多くたり、よくかき混ぜないと水分の多いかたまりができる悪臭が出る場合があります。

* 一度に多量の魚やイカの内臓などを入れると強いアンモニア臭がでることがあります。この場合は、基材を2～3ℓ加えてよくかき混ぜると臭いは弱まります。臭いが気になる場合は外側のダンボール箱を二重にしてみます。

* 防腐剤の使われていない柑橘類の皮やコーヒーかす（少量）で臭いが多少和らぎます。

④ 虫、カビなどについて

* 暖かくなると小バエが発生しやすくなるので、必ずふたをし、バスタオルか新聞紙をかけます。

* 入れる生ごみはためずに水をよく切ってから箱に入れます。

* 生ごみを4～5日以上入れずにかき混ぜないとダニが発生することがあります。使用済みてんぷら油などの廃食油、天かす、米ぬかなどを入れてよくかき混ぜると温度が上がり、ダニが発生しにくく、またハエの幼虫がいても死んでしまいます。

* カビなどのアレルギーがある方は室外で使ってください。ただし、温度差のない暖かいところがよいです。

⑤ 使用期間について

* 一日の生ごみ投入量が平均 500 g だと 3 カ月くらいは生ごみを処理できます。

* 基材のかたまりが多くなり、べたついた状態になったら、生ごみを入れるのを止め、約一週間かき混ぜます。

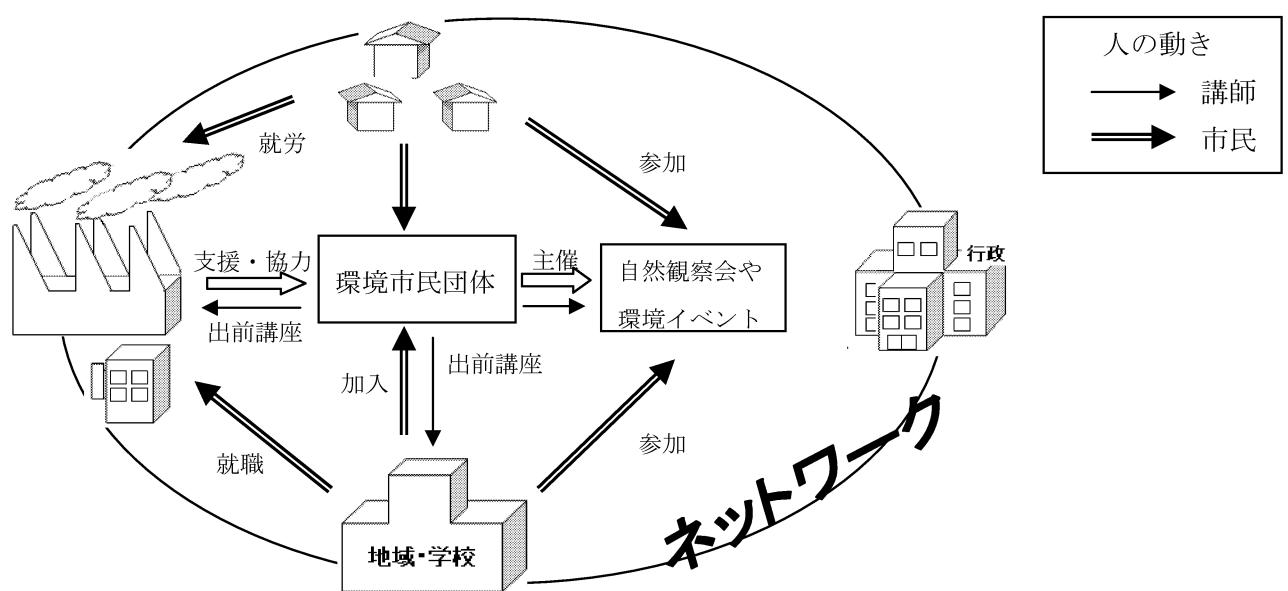
* その後、同量の土と混ぜ、約 1 カ月寝かせてから堆肥として使用します。

■環境ネットワークに向けて

本市には、身近な環境や地球環境の保全を目的に、清掃活動から環境学習にいたるまでさまざまな活動を展開されている市民団体があります。しかし、それらの活動は、多くの場合それぞれの団体会員やその身近な人にだけに知られているものとなっています。

環境問題の解決に向けては、個人の取組と併せて、多くの人と手を携えながら活動していくことが大切であり、市民団体の大きな役割を持続的に果たしていくためにも、それぞれの活動を多くの人に知っていただく機会を増やし、共に活動される人が増え、団体間の連携による活動と人の輪を広げていくことが重要です。

また、環境コミュニケーションを円滑に進めるためには、発信された環境情報を分かりやすく解釈、分析して公表する仲介人となる人が必要です。この仲介人となる人材を環境推進員とし、市民団体あるいは市民の中から養成する制度を導入することで地域での環境意識の高揚を図ったり、市民団体が集う場の整備や活動成果の発表の場を提供するなど、市民が積極的に活動を展開できる土壌づくりが必要です。



■彦根市の環境関連団体

◇自然環境・生活環境の保全と創出活動

泉エコーくらぶ

家々のそばを水路が巡る情緒豊かな景観が残る日夏町泉地区で、毎月第3日曜日を「エコーの日」と定め、花いっぱい活動、水路の清掃や水車の維持管理を行っている。また、ホタルの観察会など世代間での交流を増やし、ふるさとの魅力を次世代へ受け継ぐ取組も行っている。

※水車の愛称は、「エコクルリン」です。



犬上川開出今地区竹林愛護会



当会は、犬上川左岸河川敷の竹林間伐による環境整備に取り組んでいます。会員は67名で11月～6月まで月2回の出動により年間1万m²の手入れを目標に10年掛の息の長い事業です。墓地周辺の整備に端を発し、県立大通学路の防犯やゴミ不法投棄の解消、また、洪水時の遊水池確保等幅広く、竹炭の利用も視野に入れた活動です。

犬上川を豊かにする会

淡海川づくり検討委員会犬上部会に参加していた流域の人々により、産・官・学・民の構成にて発足した会です。犬上川河畔林西今地先を活動拠点に、西今町第3自治会、県立大学との協働を計っています。現在進行中の河川改修の工法等を始め、環境維持・再生を企業・大学・住民と共に調査、竹林整備・活用等を計り、環境持続的発展活動をしています。



快適環境づくりをすすめる会



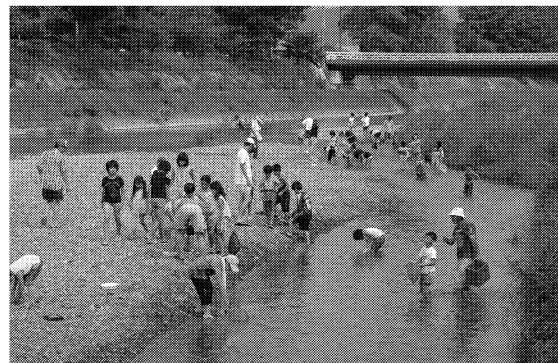
昭和59年7月、環境問題に取り組む市内の団体と市の関係課が一堂に会し、環境問題を総合的にとらえ行動する団体として結成されました。本会は、「うるおい」や「やすらぎ」のある快適な環境をつくり育てていくため、自然観察会や環境保全に関する啓発活動を通じて、市民の環境への意識高揚を図っています。

荒神山を愛する仲間の会

平成15年3月、荒神山の不法投棄や散乱ごみをなくすため、行政にごみ袋の提供と集めたごみの回収をお願いして、清掃活動を始めたのが始まりです。活動を始めたことで、荒神山は格段に美しくなりましたが、未だに不法投棄等は絶えません。現在は、ウォーキング時にごみを拾ったり、1、2ヶ月に1回一斉清掃をしています。

芹川自然観察の会

芹川の恵みや芹川流域の自然の素晴らしさを再発見し、その豊かな自然を後世に伝えることを目的に、平成14年2月に結成。「ホタルの観察会」、「水の中の生物観察会」など自然に触れ親しむ活動や、自然を守るための啓発活動等に取り組んでいます。平成15年度より「野鳥の森自然観察会」の委託を受け、彦根自然観察の会と連携し運営しています。



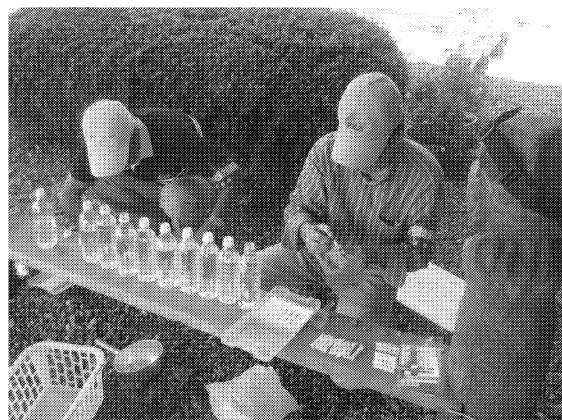
高宮の自然環境とホタルを守る会



町内の太田川、新之木川等で4～7月末までホタル調査や飼育放流活動を実施。また、地元小学校、幼稚園で「水の大切さ、命の大切さ、環境保全の大切さ」をテーマにホタル学習を行い、毎年6月にホタル観察会で児童による学習発表会を実施。昔のように自生ホタルが飛び交う町を願って、各種啓発看板を設置、河川の清掃除草作業等を行っています。

彦根市環境保全指導員連絡会議

環境保全指導員は、平成4年に彦根市が策定した「生活排水対策推進計画」に基づき、生活排水に関する啓発を地域において推進する指導者として市に認定されています。現在50名余りの会員が、市内の河川水路の水質調査・ホタルの調査、小学校への環境出前講座など、身近な水環境における環境啓発を実施しています。



彦根自然観察の会



彦根を中心とした湖東地域における自然観察会等の活動を通して、その豊かな自然を大切に守っていくことを目的に、平成17年3月に結成。自然観察会など自然に触れ親しむ活動、自然を大切に守っていくための啓発活動、自然調査活動等に取り組んでいます。また、「彦根城オニバスプロジェクト」を組織し、貴重なオニバスの保護活動もしています。

彦根山草会

昭和52年当時、山野草ブームのあおりで、マニアや業者による県内の珍しい種の乱獲が報道され、山野草を愛する者たちで、保護を目的とした栽培技術の研究活動をするため設立されました。現在は、春と秋に、山野草の展示会や鉢植え教室も開催しています。展示会でのチャリティ販売の売り上げの一部を社会福祉協議会へ寄付しています。

平田川沿いに「桜の通り抜け」を造る会

平田川沿いに「八重桜の通り抜け」をオーナー制で造成しました。造成後も桜の手入れや花壇の造成、草刈り、ごみ拾い等を実施し、景観の向上と河川の美化に努めている。花見を通じて住民同士のつながり作りも行う。

◇低炭素社会の構築

NPO燐電会

2003年2月に彦根市内に①太陽光発電普及促進活動と②市民共同発電所を設置することを目的に発足した非営利任意団体です。2004年に市内たんぽぽ作業所屋上に市民共同発電第1号を設置し、2010年からは、総務省が実施する「緑の分権改革推進事業」において、新たに市民共同発電所設置のプロデュースを行うなどの活動を行っている。



◇資源循環型社会の構築

大藪女性の会



平成20年度から生ごみ処理のボカシ作りに取り組み、現在は20名の会員で活動しています。会員には農家の方が多く、みずみずした米や野菜を食卓に囲むため、皆で楽しく会話を弾ませながらボカシを田畠の土に混ぜ、土を肥やしています。

また、着なくなった洋服や不用品の再利用等、エコ活動にも取り組んでいます。

このゆびとまれ

EM菌で生ごみ等を発酵させたボカシ肥料を皆で楽しみながら作っています。処理容器は、家の中にも置けるので、寒い時や雨の日でも外へ出なくて良いし、「虫もわからず！ 悪臭もない！」と好評で、たくさんの仲間が増えました。野菜や果物の味が良くなったり、花の色が良く元気に育っているとの嬉しい声が聞こえてきます。

彦根市老人クラブ連合会

中老人福祉センター周辺の除草や花植え、リサイクル活動としてバザーを実施。各学区・単位老人クラブは、公共施設や神社・仏閣の除草や清掃を定期的に実施。月例会ではごみ問題を話題にし、時には講師を招いて環境美化の意識を高めています。老人クラブは自治会や民生委員とのつながりが深く、常に連携しネットワーク化に努めています。



リサイクルステーション運営委員会



私たちリサイクルステーションは「いらないものをいる人に」を合言葉に活動を行っています。家庭不要品の常設のリサイクルマーケット、廃油の回収拠点、資源（古紙・段ボール等）回収ステーション、エコマーケット「夢畑」の運営、また、市から委託を受けボカシによる生ゴミの堆肥化を進めています。

◇文化財の保存と活用

NPO法人彦根景観フォーラム

美しい自然環境と歴史的遺産を持つ彦根の景観を、住民と共に考え、活かし、文化の担い手という意識を高めながら、守り育て、慈しみ、未来に向け働きかけていくことを目的に、「まちづくり推進」「環境保全」「社会教育推進」「これらの活動を行う団体の運営や活動への助言及び援助」等の活動を行っています。



彦根ボランティアガイド協会



彦根城及びその周辺の観光地を訪れる方々に、彦根への理解と愛着を深めてもらうため、郷土の歴史文化や自然風土をボランティア精神で温かくご案内（外国語も含む）するほか、指定管理者制度に基づき彦根市俳遊館の管理と運営を行う。

◇清掃ボランティア団体

C a n D o かわせ



J R 河瀬駅ホーム東で荒地となっていたスペース（150m）を耕し、瘦せた土地に肥料を施し、つげの木で囲んだ花壇に整備し、今では年2回花苗を植えています。また、駅周辺の清掃活動や駅舎2階の通行路にある市のギャラリースペースに掲示板2台を設置し、近隣の保・幼・小・中・高各校や地域住民等の作品を展示しています。

真の家庭運動推進滋賀協議会 サラン彦根

「家庭は愛の学校」をスローガンに、家族で清掃奉仕活動を通して、家族の絆を深めながら、自然環境の大切さを学んでいます。サランとは愛です。愛する彦根の自然を守っていきたいと思い、2003年4月に清掃ボランティア活動を開始して以来、毎月欠かさず家族での琵琶湖岸の清掃や緑化活動を行っています。



須越町紅葉会

毎月第二水曜日に野田沼公園の清掃作業をしています。空き缶やペットボトル等の散在性ごみを回収しています。時には不法投棄の自転車やテレビ等の大型ごみもあります。第三水曜日には琵琶湖岸の清掃作業を行います。流木や空き缶、プラスチック類です。古タイヤ等大型ごみも流れてきます。作業参加者人数は、50～60人です。

西肥田にこちゃんクラブ



当クラブは、出来る者が、出来る時に、出来る範囲でボランティア活動をしています。ここ1年の活動メンバーは18名です。環境活動では、道路や宇曽川堤防を清掃する淡海エコフォスター活動を、毎月4年間継続。他には、ごみゼロの日、びわ湖の日、環境美化の日に参加しています。

ボランティア久留美の会

ボランティア久留美は、平成15年10月に誕生。美化活動として毎月、自治会役員と一緒に県道3線のごみ収集と愛知川堤防の不法投棄の回収を隔月ごとに実施、行政主催のごみゼロ運動にも参加しております。また、独居老人80歳以上の方と84歳以上の老人を対象にふれあいサロンを年間4回実施し、一緒に楽しんでいます。

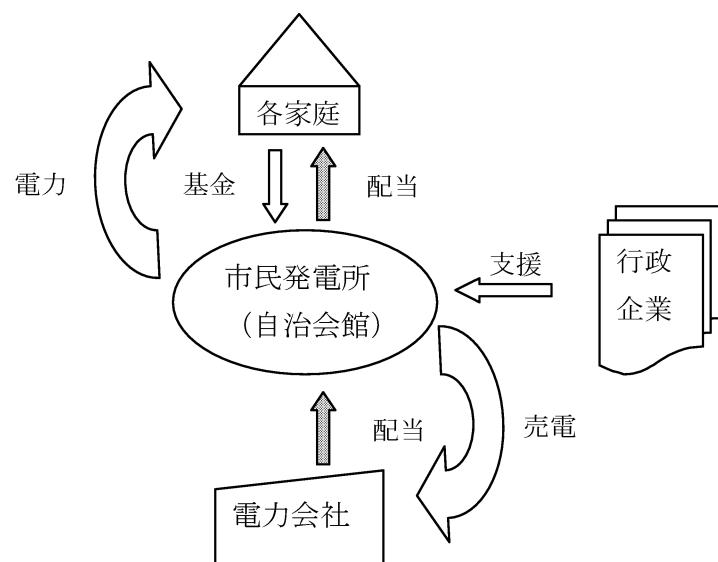


■環境ファンドとは

一般的にはエコファンドと言われ、環境に優しい発電技術や省エネ技術、水の浄化技術などを開発している会社や、自社の室温管理や廃棄物管理を徹底している会社、環境保全を行っている会社などに投資し、収益を求めて、社会貢献につながる投資信託を言います。

このような地球温暖化などの環境問題への関心が、投資の世界にも広がるなかで、市民の出資で太陽光発電パネルを設置し、生産電力の売却利益を出資者に配当する仕組みをもつ市民発電所が注目されています。

現状では、出資者にとって経済的なメリットがほとんどありませんが、それでもこうした動きがでてくる背景には、環境に配慮した生活をし、良い環境を後世に残したいという人たちが増えていることがうかがえます。



環境にやさしい『エコ』を考えよう！

家族や友達と環境について話し合ってみましょう。

これってエコ？

- かわいいエコバックを20個もっています。

考え方例

※買い物にエコバックを持参するのは環境に優しい行動です。しかし、エコバックは必要な数だけあれば十分ではないでしょうか。ムダをなくしたライフスタイルを心がけましょう。古着を利用してオリジナルのエコバックを作つてみるのもいいかも知れません。

これってエコ？

- 外食に出かけることが多いので、マイ箸を携帯しています。

考え方例

※日本で使い捨てにされる割り箸のほとんどが中国で生産され、森林伐採による環境破壊につながっていると言われます。昨今、日本では割り箸に間伐材を利用することで、森づくりに貢献していますが、やはりマイ箸を持参する方が環境に優しい行動だと思われます。割り箸を「もったいない」と思える心を育てたいものです。

これってエコ？

- ペットボトルはリサイクルできるので、いつもペットボトル入りの商品を選びます。

考え方例

※リサイクルできる商品を選ぶことは大切です。しかし、リサイクルできるからと言って、大量に消費したり、飲みきれずに中身を捨ててしまうような行為は環境に優しい行動とは言えないのではないでしょうか。リサイクルは、環境のために一番いい行動だと思われるがちですが、まずは①ごみを出さないためにムダな買い物をしない。（リデュース）②使えるものは何度も使う。（リユース）そして、最後に③使えなくなったものを再資源化して使う。（リサイクル）の順であることを覚えておきましょう。

これってエコ？

4. 電動アシスト自転車なので、常時補助走行で買い物に出かけます。

考え方例

※近くのコンビニまで自動車で買い物に出かけていたのを自転車での買い物に切り替える行動は、非常に環境に優しい行動であると評価できます。しかし、電動アシスト自転車の動力には電気が使用されているため、補助走行は向かい風や坂道など負荷のかかるような状況にだけ使用することをお勧めします。

これってエコ？

5. 廃食油は排水口に流さないよう、新聞紙に浸みこませて燃やすごみの日に出しています。

考え方例

※排水口へ油を流さないために、フライパンの油汚れや廃食油を新聞紙などで吸収し、燃やすごみの日に出すのは環境に優しい行動です。しかし、本市では廃食油を回収し、バイオディーゼル燃料にリサイクルする事業を実施しているため、廃食油は回収し近くの回収ボックスへ持ち込むことで、なお一層環境に優しくなります。

近年、下水道に接続しているからといって、油や洗剤などを大量に流されることがあります。そのため、下水道管が詰まったり、処理過程で負荷がかかることがあります。マナーを守りましょう。

これってエコ？

6. テレビは古いけど、家族みんなで観るようにしています。

考え方例

※最近のテレビは消費電力も少なくなっていますが、観ていないのに電源を入れたままにしたり、家族が別々の部屋で同じ番組を観るのは、経済的にも環境的にも優しい行動とは言えないのではないでしょうか。家族が同じ部屋でテレビを観ることで、電気代が安くなったり、二酸化炭素の排出も削減されたり、家族団欒の時間がうまれるなどの相乗効果が期待されます。

これってエコ？

7. 生ごみ処理機を購入して、ごみ減量に取り組んでいます。

考え方例

※乾燥式の生ごみ処理機は電気を使用するため、本当に環境に優しいのか疑問視されることがあります。しかし、行政の回収するごみが減ることで、回収車の燃料費が削減され、二酸化炭素の削減にもつながります。また、肥料として家庭菜園などでも利用することができ、身近な緑化にもなります。ダンボールを使った電気を使用しない生ごみ処理の方法もあります。（87ページ参照）

第 6 章 計画の進行管理

計画の進行管理

1 年次報告書の作成

彦根市環境基本条例では、本市の環境の状況と環境に関して実施した施策などについて、毎年、報告書を作成することが定められています。

この年次報告書では、計画に基づき実施した施策や施策のすすみ具合などを取りまとめ、公表していくこととなります。

彦根市環境基本条例第22条

「市長は、毎年、環境の状況および良好な環境の保全と創出に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。」

2 市民環境フォーラムと環境パートナー委員会

本市の環境の状況や計画のすすみ具合などを中心に、毎年、その時々の課題を設定して市民の皆さんから意見や提言を聴いたり、市民の皆さん同士で意見を交換する場として、市民環境フォーラムを開催します。

彦根市環境基本条例第26条

「市長は、良好な環境の保全と創出に関する基本的な施策の策定および実施状況に関し、定期的に市民から環境保全上の意見等を聞く場を設けなければならない。」

計画に基づいて実施する施策について、適正に実行されているかどうか、また、目標にどの程度到達しているかなどの評価検討を行うため、環境パートナー委員会を設置します。

委員会で集約された意見等は、市長に対して提言が行われ、市長はその提言を尊重し、次年度以降の施策に反映させていくこととなります。

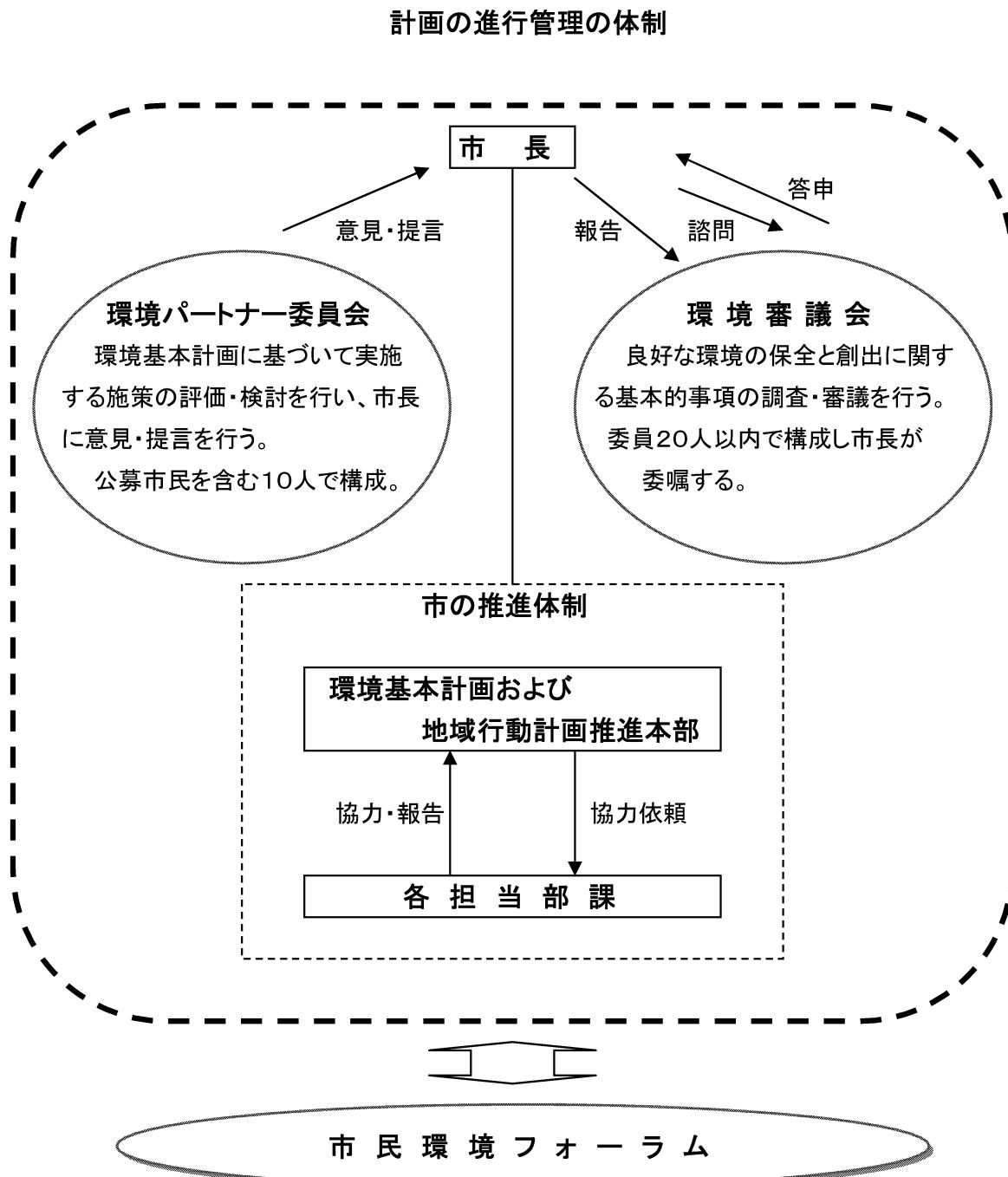
また、委員会の提言は、市長から彦根市環境審議会に報告され、その後の審議の参考にしていただきます。

彦根市環境基本条例第27条

「環境基本計画に基づき実施される施策等に関し、その成果および実施状況について、市民参画の下で評価検討を行うため、環境パートナー委員会を置く。」

③ 環境基本計画および地域行動計画推進本部の設置

市では、率先して計画を実行するとともに、計画のすすみ具合や目標の達成状況について点検を行い、次のステップに結びつけていくため、自主的な進行管理体制を整備します。



4 パートナーシップに基づく計画の推進

彦根市の良好な環境を保全し創出していくために、環境基本計画および地域行動計画を着実に実行していくことが必要です。そのためには、市における施策の推進とともに、市民や市民団体、事業者の皆さんとの参加と協力が不可欠です。

また、市、市民、市民団体、事業者の各主体がそれぞれの責任と役割を果たしながら互いに協力しあうこと、協働することが大切です。わたしたちはこのことを「環境パートナー」と呼んでいます。

全市一体となって、持続可能な社会(まち)彦根を築いていきましょう。

